

學說

- 第一 正規妊娠分娩及其取扱法
- 第二 正規產褥ノ經過及褥婦生兒ノ看護法
- 第三 異常ノ妊娠分娩其ノ取扱法
- 第四 妊婦產婦褥婦生兒ノ疾病消毒ノ方法及產婆心得

實地

實地試驗若ハ模型試驗

- 第三條 學說試驗ニ合格シタル者ニ非サレハ實地試驗ヲ受クルコトヲ得ス
- 第四條 學說試驗ニ合格シ實地試驗ニ落第シタル者又ハ實地試驗ヲ受ケサル者ハ次回以後ノ試験ニ於テ實施試驗ノミヲ受クルコトヲ得
- 第五條 產婆試験ヲ受ケントスル者ハ產婆學校產婆養成所等ノ卒業證書若ハ修業證書又ハ產婆若ハ醫師二名ノ證明アル修業履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ願出スヘシ
- 但第四ニ依リ實地試験ノミヲ受ケシトスル者ハ學說試験合格ノ證明書ヲ添ヘ願出ヘシ
- 地方長官前項ノ願出ヲ許可スルトキハ指令ヲ要セス其願書ヲ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却下ス

第六條 產婆試験ヲ願出ル者ハ收入印紙ヲ以テ試験手数料金壹圓ヲ納付スヘシ但納付シタル手数料ハ之ヲ還付セス

第四條ニヨリ實地試験ノミヲ願出ル者ト雖モ本條ノ手数料ヲ納付スヘシ

第七條 地方長官ハ學說試験及實地試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付シ學說試験ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ交付ス

第八條 地方長官ハ受験人心得其ノ他試験場ノ整理ニ關スル條規ヲ定メ試験場ニ揭示スヘシ
當該官吏ハ受験人心得其前項ノ條規ニ違背シタル者ニ退場ヲ命スルコトヲ得

●產婆試験委員設置規程

明治三十四年六月 府縣
內務省訓令第八號

第一條 地方廳ニ產婆試験委員長一人產婆試験委員若干人ヲ置キ產婆試験ニ關スル事務ヲ管掌セシム

第二條 產婆試験委員長及產婆試験委員ハ地方長官之ヲ選任スヘシ

產婆試験委員長產婆試験委員ハ地方廳ノ官吏タル者ヲ除ク外試験舉行ノ都度之ヲ選任スルモノトス

第三條 產婆試験ニ關シ書記若干人ヲ置キ庶務ニ從事セシム

書記ハ地方長官其ノ廳ノ列任官ニ就キ之ヲ命ス
第四條 産婆試験委員長産婆試験委員及書記ニハ事務ノ繁簡ニ從ヒ手當ヲ給スルコトヲ得

●死亡診断書、死體檢案書並死産證書、死胎檢案書記載事項ノ件(第一章醫師ノ部參照)

●死亡診断書、死體檢案書並死産證書、死胎檢案書様式並記載方(同上)

第六章 鍼灸術、入齒、齒拔、口中療治、接骨

●鍼灸術營業者許可及取締方ノ件

明治十八年三月 府縣
内務省達甲第十號

鍼灸術營業者之儀ハ從來開業之者並ニ新規開業セントスル者ハ自今出願セシメ其修業履ヲ檢シ相當ト認ムルトキハ差許不苦其取締方之儀ハ便宜相設可申此旨相達候事
但既ニ營業差許タルモノハ更ニ出願セシムルニ及ハス

●入齒齒拔口中療治接骨營業ノ者取締ノ件

明治十八年三月 府縣
内務省達甲第七號

入齒齒拔口中療治接骨等營業之者ハ明治十六年十月第三十四號布達ニ據リ醫術開業試験ヲ經ルニ非サレハ新規開業不相成候條從來之營業者ハ此際各地方廳ニ於テ鑑札ヲ付與シ相當之取締法相立可申此旨相達候事
但既ニ取締法相設候向ハ更ニ本文之手續ヲ爲スニ及ハス

第七章 病院

●病院醫院其他診察所治療所ノ廣告ニ關スル件

明治四十二年七月十七日
内務省令第十九號

第一條 病院其ノ他公衆ノ需ニ應シ診察治療ヲナス場所ノ設立者ハ業務上何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス其診察所治療所ノ療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

前項診察所又ハ治療所ニ於テ診察治療ニ從事セシムル醫師又ハ齒科醫師ノ技能療法又ハ經歷ニ關シテ亦前項ニ同シ但シ其學位稱號及専門科名ハ此ノ限リ

ニアラス

第二條 第一條ニ違背シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三條 設立者方未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ之ニ適用スハキ

罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス

設立者ハ其代理人又ハ使用人其他ノ従業者ニシテ本令ニ違背シタルトキハ自

己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ使用人其他ノ従業者ニシテ本令ニ違背シタル場合ニ於

テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

●市町村ニ設置スヘキ避病院設備準則(第三編第一章

傳染病豫防ノ部參照)

●市町村ニ設置スヘキ避病院管理方法(同上)

第八章 解剖

●病死體解剖ニ關スル件

明治九年七月
内務省達無號

病死體解剖ノ儀ハ醫術進歩ノ爲メ緊要ノ事柄ニ付雙方熟談ノ上ハ區戸長或ハ口
務取締ヘ届置患部ノ解剖不苦候條此旨相達候事

●刑死者及死亡者遺骸解剖ニ關スル

件 明治十八年七月
内務省達甲第二五號

監獄則ニ掲クル所ノ刑死者及死亡者ニシテ親屬故舊其遺骸ノ下付ヲ請フ者ナキ
トキハ官公立醫學校若クハ病院ニ於テ該遺骸ヲ解剖實驗ノ用ニ供スルヲ得此旨
相達候事

但屍體解剖ノ後ハ縫理シテ原體ニ復シ不都合無之様取扱ハシムヘシ

●變死者解剖ニ關スル件

明治十年二月
布告第二二號

變死ニ係ル屍ヲ警察官吏檢視スルトキニ於テ解剖ヲ行ハサレハ其致命ノ原由ヲ
確知シ難キ旨醫師申立ツルトキハ檢事(檢事派出ナキ地方)ノ許可ヲ受ケ其部分
ヲ解剖検査セシムルコトヲ得

●醫學部へ解剖出願ノ件

明治二十一年九月
文部内務兩省告示第十號

從來死體解剖ノ儀帝國大學へ願出ル者アルトキハ該學ニ於テ開屆來候處自今文部省直轄高等中學校醫學部ニ於テ同様可開屆ニ付右望ノ者ハ該醫學部へ願出ヘシ

◎死體解剖望ノ者出願ノ件

明治三十二年五月 內務省告示第六〇號

死體解剖ハ自今傳染病研究所及永樂病院ニ於テモ可開屆ニ付右望ノ者ハ兩所ノ中へ願出ツヘシ

第五編 救恤

第一章 行旅病人及行旅死亡人

◎行旅病人及行旅死亡人取扱法

明治三十二年三月 法律第九三號

第一條 此ノ法律ニ於テ行旅病人ト稱スルハ歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ病人ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ヲ謂ヒ行旅死亡人ト稱スルハ行旅中死亡シ取引者ナキ者ヲ謂フ

住所、居所若ハ氏名知レズ且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス
前二項ノ外行旅病人及行旅死亡人ニ準スヘキ者ハ內務大臣之ヲ定ム

第二條 行旅病人ハ其所在地市町村長之ヲ救護スヘシ
必要ノ場合ニ於テハ市町村長ハ行旅病人ノ同伴者ニ對シテ亦相當ノ救護ヲ爲スヘシ

第三條 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村長ハ速ニ扶養義務者若ハ家族又ハ第五條ニ掲ケタル公共團體ニ通知シ之ヲ引取ラシムルノ手續

ヲ爲スヘシ

前項ノ通知及引取ノ手續並期間ノ指定其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第五條 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ爲ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ辨償ヲ爲スヘキ公共團體ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六條 扶養義務者ニ對スル被救護者引取ノ請求及救護費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ請求スルコト得 但費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スヲ妨ケス

第七條 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村長ハ其ノ狀況相親遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シ其ノ屍體ヲ假土葬スヘシ 但法令ニ別段ノ規定アル場合ニ於テ之ヲ火葬スルコトヲ妨ケス

墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本條ノ假土葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス

第八條 必要ノ場合ニ於テハ市町村長ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ對シテ亦相當ノ

救護ヲ爲スヘシ

行旅病人ニ關スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第九條 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村長ハ其ノ狀況相親遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十條 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村長ハ速ニ相親人ニ通知シ相親人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ家族ニ通知シ又ハ第十條ニ掲ケタル公共團體ニ通知スヘシ

前項ノ手續其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ニ付テハ第三條第二項ヲ準用ス

第十一條 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相親人ノ負擔トシ相親人ヨリ辨償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負擔トス

第十二條 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村長之ヲ保管スヘシ 但其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相當ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ賣却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三條 市町村長ハ第九條ノ公告後六十日ヲ經過スルモ仍行旅死亡人取扱費第二ノ辨償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却シ其費用ニ充ツルコト

ヲ爲スヘシ
前項ノ通知及引取ノ手續並期間ノ指定其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第四條 救護ニ要シタル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第五條 行旅病人若ハ其ノ同伴者ノ引取ヲ爲ス者ナキトキ又ハ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ引取並費用ノ辨償ヲ爲スヘキ公共團體ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六條 扶養義務者ニ對スル被救護者引取ノ請求及救護費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ請求スルコト得 但費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スヲ妨ケス

第七條 行旅死亡人アルトキハ其ノ所在地市町村長ハ其ノ狀況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ記録シ其ノ屍體ヲ假土葬スヘシ 但法令ニ別段ノ規定アル場合ニ於テ之ヲ火葬スルコトヲ妨ケス

墓地若ハ火葬場ノ管理者ハ本條ノ假土葬又ハ火葬ヲ拒ムコトヲ得ス
第八條 必要ノ場合ニ於テハ市町村長ハ行旅死亡人ノ同伴者ニ對シテ亦相當ノ

救護ヲ爲スヘシ

行旅病人ニ關スル規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第九條 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レサルトキハ市町村長ハ其ノ狀況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ

第十條 行旅死亡人ノ住所若ハ居所及氏名知レタルトキハ市町村長ハ速ニ相繼人ニ通知シ相繼人分明ナラサルトキハ扶養義務者若ハ家族ニ通知シ又ハ第十條ニ掲ケタル公共團體ニ通知スヘシ

前項ノ手續其ノ他之ニ關スル必要ナル事項ニ付テハ第三條第二項ヲ準用ス

第十一條 行旅死亡人取扱ノ費用ハ先ツ其ノ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサルトキハ相繼人ノ負擔トシ相繼人ヨリ辨償ヲ得サルトキハ死亡人ノ扶養義務者ノ負擔トス

第十二條 行旅死亡人ノ遺留物件ハ市町村長之ヲ保管スヘシ 但其ノ保管ノ物件滅失若ハ毀損ノ虞アルトキ又ハ其ノ保管ニ不相當ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ之ヲ賣却シ又ハ棄却スルコトヲ得

第十三條 市町村長ハ第九條ノ公告後六十日ヲ經過スルモ仍行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ得サルトキハ行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却シ其費用ニ充ルコト

得其ノ仍足ラサル場合ニ於テ費用ノ辨償ヲ爲スヘキ公共團體ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

市町村ハ行旅死亡人取扱費用ニ付遺留物件ノ上ニ他ノ債權者ノ先取特權ニ對シ優先權ヲ有ス

第十四條 市町村長ハ行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ得タルトキハ相續人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相續人ナキトキハ正當ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得

第十五條 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ關スル費用ハ所在地市町村費ヲ以テ一時之ヲ繰替フヘシ

前項費用ノ辨償金徴收ニ付テハ市町村稅徴收ニ關スル例ニ依ル

第十六條 行旅病人行旅死亡人ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ內務大臣之ヲ定ム

第十七條 外國人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 船車内ニ於ケル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 此ノ法律ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市其ノ他勅令ヲ

以テ指定シタル市ニ於テハ區長ニ、市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ、市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ準用ス

第二十條 北海道沖繩縣其ノ他市制町村制ヲ施行セサル地ニハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

第二十二條 明治十五年第四十九號布告行旅死亡人取扱規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依ル行旅病人、行旅死亡人及同伴者ノ救護並取扱ニ關スル件

明治三十二年六月 內務省令第二十三號

第一條 飢餓凍餒ニ迫リ歩行ニ堪ヘサル行旅者歩行ニ堪ヘサル行旅中ノ妊婦產婦ニシテ手當ヲ要スルモ其ノ途ヲ有セザルモノ及行旅者又ハ住所居所ナク若ハ不明ナル者ニシテ引取者ナク警察官署ニ於テ救護ノ必要アリト認メ引渡シタルモノハ行旅病人ニ準ス

第二條 行旅病人又ハ其ノ同伴者ヲ救護シタルトキハ市町村長ハ遲滞ナク引取

ヲ爲スヘキ期間ヲ指定シ且被救護者ノ狀況ヲ具ヘ扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ通知スヘシ其ノ引取ヲ爲スヘキ必要ナキニ至リタル場合ニ於テハ前ニ通知ヲ爲シタル扶養義務者若ハ家族ニ對シ直ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス
前項ノ通知ハ扶養義務者若ハ家族ノ所在地ノ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

前項囑託ヲ受ケタル市町村長ハ遲滞ナク扶養義務者若クハ家族ニ通知スヘシ
第三條 被救護者ノ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ハ其ノ指定ノ期間内ニ之ヲ引取ルヘシ

疾病ノ狀況其ノ他特別ノ事故ニ依リ指定ノ期間内ニ被救護者ヲ引取ルコトヲ得サル事情アルトキハ被救護者又ハ其ノ引取ヲ爲スヘキ者ノ請求ニ依リ市町村長ニ於テ相當ノ期間ヲ指定シ留置救護ヲ爲スコトヲ得其ノ請求ナキ場合ト雖市町村長ニ於テ必要ト認ムルトキ亦同シ

第四條 被救護者ノ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニシテ指定ノ期間内ニ引取ヲ爲サルコトキ又ハ留置救護ノ請求ヲ爲スモ相當ノ事故アリト認メ難キトキ又ハ市町村長ニ於テ留置救護ヲ爲スノ必要ナシト認メタルトキハ引取ヲ爲スヘキ通知ヲ受ケタル扶養義務者若ハ家族ニ之ヲ送還スルコトヲ得

第五條 被救護者ノ扶養義務者若ハ家族ナキ時又ハ分明ナラサルトキ其ノ他被救護者ノ引取ヲ爲ス者ナキ時ハ市町村長ハ被救護者ノ狀況ヲ具ヘ行旅病人及

行旅死亡人取扱法第五條ノ公共團體ニ其ノ引取ヲ爲スヘキコトヲ通知スヘシ
前項ノ通知ヲ受ケタル公共團體ハ遲滞ナク被救護者ヲ引取ルヘシ

第六條 行旅病人及其ノ同伴者ノ救護ハ之ヲ救護スルニ適當ナル公私ノ施設又ハ私人ニ委託スルコトヲ得 但救護ノ資料及費用ヲ要スルモノニ在テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ資料及費用ヲ支辨スルコトヲ要ス

第七條 救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ被救護者若ハ扶養義務者ニ請求スルトキハ計算書ヲ添ヘ且辨償ヲ爲スヘキ期間ヲ指定スヘシ
前項ノ請求ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ其ノ費用ヲ辨償スヘシ

第八條 被救護者ヨリ救護費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ其ノ扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ市町村長ハ其ノ計算書ヲ添ヘ行旅病人及行旅死亡人取扱法第五條ノ公共團體ニ費用ノ辨償ヲ請求スヘシ
前項ノ請求ヲ受ケタル公共團體ハ遲滞ナク其ノ費用ヲ辨償スヘシ

第九條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條ニ依リ公署ノ揭示場ニ告示スルトキハ三十日以上之ヲ揭示スヘシ

第十條 行旅死亡人ニ關シ相續人又ハ扶養義務者若ハ家族ニ通知スルトキハ死

亡人ノ狀況相貌其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ通知スヘシ

第十一條 行旅死亡人ノ相繼人及其ノ扶養義務者ニ對シ行旅死亡人取扱費用ノ辨償ヲ請求スルトキハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 行旅死亡人取扱費用ニ付其ノ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之ニ充ツルモ仍足ラサル場合ニ於テ相繼人及扶養義務者ナキトキ若ハ分明ナラサルトキハ最初ニ公告ヲ爲シタル日ヨリ起算シ六十日ヲ經過シタル後行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却シテ其ノ費用ニ充ツヘシ仍足ラサルトキハ行旅病人及行旅死亡人取扱法第十三條ノ公共團體ニ對シ計算書ヲ添ヘ之ヲ請求スヘシ

第八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

行旅病人及行旅死亡人取扱法第九條ノ公告ヲ爲サザリシモノ及公告後相繼人若ハ扶養義務者ノ知レタルモノニ付テハ費用ノ辨償ヲ得サル場合ニ於テ直ニ前項遺留物品ヲ賣却スルコトヲ得

第十三條 行旅死亡人ノ遺留物件ヲ賣却スルトキハ費用ノ辨償額ニ達スルマテヲ限度トシ其ノ價格アル物件ヲ競賣スヘシ
有價證券及見附價格十圓未満ノ物件ハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ之ヲ競賣ニ付セスシテ處分スルコトヲ得

第十四條 行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ノ救護若ハ取扱ニ關シ市町村費ヲ

以テ繰替フヘキ費用ハ左ノ種目トス

- 一 醫師診察料手術料旅費日當及診斷書料
 - 二 藥價及療養ニ關スル必要品費
 - 三 食料
 - 四 看護人及番人費
 - 五 被服寢具料
 - 六 病人死亡人ノ爲特ニ要スル薪炭油費
 - 七 入院料借家料小屋掛料
 - 八 護送及運搬ニ關スル諸費
 - 九 死體檢案料及檢案書料
 - 十 假土葬及火葬ニ關スル諸費
 - 十一 墓標費
 - 十二 公告料
- 前項ノ外特ニ要スル費用及費用ノ限度竝之ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第十五條 船舶又ハ汽車内ノ行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者竝其ノ所持物件若ハ遺留物件ノ取扱ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外最初ノ著船地又ハ停車

地ノ市町村長之ヲ掌ル 但取扱上不適當ト認ムル場合ニ於テハ船長又ハ車長
車掌ハ他ノ著船地又ハ停車地ヲ指定スルコトヲ得

第十六條 本令ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市ニ於テハ區長ニ、
市町村長ヲ置カサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ、市町村トアルハ市制町
村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ準用ス

●行旅病人行旅死亡人等ノ引取及費用辨償

ニ關スル件 明治三十二年六月
勅令第二七七號

第一條 行旅病人及行旅死亡人取扱法第五條及第十三條ノ公共團體ハ行旅病人
行旅死亡人若ハ其ノ同伴者ノ住所道府縣トシ其ノ住所道府縣ナキトキ若
ハ住所道府縣分明ナラサルトキハ其ノ者ノ救護又ハ取扱ヲ爲シタル地ノ道
府縣トス

第二條 第一條ノ地ニシテ樺太又ハ沖繩縣ニ屬スルトキハ當分ノ内費用ハ國庫
ノ負擔トシ引取ハ地方長官之ヲ掌ルヘシ

●外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者

第三條 本令ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

ノ救護並取扱ニ關スル特別

明治三十二年六月十九日
内務省令第二十四號

第一條 行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ依リ外國人タル行旅病人行旅死亡人及
同伴者ノ救護若ハ取扱ヲ爲シタル市町村長ハ速ニ之ヲ地方長官ニ報告スヘシ
地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ帝國ニ住所、居所ヲ有スル
扶養義務者若ハ親族又ハ相續人分明ナルトキハ其ノ所在地ノ地方長官ヲ經テ
行旅病人及其ノ同伴者ニ關シテハ扶養義務者若ハ親族ニ之ヲ通知シ行旅死亡
人及其ノ同伴者ニ關シテハ相續人又ハ扶養義務者若ハ親族ニ之ヲ通知スヘシ
其ノ被救護者ニ付テハ併テ之ヲ引取ラシムルノ手續ヲ爲スヘシ

外國人タル行旅病人行旅死亡人及其ノ同伴者ニシテ國籍分明ナルトキ地方長
官ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ外之ヲ其ノ所屬國領事ニ通知スヘシ

第二條 外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者ノ救護若ハ取扱ニ關スル費用
ニシテ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキ又ハ遺留ノ金錢若ハ有價證券ヲ以テ之
ニ充テ仍足ラサルトキハ市町村長ハ其ノ計算書ヲ製シ地方長官ニ提出スヘシ
地方長官ニ於テ前項ノ計算書ヲ受ケタル場合ニ於テ帝國ニ住所、居所ヲ有ス
ル扶養義務者若ハ相續人分明ナルトキハ其ノ所在地ノ地方長官ヲ經行旅病人
及同伴者ニ關シテハ扶養義務者ニ對シ行旅死亡人ニ關シテハ相續人若ハ死亡

八ノ扶養義務者ニ對シ其ノ辨償ヲ請求スヘシ
前項費用ノ辨償金徵收ニ付テハ府縣稅徵收ニ關スル例ニ依ル
前二項ニ依リ費用ノ辨償ヲ得タルトキハ地方長官ハ市町村長ニ之ヲ交付スヘシ

第三條 外國人タル行旅死亡人ノ遺留物品ヲ賣却スル場合ニ於テハ行旅病人及
行旅死亡人取扱法第九條ニ依リ最初ニ公告ヲ爲シタル日ヨリ起算シ六箇月ヲ
經過スルヲ要ス

第四條 外國人タル行旅病人行旅死亡人及同伴者並其ノ所持物件若ハ遺留物件
ノ取扱ニ關シテハ條約ニ掲グル規定ノ適用ヲ妨ケス

第五條 本令ニ於テ別段ノ規定ヲ爲シタルモノノ外行旅病人及行旅死亡人取扱
法ニ於テ扶養義務者相續人ニ關スル規定ハ外國人ニ付テハ帝國ニ住所、居所
ヲ有スル扶養義務者又ハ相續人ニ之ヲ適用ス

第六條 本令ニ於テ市町村長トアルハ東京市京都市大阪市ニ於テハ區長ニ、市
町村長ヲ置カサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノニ準用ス

第二章 恤救

●恤救規則

明治七年十二月八日
太政官達第六百十二號

濟貧恤窮ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告
ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務
省ヘ可伺出此旨相達候事

恤救規則

- 一 極貧ノ者獨身ニテ癆疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ケ年來壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ但獨身ニ非スト雖餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身癆疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一ケ年來壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
- 一 但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合女ハ二合ノ割合ヲ以テ給與スヘシ
- 一 但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年來七斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
- 一 但獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ

一 本文ニ準シ給與スヘシ
救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事

窮民恤救申請調査箇條

明治八年七月三日
内務省達乙第八十五號

窮民恤救之義ニ付テハ昨七年第百六十二號ヲ以御達ノ趣モ有之候處爾後右等ノ者共救助筋申請ノ砌ハ左ノ箇條ニ照シ篤ト調査ノ上可伺出此旨心得トシテ相違候事

第一條

一 恤救規則ニヨル可キモノハ獨身老幼癱疾疾病等ニテ何等ノ業モ爲ス不能事實赤貧ニシテ曾テ他ニ保育スル者モ無之全ク無告ノ窮民而已ニ限ルヘシ然ルニ唯年齡癱疾等ノ名義ニヨリ救助伺出ル等ノ儀コレアリテハ恤救規則ノ趣旨ニモ乖戾可致ニ付假令七十年以上又ハ癱疾ノ者タリトモ其業ニヨリテハ生産ノ道可相立者ナシトセサレハ篤ト現場ノ實況ヲ査定シ眞ニ不得止者而已其狀イタスヘシ

第二條

一 同上ニヨリ是迄其村内或ハ隣保ノ情誼ニヨリ互ニ協救仕來如キハ別段官ノ給與ヲ不乞以本旨トスヘシ

第三條

一 同上ニヨリ互ニ協救スルト雖モ若シ其手當不足ニシテ其内幾分ヲ官ヨリ不仰ハ補助スル不能等ノ如キハ其幾分給助之次第及ヒ石數金員ニ至ル迄詳悉記載申出スヘシ

第四條

一 同上ニヨリ十三年以上七十年以下ノ者疾病中救助米賜ルト雖モ全快ノ期ヲ篤ト調査シ在再支給等無之様注意イタスヘシ

第五條

一 同上ニヨリ疾病或ハ病者トノミ記載申請ノ向モ有之候得共爾後左ノ雜形ニ準シ詳悉記載別紙ニ製シ具申イタスヘシ
但規則協書ニコレアル餘ノ家人アラハ本文雜形ニ記載スル本人名前ノ左傍ニ委詳書記スヘシ

第六條

一 同上ニヨリ五十日以内給與シ申請ノ節何月幾日ヨリ何日分ト記載伺出ヘシ
同幾日マテ

第七條

一 同上ニヨリ伺濟ミノ上其石割ヲ以給與セシムルハ勿論ナレト雖ハ一ケ年壹石八斗ヲ目途ニ立其以內ヲ以テ足レリトスルカ如キハ其數量實地至當ニ斟酌シ適宜ノ處分ハ不苦候間其旨精細具狀イタスヘシ

第八條

一 老幼癯疾疾病等ニテ獨身ニ非スト雖モ餘ノ家人七十年以上十五年以下タレハ本人ノミヘ獨身ニ準シ給與スヘキ成規ノ處若シ餘ノ家人癯疾疾病老幼ニテ事實難捨置情故アラハ其者共ヘモ救助セシムルコトモアルヘキニ付其旨趣ヲ以具狀スヘシ併シ右様ノ場合ニ於テ一家數人ノ救助ニ及フトキハ各自給與ヲ致サストモ其適度ニ斟酌シ成可丈減省ヲ見込ミ伺出ツ可シ(書式略ス)

●恤救米支給方ノ件

明治八年四月
大藏省達乙第六十三號

昨七年十二月申第百六十二號公布恤救米及棄兒養育米等都テ石代下渡方ノ儀各廳ニ於テ本人共ヘハ三ヶ月分ヲ取束ネ其初月ニ後チノ兩月ヲ括シ渡方可取計且疾病等ニテ日常給米ノ分ハ凡一ヶ月分ヲ其月初メニ繰上ケ相渡候儀ハ不苦候條概費ヲ以テ支給シ最本年四月ヨリハ額外常費ヲ以テ可仕拂事
但本文三ヶ月分取束相渡候節ハ總テ渡前月ノ下米相場ヲ以テ石代給與可致候且本人病死等ノ節ハ渡過相成候分返納ニ不及候事

●恤救米及棄兒養育米石代相場立

方

明治九年三月二十四日
大藏省達乙第三十二號

昨八年四月中大藏省乙第六十三號ヲ以テ恤救米及棄兒養育米等渡前月ノ平均相場ヲ以テ石代給與ノ旨相達置候處地方ノ都合ニ寄實際交付ノ節迄ニ前月相場調成難相成事實差開候向ハ渡前前月ノ下米平均相場相用不苦候條豫テ大藏省ヘ屆濟可致施行此旨相達候事

●恤救ノ施行及米額金員受取方ノ

件

明治九年四月
內務省達乙第四十九號

明治七年第百六十二號ヲ以テ恤救規則御頒布ニ付五十日以内ノ分規則ニ照シ取計置委曲當省ヘ可伺出旨御達相成候處自今例規ニ適當ノ分ハ別段不及伺施行濟ヲ以テ恤救ノ事故給與ノ期日米額金員又ハ全癒死歿等ニ因リ救助差止ノ期日ヲ詳記シ三ヶ月分取束ネ金額受取方可申出尤明治八年當省乙第八十五號達之通相心得不相當無之様可致注意此旨相達候事

第二章 棄兒、迷兒、三子及孤子

●棄兒養育米給與方 明治四年六月二十日 太政官布告第三百號

從來棄兒救育ノ儀所預リノ分ハ養育米被下貨受人有之分ハ不被下候處自今預リ貨受ニ不拘棄兒當歳ヨリ十五歳迄年々米七斗ツツ被下候間實意養育可致事

●棄兒養育米及生年月日檢定方 明治六年四月二十五日 太政官布告第三百三十八號

棄兒養育米ノ儀辛未六月中相達候通十五歳迄年々米七斗宛下渡候處自今滿十三年ヲ限リ被下候條生年月日見定ノ儀ハ其所戸長等立合身體骨格等篤ト檢査シ本年第三十六號布告ニ照シ年齡相定候様可致事

但(六年第三四〇號)布告ヲ以テ删除

●三子養育料ノ件 明治六年三月三日 太政官布告第七十九號

三子出產ノ者其家困窮滋養行届兼候向ハ以來養育料トシテ一時金五圓給與致シ候間地方官ニ於テ速ニ施行致シ追テ請取方大藏省ヘ可申出候事

●迷子取扱ノ件 明治二十二年二月二十二日 內務省訓令 第五號

迷兒ハ棄兒ニ準シテ取扱ヒ家元發見シ若シ其費用辨償ノ資力ナキトキハ養育費ヨリ支辨スヘシ

但本文ニ牴觸スル從前ノ指令等ハ取消ス

●救育所ニ在ル孤兒ノ後見職務ニ關スル件 明治三十三年三月十二日 法律第五十一號

第一條 公設ノ救育所ニ在ル未成年ノ孤兒ニ付テハ其ノ所長後見人ノ職務ヲ行フ

私設ノ救育所ニ在ル未成年ノ孤兒ニ付テハ其ノ救育所所在地ノ地方長官ニ於テ後見人ノ職務ヲ行フヘキ者ヲ指定ス

第二條 前條ニ依ル後見人ノ職務執行ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三條 救育所ニ在ル未成年者ニシテ孤兒ニ非サル者ト雖本法ノ規定ヲ準用スヘキモノハ主務大臣之ヲ定ム

附則

本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●救育所ニ在ル孤兒ニ非サル棄兒迷兒等ノ

後見職務ニ關スル件 明治三十三年三月二十七日 內務省令第十一號

棄兒、迷兒、遺兒其ノ他父又ハ母ニ於テ親權ヲ行ヒ難キ狀況ニアル未成年者ニシテ救育所ニ在ルモノノ後見ニ關シテハ孤兒ニ非サル者ト雖明治三十三年法律第五十一號ノ規定ヲ準用ス

●救育所ニ在ル孤兒ノ後見職務執行ニ關スル

特例ノ件 明治三十三年四月十二日 勅令第四百四十四號

第一條 救育所ニ在ル孤兒ニ關シ後見人ノ職務ヲ行フ者カ其ノ職務ヲ執行スルニ當リ親族會ノ同意ヲ要スル事項ハ公設ノ救育所ニ在リテハ之ヲ設立セル公共團體ノ行政廳、私設ノ救育所ニ在リテハ其ノ救育所所在地ノ市町村長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二條 後見人ノ職務執行ニ關シ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ公設ノ救育所ニ在ル孤兒ノ後見ニ付テハ其ノ救育所ヲ設立セル公共團體ノ行政廳、私設ノ救育所ニ在ル孤兒ニ付テハ其ノ救育所所在地ノ市町村長ニ屬ス

第三條 主務大臣又ハ地方長官ハ孤兒ノ後見職務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第四條 孤兒ニ非スシテ救育所ニ在ル未成年者ニ對シ後見人ノ職務ヲ行フヘキ場合ニ於テ其ノ者ノ父母ノ所在分明ナルトキハ身分ニ關スル事件ニ限り其ノ父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第五條 本令ニ規定スル市町村長ノ職務ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキ者之ヲ行フ

第四章 感化

●感化法 明治三十三年三月九日 法律第三十七號

第一條 北海道及府縣ニハ感化院ヲ設置スヘシ

第二條 感化院ハ地方長官之ヲ管理ス

第三條 感化院ニ關スル經費ハ北海道地方費及府縣ノ負擔トス

第四條 北海道及府縣ニ於テハ其ノ區域内ニ團體又ハ私人ニ屬スル感化事業ノ設備アルトキハ內務大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ感化院ニ代用スルコトヲ得

代用感化院ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第五條 感化院ニハ左ノ各號ノ一二該當スル者ヲ入院セシム

- 一 滿八歳以上十八歳未滿ノ者ニシテ不良行爲ヲ爲シ又ハ不良行爲ヲ爲スノ虞アリ且適當ニ親權ヲ行フモノナク地方長官ニ於テ入院ヲ必要ト認メタル者
 - 二 十八歳未滿ノ者ニシテ親權者又ハ後見人ヨリ入院ヲ出願シ地方長官ニ於テ其ノ必要ヲ認メタル者
 - 三 裁判所ノ許可ヲ經テ懲戒場ニ入ルヘキ者
- 第六條 入院者ノ在院期間ハ滿二十歳ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第五條第三號ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第七條 地方長官ハ何時ニテモ條件ヲ指定シテ在院者ヲ假ニ退院セシムルコトヲ得
- 假退院者ニシテ指定ノ條件ニ違背シタルトキハ地方長官ハ之ヲ復院セシムルコトヲ得
- 第八條 感化院長ハ在院者及假退院者ニ對シ親權ヲ行フ
- 在院者ノ父母又ハ後見人ハ在院者及假退院者ニ對シ親權又ハ後見ヲ行フコトヲ得ス
- 第五條第二號及第三號ニ該當スル者ノ財産ノ管理ニ關シテハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第九條 感化院長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ在院者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加フルコトヲ得

第十條 行政廳ハ第五條第一號ニ該當スヘキ者アリト認メタルトキハ之ヲ地方長官ニ具申スヘシ此ノ場合ニ於テハ假ニ之ヲ留置スルコトヲ得

前項留置ノ期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條 地方長官ハ在院者ノ扶養義務者ヨリ在院費ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサル者アルトキハ國稅徵收法ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得

第十一條ノ二 國庫ハ道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第十二條 在院者ノ親族又ハ後見人ハ在院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

前項出願ノ許可ヲ得サル在院者ニ關シテハ六箇月ヲ經過スルニ非サレハ退院ヲ出願スルコトヲ得ス

第十三條 第五條第一號又ハ第十一條第二項ノ處分ニ不服アル者又ハ第十二條第一項ノ出願ヲ許可セラレサル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十三條ノ二 府縣ハ共同シテ感化院ヲ設置スルコトヲ得
前項感化院ノ管理及費用分擔ノ方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若
協議調ハサルトキハ内務大臣之ヲ定ム
第十三條ノ三 第五條ニ該當スル者ニシテ別ニ命令ヲ以テ定メタル者ハ之ヲ國
立感化院ニ入院セシムルコトヲ得
第六條乃至第九條、第十一條、第十二條及第十三條ノ規定ハ國立感化院ニ之
ヲ準用ス

附則

第十四條 本法施行ノ期日ハ地方長官ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム
第十五條 削除

●感化法施行規則

明治三十四年八月六日
内務省令第二十三號

第一條 地方長官ニ於テ感化法第五條第一號及第二號ニ掲クル者ヲ入院セシメ
ントスルトキハ入院命令書ヲ交付スヘシ
感化法第五條第三號ニ掲クル者ニ付テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ハ裁判所
ノ決定書ヲ地方長官ニ呈出シ入院ヲ出願スヘシ
前項ノ場合ニ於テハ入院ヲ許可シタルトキハ入院命令書ヲ交付スヘシ

本條ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ旨ヲ感化院長ニ通知スルコトヲ要ス
第二條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ感化院長ハ入院命令書ヲ査閱シタル後入
院セシムヘシ

第三條 府縣ニ於テ感化院ヲ設置セントスルトキハ其ノ位置名稱其ノ他必要ナ
ル規則ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 感化院ニハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ院長其ノ他必要ナル職員ヲ置ク
第五條 在院者ニハ獨立自營ニ必要ナル教育ヲ施シ實業ヲ練習セシメ女子ニ在
テハ家事裁縫等ヲ修習セシムヘシ

第六條 感化院長ハ必要ニ應ジ在院者ヲ適宜公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ
施サシメ又ハ勞務ニ就カシムルコトヲ得但シ所在府縣外ニ於テ公私ノ施設又
ハ私人ニ託セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 在院者ニ對スル懲戒及檢束ノ方法ニ付テハ内務大臣ノ認可ヲ經テ地方
長官之ヲ定ムヘシ

第八條 在院者ノ衣食療養其ノ他必要ナル費用ハ扶養義務者ニ於テ地方長官ノ
定ムル所ニ依リ相當ノ額ヲ負擔スヘシ
地方長官ニ於テ扶養義務者前項ノ金額ヲ支辨スル資力ナシト認メタルトキハ
其ノ一部又ハ全部ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第九條 地方長官ハ感化院ノ職員養成ノ爲必要ナル設備ヲ感化院ニ附設スルコトヲ得

第十條 前各條ノ規定ハ代用感化院ニ之ヲ準用ス
第十一條 地方長官ハ代用感化院ニ對シ府縣費ヲ以テ補助ヲ爲スコトヲ得

●感化法第十一條ノ二ニ依ル國庫

補助ノ件 明治四十二年三月十一日 勅令第十九號

感化法第三條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出精算額ニ對シ國庫ハ同法第十一條ノ二ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ補助ス但シ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

- 一 感化院創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費 二分ノ一
- 二 其ノ他ノ諸費 六分ノ一

代用感化院ニ對シ道府縣ヨリ支出ヲ爲ストキハ前項ノ例ニ依リ補助ス

附則

本令ハ感化法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ明治四十一年法律第四十三號ニ依ル感化法ノ改正前ヨリ同法ヲ施行シタル府縣ニ限リ改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五章 罹災救助

●罹災救助基金法 明治三十二年三月二十日 法律第七十七號

第一條 府縣ハ罹災救助基金ヲ貯蓄スヘシ

第二條 罹災救助基金ハ府縣ノ全部又ハ一部ニ互ル非常災害ニ罹リタル者ヲ救助スル爲支出スルモノトス

罹災ノ範圍前項ニ該當セサルモ多數ノ人民同一ノ災害ニ罹リタルトキハ亦前項ニ同シ

第三條 各府縣ニ於テ貯蓄スヘキ罹災救助基金ノ最少額ハ五拾萬圓トシ且明治二十年度ヨリ同二十九年迄ノ間ニ備荒儲蓄法ニ依リ支給シタル平均年額ノ二十倍以上タルコトヲ要ス但シ支給額ノ最高及最低年度ハ本文平均計算ニ加ヘス

第四條 府縣ハ罹災救助基金貯蓄ノ爲地租、所得稅(第二種所得ニ對スル所得稅ヲ除ク)及營業稅ノ附加稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ明治四十一年法律第三十七號ノ制限ノ外千分ノ十三以内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

第五條 國庫ハ罹災救助基金ノ補助トシテ十箇年度間毎年拾五萬圓ヲ支出シ此

ノ法律施行ノ日ニ於ケル府縣罹災救助基金第三條ノ制限額ニ達セサル府縣ニ對シ其ノ差額ニ割合ヒ之ヲ交付ス
前項ノ外國庫ハ罹災救助基金ノ補助トシテ十箇年度間毎年拾五萬圓ヲ支出シ府縣ニ於テ府縣稅若ハ地方稅ヲ以テ罹災救助基金ニ積立テタル金額ニ割合ヒ之ヲ交付ス

但シ第三條ノ制限額ニ達シタル府縣ニ付テハ此ノ限ニアラス

第六條 罹災救助基金ヨリ生スル收入ハ總テ罹災救助基金ニ編入スヘシ

第七條 第二條ノ支出額其ノ年度初ノ罹災救助基金現在高百分ノ五ヲ超過シタルトキハ罹災救助基金ノ補助トシテ國庫ハ其ノ超過額ノ三分ノ一ヲ府縣ニ交付ス

第八條 罹災救助ノ爲罹災救助基金ヲ支出スヘキ費目左ノ如シ

- 一 避難所費
- 二 食料費
- 三 被服費
- 四 治療費
- 五 小屋掛費
- 六 就業費

第九條 避難所費ハ罹災者ノ爲ニ必要ナル避難所ヲ設ケル費用ニ充ツ

第十條 食料費ハ罹災者ノ爲ニ必要ナル焚出ヲ爲シ又ハ食品ヲ給與スル費用ニ充ツ

第十一條 被服費ハ罹災者自ラ被服ヲ給スルコト能ハサル場合ニ於テ被服ヲ給與スル費用ニ充ツ

第十二條 治療費ハ災害ノ際罹災者ノ傷疾疾病ヲ治療スルノ必要アル場合ニ於テ其ノ費用ニ充ツ

第十三條 小屋掛費ハ災害ノ際罹災者ノ爲ニ必要ナル小屋掛ヲ爲シ又ハ爲スヘキ材料ヲ給與スル費用ニ充ツ

第十四條 就業費ハ主トシテ勞働ニ依リテ業務ニ従事シ價格僅少ナル資料又ハ器具ニ依頼スル貧民ニシテ罹災ノ爲其ノ資料又ハ器具ヲ亡失シタル者ニ就業ノ爲必要缺クヘカラサル資料又ハ器具ヲ給與スルノ費用ニ充ツ

第十五條 第三條ノ制限額以上ニ達シタル府縣ノ都市町村ニ於テ罹災救助ノ方法ヲ設ケ資金ヲ貯蓄スルトキハ地方長官ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ該制限額ヲ下ルニ至ラサル範圍内ニ於テ罹災救助基金ヨリ補助スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ其ノ資金監督ノ方法ヲ設ケヘシ

第十六條 罹災救助基金ノ管理支出又ハ補充ニ關スル方法ハ府縣會ノ議決ヲ經内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ
内務大臣及大藏大臣ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ罹災救助基金ノ管理方法ヲ指定スルコトヲ得

第十七條 罹災救助基金ノ運用ハ左ノ範圍ヲ出ツルコトヲ得ス

- 一 國債證券地方債證券ヲ買入レ又ハ非常災害ノ爲ニ要スル府縣土木費ヘ利付ニテ貸出スコト但シ地方債證券買入額及土木費貸出額ハ合シテ罹災救助基金年度初ノ現在高三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス其ノ土木費貸出ニ付テハ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 二 豫メ給與品ヲ買入ルルコト
 - 三 大藏省預金ニ預ケ入ルルコト
 - 四 確實ナル銀行ニ利付ニテ當座預ケ定期預ケヲ爲スコト但シ罹災救助基金年度初ノ現在高十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第十七條ノ二 第三條ノ制限額以上ニ達シタル府縣ハ其ノ年度初ノ超過額二分ノ一ヲ限リ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内ノ期限ヲ以テ府縣ノ災害土木費其ノ他ノ事業費ヘ利付ニテ貸出ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 罹災救助基金ノ管理ニ關スル費用ハ罹災救助基金ヨリ支出スルコト

ヲ得ス

第十九條 罹災救助基金ノ出納ハ内務大臣及大藏大臣之ヲ検査ス

第二十條 罹災救助基金ノ收支ニ關スル豫算及決算ハ内務大臣及大藏大臣ニ報告スヘシ

附則

第二十一條 此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ二十箇年度間之ヲ施行ス

第二十二條 備荒儲蓄法ニ依リ積立テタル府縣儲蓄金ハ總テ罹災救助基金トス

第二十三條 此ノ法律ハ沖繩縣ニ施行セス

第二十四條 備荒儲蓄法ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●罹災救助基金施行手續

明治三十二年六月二十八日
大藏省令第三十二號

第二條 府縣ハ罹災救助基金法第二條ニ依リ罹災救助基金ヲ支出スルノ必要アリト認メタルトキハ直チニ之ニ着手シ且ツ災害ノ狀況及ヒ被害ノ區域等ニ關スル報告ヲ内務大臣及大藏大臣ヘ差出スヘシ
第二條 罹災救助基金法第五條第一項ニ依リ國庫ノ補助ヲ受クヘキ府縣ハ毎年度大藏大臣ニ請求スヘシ

同條第二項ニ依リ國庫ノ補助ヲ受クル府縣ハ別記第一號書式ニ依リ調製シタル計算書ヲ添付シ翌年度十二月一日迄ハ内務大臣及大藏大臣ニ稟請スヘシ

第三條 罹災救助基金法第七條ニ依リ國庫ノ補助ヲ稟請スル府縣ハ前條第二項ト同一ノ期限内ニ別記第二號書式ニ依リ調製シタル計算書ヲ添付シ内務大臣及大藏大臣ニ稟請スヘシ

第四條 罹災救助基金ノ豫算ハ決定ノ後決算ハ府縣會ニ報告ノ後一箇月以内ニ内務大臣及大藏大臣ヘ進達スヘシ

第五條 罹災救助基金ノ管理支出又ハ補充ニ關スル内規等ヲ設定シ又ハ變更シタルトキハ直チニ之ヲ内務大臣及大藏大臣ヘ各別ニ報告スヘシ

(書式略)

第六編 獸畜

第一章 獸疫豫防

◎獸疫豫防法

明治二十九年三月
法律第六〇號

第一條 此ノ法律ニ獸類ト稱スルハ牛、馬、羊、豕、犬ヲ謂ヒ獸疫ト稱スルハ左ノ十病ヲ謂フ

- 一 牛疫
- 二 炭疽
- 三 氣腫疽
- 四 鼻疽及皮疽
- 五 傳染性胸膜肺炎
- 六 流行性驚口瘡
- 七 羊痘
- 八 豕虎列刺
- 九 豕羅斯疫
- 十 狂犬病

第二條 獸類獸疫ニ罹リタルコト若ハ其ノ疑アルコトヲ發見シタル所有者、管理人又ハ獸醫ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄警察署又ハ市町村長(東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ市町村長ニ準スヘキモノ)ニ届出ヘシ所有者又ハ管理人ニ於テ狂犬病ニ罹リタル獸類ヲ撲殺シタルトキ亦同シ

第三條 獸類獸疫ニ罹リタルトキ若ハ其ノ疑アルトキハ所有者又ハ管理人ニ於

テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ鎖鑰シ若ハ健獸ト隔離シ其ノ監督ヲ承ケヘシ

第四條 牛疫感染ノ疑アリ又ハ之ニ罹リタル牛、羊及狂犬病ニ罹リタル犬ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ撲殺スヘシ但シ牛疫感染ノ疑アルモノニシテ第十四條ニ依リ地方長官東京府ハ警視總監以下ニ於テ免疫血清ノ注射ヲ行ヒタルモノハ此限ニ在ラス
前項ノ所有者又ハ管理人現場ニ在ラサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ直ニ撲殺シ及病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄、埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フコトヲ得

第四條ノ二 前條第一項但書ニ該當スルモノト雖地方長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ撲殺ヲ命スルコトヲ得

第五條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ病性鑑定ノ爲剖檢ヲ要スル獸類ヲ撲殺シ又ハ鼻疽及皮疽、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リタル獸類ノ撲殺ヲ命スルコトヲ得

第六條 所有者又ハ管理人第四條ノ指揮ニ從ハス又ハ前二條ノ命令ニ從ハサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ニ於テ直ニ撲殺スルコトヲ得

第七條 病性鑑定ノ爲撲殺シタル獸類ヲ除ケノ外此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體ハ所有者又ハ管理人ニ於テ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ直ニ之ヲ燒棄又ハ埋却スヘシ
前項ノ屍體ハ各部ヲ截取シ又ハ剖檢ヲナスコトヲ得ス但シ病性鑑定又ハ學術研究ノ爲特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 所有者又ハ管理人ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ燒棄埋却シ若ハ之ニ消毒ヲ行フヘシ
所有者、管理人、車長又ハ船長ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ獸疫ニ罹リ若ハ其ノ疑アル獸類ヲ繫留シタル場所汽車船舶等ニ消毒ヲ行フヘシ
所有者又ハ管理人、前二項ノ指揮ニ從ハサルトキ及車長、船長前項ノ指揮ニ從ハサルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ハ直ニ燒棄埋却シ若ハ消毒ヲ行フコトヲ得

第九條 此ノ法律ニ依リ撲殺シ又ハ獸疫ニ罹リ斃死シタル獸類ノ屍體及病毒ニ汚染シタル物品ノ埋却地ハ發掘若ハ使用スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第十條 第四條、第四條ノ二第五條及第八條第一項ノ場合ニ於テ地方長官ハ三人以上ノ評價人ヲシテ物品及發病前ノ獸類ノ價格ヲ評價セシメ左ノ標準ニ依

所有者ニ手當金ヲ下付ス其ノ評價額ヲ不當ト認ムルトキハ更ニ他ノ三人以上ノ評價人ヲシテ評價セシムルコトヲ得

一 牛疫、鼻疽及皮膚、傳染性胸膜肺炎、豕虎列刺、豕羅斯疫ニ罹リ撲殺シタル獸類 評價額三分ノ一

二 病性鑑定ノ爲メ撲殺シタル獸類 評價額五分ノ三

三 牛疫感染ノ疑アル爲撲殺シタル牛羊又ハ免疫血清若ハ豫防液ヲ注射シタル後撲殺シタル獸類 評價額五分ノ四

四 燒棄又ハ埋却シタル物品 評價額二分ノ一

手當金額ハ第一ノ場合ニ於テハ一頭六十圓、第二ノ場合ニ於テハ一頭百五十圓第三ノ場合ニ於テハ一頭二百圓、第四ノ場合ニ於テハ總計十圓ヲ超過スルコトヲ得ス

第十一條 此ノ法律ニ依リ左ニ掲ケル獸類ヲ撲殺シ又ハ物品ヲ燒棄若ハ埋却シタルトキハ手當金ヲ下付セス

一 第二條ニ違反シ届出ナキ獸類及之ニ觸接シタル物品

二 第六條ノ場合ニ於ケル獸類及第八條第一項ニ違反シタル場合ニ於ケル物品

三 狂犬病ニ罹リタル犬及其ノ病汚染ノ疑アル物品

四 第十二條第一項ノ命令ニ違背シ移動シタル獸類及物品

五 第十四條ニ依ル注射ノ執行ヲ妨ケタル場合ニ於ケル獸類

六 第十五條ノ命令ニ違背シ検査ヲ受ケス又ハ輸入若ハ移入シタル獸類及物品

七 有病地ヨリ輸入又ハ移入シタル獸類及物品

第十二條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ區域ヲ定メ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ出入、往來並病毒傳播ノ疑アル物品ノ運搬ヲ停止スルコトヲ得

警察官及獸醫又ハ検査委員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ期間獸疫ニ罹リ又ハ其ノ疑アル類獸ヲ緊留シタル場所及其ノ近傍ニ對シ交通ヲ遮斷スルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ獸疫流行中必要ト認ムルトキハ屠獸場及獸類化製場ノ營業ヲ停止シ又ハ獸類ノ種類ヲ限リ其ノ市場、共進會等ノ開設ヲ停止スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ農商務大臣ニ届出ヘシ

第十四條 地方長官ハ獸疫豫防上必要ト認ムルトキハ獸類ニ付検査ヲ行ヒ又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フコトヲ得

第十四條ノ二 警察官及獸醫又ハ検査委員獸類ノ検査又ハ免疫血清若ハ豫防液ノ注射ヲ行フ場合ニ於テ助力ヲ要求シタルトキハ所有者又ハ管理人ハ之ヲ拒

ムコトヲ得ス

第十五條 外國又ハ本法ヲ施行セサル地方ヨリ獸疫浸入ノ危険アリト認ムルトキハ有病地ヨリ又ハ有病地ヲ經テ輸入シ又ハ移入スル獸類及物品ノ檢疫ヲ行ヒ又ハ其ノ輸入若ハ移入ヲ停止スルコトヲ得

第十六條 獸疫豫防ニ關スル費用ハ國庫、府縣、市町村及一個人ノ負擔トス其ノ負擔ノ區分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二條ニ違背シタル獸醫

二 第三條又ハ第四條第一項ニ違背シタル者

三 第五條又ハ第十二條ノ命令ニ違背シタル者

四 第十四條ニ依ル検査又ハ注射ヲ妨ケタル者

五 第十五條ノ檢疫ヲ受ケス又ハ輸入若ハ移入ノ停止ニ違背シタル者

第十八條 第七條、第八條第一項第二項、第九條ニ違背シタル者及第十三條ノ命令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

所有者又ハ管理人第二條ニ違背シタルトキハ罰前項ニ同シ

第十九條 削除

第二十條 第一條ニ掲ケタル獸類獸疫ノ外獸畜傳染病豫防上必要ト認ムルトキ

ハ勅令ヲ以テ此ノ法律ノ全部又ハ一部ヲ他ノ獸畜又ハ他ノ獸畜傳染病ニ適用スルコトヲ得

第二十一條 此ノ法律施行ニ關スル規則ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十二條 此ノ法律ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

獸畜傳染病豫防ニ關スル從前ノ規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

●獸疫豫防法施行細則

明治三十年一月 農商務省令第一號

第一條 警察官又ハ市町村長

(東京市、京都市及大阪市ニ於テハ區長、市町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ市町村長ニ準スヘキ者)

獸疫發生ノ届出ヲ受ケタルトキハ地方長官ニ其ノ旨ヲ報告シ同時ニ其部内ニ榜示スヘシ

第二條 獸疫ニ罹リタル獸類ノ全瘡、斃死若クハ撲殺ハ所有者又ハ管理者ニ於テ獸醫ト連署シ直ニ所轄警察官署又ハ市町村役場ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ受ケタル警察官又ハ市町村長ハ地方長官ニ報告スヘシ

第三條 第一條及第二條第一項ノ届出ヲ受ケタル警察官及市町村長ハ相互速ニ通報スヘシ

第四條 獸疫發生ノ届出又ハ通知ヲ受ケ若クハ其ノ發生ヲ探知シタル警察官ハ直ニ現場ニ出張シ必要アルトキハ獸醫ヲシテ診斷セシムヘシ

第五條 第一條及第二條第二項ノ報告ヲ受ケタル地方長官ハ直ニ其旨管内ニ告示シ農商務大臣及隣接府縣ノ地方長官ニ報告スヘシ

外國若クハ本法ヲ施行セサル地方ニ獸疫浸入スルカ又ハ一地方ニ於テ獸疫蔓延ノ兆アルトキハ地方長官ハ農商務大臣及隣接府縣並ニ獸畜集散上關係アル道廳府縣ノ地方長官ニ急報スヘシ

第六條 獸疫發生シタルトキハ地方長官ハ其ノ狀況ヲ調査シ每週第一號様式ニ依リ農商務大臣ニ報告スヘシ但シ假性ノ皮疽ハ毎月末ニ報告スルモ妨ナシ免疫血清若クハ豫防液ノ注射ヲ行ヒタルトキハ地方長官ハ第二號様式ニ依リ其成績ヲ毎月末ニ農商務大臣ニ報告スヘシ

第七條 地方長官ハ獸疫豫防法第十二條第一項及第十三條ニ依リ停止ヲ命シタルトキハ其旨農商務大臣及隣接府縣並ニ獸畜集散上關係アル道廳府縣ノ地方長官ニ報告スヘシ

第八條 獸疫豫防法第三條ニ依リ獸類ノ鎖飼ヲ要スルトキハ之ヲ一定ノ場所ニ繋キ其逸出ヲ防キ又隔離ヲ要スルトキハ病獸ヲ在來ノ場所ニ留置シ健獸ヲ安全ノ場所ニ移シ相互ノ交通ヲ絶チ病毒傳播ノ媒介ヲ防クヘシ

前項ノ隔離ヲ實行シ難キ場合ニハ特ニ警察官ノ許可ヲ得健獸ヲ留置シ病獸ヲ他ニ移スコトヲ得

第九條 獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ヲ鎖飼シ又ハ隔離シタル場所ニハ警察官ノ許可ヲ得タル者ノ外出入スルヲ許サス

第十條 地方長官ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ヲシテ獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ鎖飼若クハ隔離又ハ交通遮斷ヲ嚴重ニ監督セシムヘシ但シ必要アルトキハ警察官ヲシテ病獸ヲ看守セシムルコトヲ得

第十一條 地方長官ハ所屬官吏、市町村吏及獸醫ニ檢疫委員ヲ命スルコトヲ得

第十二條 地方長官ハ獸疫豫防法第十四條ニ依リ獸疫豫防上必要ト認メタルトキハ區域ヲ限リ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ヲシテ健獸ノ検査又ハ免疫血清若クハ豫防液ノ注射ヲ行ハシムルコトヲ得

第十三條 地方長官ハ獸疫流行中屠獸場又ハ獸類化製場ノ監督ヲ嚴重ニスヘシ

第十四條 地方長官ハ必要ト認ムルトキハ豫防區域ノ各要所ニ警察官又ハ相當ノ看守人ヲ配置スヘシ

第十五條 獸類ノ撲殺ハ其所在地ニ於テ行フヘシ但特別ノ事由アルトキハ燒棄又ハ埋却スヘキ場所ニ於テスルコトヲ得

孔ヲ塞キ全體ヲ消毒包裹シテ汚物ノ脫漏ヲ防クヘシ其脫漏シタル場合ニハ直ニ之ヲ除去シ其場所ヲ消毒スヘシ

第十七條 獸疫ニ罹リ若クハ其疑アル獸類ノ屍體ヲ埋却セントスルトキハ皮膚ヲ亂截シ消毒藥ヲ散布スヘシ

屍體及病毒汚染ノ物品ヲ埋却スル土坑ハ深サ八尺以上トシ屍體及物品ヲ投入シタル後厚ク石灰ヲ散布シ土ヲ以テ土坑ヲ填塞スヘシ但シ羊痘、豕虎列刺、豕羅斯疫、狂犬病ノ場合ニ於テハ土坑ノ深サ四尺以上トス

第十八條 獸疫豫防法第九條ノ埋却地ハ人家、飲料水、河流及道路ニ接近セサル適當ノ位置ヲ區畫シ木標ヲ建テ人及獸類ノ往來ヲ禁スヘシ

第十九條 獸疫ノ病毒ニ觸接シタル者又ハ其疑アルモノハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ消毒スヘシ

第二十條 地方長官ハ獸疫豫防法第十二條第一項及第十三條ノ停止ヲ解キタルトキハ其旨管内ニ告示シ農商務大臣及隣接府縣並ニ獸類ノ集散ニ關係アル道廳府縣ノ地方長官ニ報告スヘシ

第二十一條 第五條第七條及第二十條ノ報告ヲ受ケタル地方長官ハ其旨管内ニ告示スヘシ

第二十二條 獸類ノ屍體及病毒汚染ノ物品ヲ運搬スルニハ牛疫、傳染性胸膜肺

炎及氣腫疽ノ場合ニ於テハ牛、鼻疽及皮疽並ニ假性皮炎ノ場合ニ於テハ馬又炭疽ノ場合ニ於テハ牛馬ヲ用フヘカラス

第二十三條 地方長官ハ狂犬病流行ノ際危險アリト認ムル區域ニ於テハ所有者ヲキ犬ヲ撲殺セシメ所有者ノ記名アル犬ハ嚴重ニ繋留セシムヘシ但シ使用上必要ナル飼犬ハ口綱ヲ施シ綱ヲ附シテ牽キ行カシムルコトヲ得

第二十四條 消毒ヲ行ハントスル者ハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ獸疫豫防心得ニ掲ケタル消毒法ニ依ルヘシ

第二十五條 地方長官ニ於テ獸疫豫防法第十四條ニ依リ免疫血清又ハ豫防液ノ注射ヲ行ハムトスルトキハ獸疫發生流行ノ狀況及注射ニ要スル數量ヲ記載シタル請求書ヲ農商務大臣ニ差出シ免疫血清又ハ豫防液ノ下付ヲ受クヘシ

地方長官ハ毎年四月三十日迄ニ前年度ニ於ケル免疫血清又ハ豫防液ノ受拂ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

第二十六條 第十九條ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
(様式略ス)

●獸疫豫防心得

明治三十年二月
農商務省告示第四號

第一項 獸疫流行地ニ於テハ獸類ニ減食、發熱其他疑ハシキ徵候ヲ認メタルト

キハ速ニ書面若クハ口頭ヲ以テ最寄警察官署、巡查駐在所又ハ市町村役場ニ届出ツルコト

第二項 前項ノ場合ニ於テハ直ニ獸醫ヲシテ診察セシムルコト

第三項 病獸ハ其厩舎ニ繋留シ健獸ハ成ルヘク別舎ニ隔離シ相互ノ交通ヲ絶チ決シテ觸接セシムヘカラス又取扱人、飼槽、水槽、毛布、梳拭具其他一切ノ器具ヲ別ニシ病毒傳播ノ媒介ヲ防クコト

第四項 病獸所在ノ入口ニハ病名ヲ標示シ人及傳染ノ虞アル獸類(炭疽ニ在テハ馬、氣腫疽及傳染性胸膜炎ニ在テハ牛、鼻疽及皮膚ニ在テハ猪、豚、豚疫ニ在テハ豚)ノ出入ヲ禁シハ馬屬、流行性驚口疔ニ在テハ牛、羊、豚、豚疫ニ在テハ豚ノ出入ヲ禁シ家禽類ノ接近ヲ防クコト

第五項 獸疫流行ノ地方ニ於テハ豫防上必要ナル者ノ外ハ猥リニ病獸アル家ニ群集スヘカラサルコト

第六項 獸疫流行ノ地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ヲ區別シ出入、往來、買賣、讓與ヲナサシメサルコト牛疫ノ場合ニ於テハ特ニ其取締ヲ嚴ニスルコト

第七項 獸疫流行地近傍ノ牧場ニハ傳染ノ虞アル獸類ヲ放牧スヘカラサルコト

第八項 水源ニ於テ獸疫流行スルトキ其下流沿岸ノ地方ニ於テハ傳染ノ虞アル獸類ヲシテ其河水ヲ飲用セシメサルコト又獸體、飼養器具等ヲ洗滌スヘカラサルコト

サルコト

第九項 牧場、屠獸場、家畜市場等ニ於テ獸疫發生シタルトキハ其病獸ヲ適宜ノ場所ニ固ヒ置キ健獸ノ接近ヲ防キ速ニ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ヲ受クルコト

第十項 炭疽、鼻疽及皮膚ハ人ニ傳染スルノ虞アルヲ以テ病獸ヲ取扱フ者ハ最モ注意ヲ加ヘ手足、顔面等ニ創傷、潰瘍アルトキハ病獸ニ觸接スヘカラサルコト

第十一項 狂犬病ニ罹リタル獸類ニ咬傷セラレ、トキハ人、獸類共ニ危險ノ症ニ陥ルヲ以テ狂獸アルノ場合ニハ特ニ注意シテ其逸走ヲ防キ成ル可ク人、獸類ヲシテ狂獸ニ接近セシメス速ニ之ヲ撲殺スルコト

第十二項 狂獸ニ咬傷セラレタル獸類ニシテ其確徴ヲ現ハサ、ル間持主ニ於テ撲殺ヲ欲セサルトキハ嚴重ニ之ヲ鎖飼シ其徴候現ハル、トキ直チニ之ヲ撲殺スルコト

假性皮膚ノ場合ニ於テ鼻粘膜ニ潰瘍又ハ結節ヲ生シタルトキ、結節及潰瘍全身ニ蔓延シ又ハ陰部ニ波及シタルトキ、結節深在シ治術ヲ施シ能ハサルトキ若ハ病症頑固ニシテ劇シキ腐列皮膚ヲ發シタルトキハ該患馬ヲ撲殺スルコト

散逸ヲ防キ一定ノ場所ニ收集シ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ニ從ヒ燒棄
若クハ消毒埋却スルコト

第十四項 病獸ノ取扱人其他總テ病獸ニ觸レタル者ハ其都度消毒スルコト

第十五項 撲殺スヘキ獸類ヲ燒棄場又ハ埋却地ニ棄キ行ク場合ニハ其道筋ハ傳
染ノ虞アル獸類ノ所在地ヲ避ケ警察官及獸醫ノ監督ヲ受クヘキコト

第十六項 病獸牽付途中若クハ屍體運搬中ニ於テ糞尿其他ノ汚物ヲ漏ラストキ
ハ土ト共ニ之ヲ除キ去リ其場所ニ濃厚石炭酸水、格魯兒石灰又ハ石灰乳ヲ撒
布スルコト

第十七項 病獸ノ屍體ハ石灰乳ニ浸セル布片、綿類ヲ以テ鼻、口、肛門、陰門
等ヲ塞キ濃厚石炭酸水又ハ石灰乳ニ浸シタル筵、蓆類ヲ以テ全體ヲ纏包シ天
然孔ハ成ルヘク上方ニ向ケテ運搬スルカ又ハ特別ノ箱ニ入レテ運搬スルコト

第十八項 病獸若クハ其疑アル獸類ノ屍體ハ皮膚ヲ亂切シ石灰乳、粗製石炭酸
又ハ石油ヲ注テ埋却スルコト

第十九項 病獸ヲ牽出シタル後厩舎内ノ敷藁糞便等ハ散逸セサル様運搬シテ燒
棄シ若クハ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ深ク埋却スルコト

第二十項 厩舎内ハ熱瀧汁又ハ熱湯ヲ注キテ充分ニ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石
灰水ヲ注キ窓戸ヲ密閉シ格魯兒瓦斯又ハ亞硫酸瓦斯ノ薰煙法ヲ行ヒ二十四時

ヲ經テ窓戸ヲ開放スルコト

第二十一項 厩舎ノ隔壁、障木、床板等ハ熱瀧汁若クハ熱湯ヲ以テ洗滌シ石灰
乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ「セメント」、漆喰等ノ床ハ格魯兒石灰水ヲ以テ洗
滌シ損所アレハ新ニ修理ヲ加ヘ腐朽ノ木壁、床板等ハ成ルヘク取毀チ燒棄ス
ルコト

第二十二項 厩舎ノ土床ハ深サ一尺以上掘起シ新鮮ノ土砂ト取換ヘ病毒汚染ノ
土ハ敷藁同様ニ處分スルコト

第二十三項 病毒ニ汚染シタル金屬製ノ物品ハ灼熱シ木製ノ器具ハ成ルヘク燒
棄シ其燒棄シ能ハサルモノハ熱湯ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注
キ曝乾スルコト

第二十四項 糞尿溜及排泄溝ハ汚物ヲ浚滌シ熱瀧汁又ハ熱湯ニテ洗滌シテ生石
灰又ハ石灰乳ヲ撒布シ浚滌シタル汚物ハ強硫酸又ハ生石灰ヲ混シ深ク埋却ス
ルコト

第二十五項 運動場、欄柵等ノ病毒ニ汚染シタルトキハ其汚土ヲ掘起シ生石灰
又ハ石灰乳ヲ撒布シ欄柵ハ熱湯又ハ熱瀧汁ヲ以テ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石
灰水ヲ注クコト

第二十六項 牧場ハ病毒ニ觸レタル部分ヲ區劃シ病毒汚染ノ土ヲ掘起シ生石灰

又ハ格魯格石灰ヲ撒布スルコト

第二十七項 病畜ニ汚染シタル流車、船舶ハ熱蒸氣ヲ用ヒテ消毒シ之ヲ用フル能ハサルトキハ熱湯又ハ海水ニテ洗滌シ石灰乳又ハ格魯兒石灰水ヲ注キ曝乾シ日光ヲ入ルコト能ハサル船室ハ更ニ格魯兒又ハ亞硫酸ノ薰煙法ヲ行フコト

第二十八項 革具類ハ熱油汁(二百倍)又ハ熱石鹼水ヲ以テ洗滌シテ曝乾シテ後濃厚石炭酸水ヲ施スコト

第二十九項 病畜又ハ其屍體汚物ヲ取扱ヒ又ハ消毒ニ從事シタル者ノ衣服ハ燒棄シ又ハ沸煮曝乾スルコト

第三十項 病畜又ハ病畜汚染ノ物品ニ觸レタル者ノ履物ハ燒棄シ靴ハ石灰乳又ハ濃厚石炭酸水ニ浸シ獸脂ヲ塗リテ曝乾スルコト

第三十一項 獸疫流行地ニ於テハ病畜アルノ家ハ勿論總テ獸類飼養者ノ家ニ出入スル者ハ履物ニ注意シ殊ニ牛疫、炭疽、氣腫疽流行ノ場合ニハ成ルヘク入ルトキハ其家ノ構外ニ於テ履物ヲ脱シ出ルトキハ石炭酸水ニテ足ヲ洗ヒ後之ヲ穿ツコト

第三十二項 獸疫流行地ニ於テハ厩舎内ニ多量ノ乾草其他ノ飼料及不要ノ器具類ヲ置カサルコト

第三十三項 病畜ニ汚染シタル厩舎ニハ消毒ヲ行ヒタル後ト雖成ルヘク長ク傳

染ノ虞アル獸類ヲ牽キ入レサルコト但之ヲ使用セントスルトキハ警察官及獸醫又ハ檢疫委員ノ指揮ヲ受クルコト

第三十四項 獸疫流行地ニ於テハ特ニ左ノ衛生事項ニ注意スヘシ

- 一 獸類ノ健否ニ注意シ清潔ナル滋養、易化ノ飼料ヲ給スルコト
- 二 獸體ハ勿論厩舎、器具等ヲ清潔ニスルコト
- 三 厩舎内ニ新鮮ノ大氣ヲ通スルコト
- 四 厩舎内ノ溫度ヲ調節スルコト
- 五 清潔ノ飲料水ヲ給スルコト
- 六 共同牧場ニ放牧セサルコト

第三十五項 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一 燒却 燒却ニ適スルモノハ牛疫炭疽等ニ罹リテ斃死セル獸類ノ屍體、肥糞、敷葉、毛布、飼槽、水槽其他甚シク病畜ニ汚染シタル物品ニシテ消毒後再ヒ用ニ供スル目的ナキモノ
朽破ノ厩舎、床板、隔木等殆ント價値ナキモノハ成ルヘク燒却スルヲ良トス

- 二 蒸汽消毒 蒸汽消毒ニ適スルモノハ被服、毛布、器具等ニシテ一時間以上攝氏百度以上ノ濕熱ニ觸レシムヘシ 但革具類ニハ之ヲ避クルヲ要ス

三 煮沸消毒 煮沸消毒ニ適スルモノハ被服、毛布ノ類ニシテ沸騰後一時間以上煮沸スヘシ

四 藥物消毒

藥物消毒ニ供スル藥劑竝其ノ用法ハ左ノ如シ

一 生石灰末 生石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末トナシタルモノ但シ生石灰ハ少量ノ水ヲ灌ケハ熱ヲ發シテ崩壞スルモノヲ選ム

生石灰末ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ厩舎、糞尿溜、屍體等ノ消毒ニ用フ

石灰乳(十倍)水 石灰一分

石灰乳ハ用ニ臨ミテ之ヲ製シ一分ノ生石灰ニ九分ノ水ヲ徐徐ニ加ヘ攪

拌スヘシ其用量ハ生石灰末ノ五倍トス

普通石灰ヲ生石灰末、石灰乳ニ代用スル場合ニハ倍量ヲ用フヘシ

石灰乳ハ厩舎ノ隔壁、隔木、欄柵、床板其他病毒ニ汚染セル場所ノ消毒ニ用フ

一 格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分

格魯兒石灰水ノ應用竝用量ハ石灰乳ニ同シ 但用ニ臨ミテ製スヘシ

一 石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分

石炭酸水ヲ製スルニハ石炭酸五分ニ凡水一分ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ

淨スヘシ

粗製石炭酸

屍體、排泄物、糞尿溜等ノ消毒ニ供ス

昇汞水(千倍) 昇汞一分鹽酸十分

昇汞水ヲ製スルニハ昇汞ヲ定量ノ水ニ溶解シ後鹽酸ヲ加フヘシ

昇汞水ハ猛毒ニシテ無色無臭ナルカ爲メ危險ヲ來シ易シ故ニ貯藏使用

ノ際十分ニ注意ヲ加フルヲ要ス 但金屬製ノ器ニ貯藏スヘカラス

昇汞水ハ陶器、石器、木製器具ノ消毒ニ供ス

格魯兒瓦斯 格魯兒石灰一分ニ粗製硫酸又ハ鹽

厩舎、日光射入ノ惡シキ室内等ノ薰煙ニ供ス 但窓戶ヲ密閉シテ薰煙

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

シ一兩日ノ後窓戶ヲ放開シ風ヲ通スヘシ

一 熱鹼汁粗製加里又ハ曹達一分水二十分若ハ新
 製ノ木灰一分水五分ヲ煮沸シテ製ス
 既舎、器具等ノ洗滌消毒ニ供ス
 第三十六項 左ニ各獸疫ノ病性原因症候等ヲ略説ス(茲ニ省略ス)

●馬ノ假性皮疽豫防ノ件 明治三十三年一月 勅令第三號

獸疫豫防法中鼻疽及皮疽ニ關スル規定ハ馬ニ發スル假性皮疽ニ之ヲ適用ス
 附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●獸疫檢疫規則 明治三十九年四月 農商務省令第一一號

第一條 韓國、清國、西伯利、臺灣其ノ他檢疫官ニ於テ有病地ト認ムル諸港ヨ
 リ又ハ之ヲ經テ獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他獸疫傳播ノ虞アル物品ヲ輸入
 又ハ移入スル船舶ハ獸疫ノ檢疫ヲ受ケヘシ
 檢疫ヲ行フ獸疫ノ種類ハ牛疫、炭疽、鼻疽及皮疽並流行性齧口疥トス
 第二條 檢疫ハ神奈川縣橫濱港、兵庫縣神戸港、長崎縣長崎港、同縣嚴原港及
 山口縣下關港ニ於テ之ヲ行フ
 第三條 第一條ノ船舶ニ搭載シタル獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他獸疫傳播ノ

虞アル物品ハ檢疫ヲ受ケタル後ニ非サレハ輸入又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ス
 第四條 檢疫官ハ第一條ノ船舶ニ臨檢シ左ノ事項ヲ船長又ハ船長ノ職務ヲ行フ
 者ニ尋問シ第一號様式ノ尋問書ニ署名セシムヘシ

- 一 船籍、船種及船名
 - 二 發航ノ地名及年月日
 - 三 寄港ノ地名及年月日
 - 四 獸類ノ種類及頭數並其ノ皮骨類ノ種類、數量及性状
 - 五 獸類、其ノ皮骨類搭載ノ地名及年月日
 - 六 獸類、其ノ皮骨類ノ仕向地名
 - 七 獸疫發生シタル船舶又ハ獸疫流行地ヨリ來リタル船舶ト交通ノ有無
 - 八 他港ニ於テ檢疫ヲ受ケタルコトノ有無
 - 九 航海中獸類ノ發病又ハ斃死シタル頭數及其ノ症狀
 - 十 現時病獸及屍體ノ有無
- 第五條 檢疫官必要ト認ムルトキハ航海日誌ノ檢閱ヲ爲スコトヲ得
 第六條 檢疫官ハ船舶ニ於テ獸類ノ檢診ヲ行ヒタル後左ノ處分ヲ爲スヘシ
 一 獸疫ニ罹リ又ハ其ノ感染ノ疑アル獸類ハ之ヲ撲殺、燒棄又ハ檢疫ヲ行フ
 場所ニ送致セシムルコト 但シ必要ト認ムルトキハ船舶ニ之ヲ繫留セシム

ルコトヲ得

二 前號ノ外ノ獸類ハ直チニ之ヲ檢疫所ニ送致セシムルコト

三 獸類ノ屍體ハ燒棄所ニ送致セシムルコト

第七條 檢疫官獸疫傳播ノ虞アリト認ムルトキハ當該檢疫港ニ陸揚ヲ爲ササル獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他ノ物品ニ付亦檢疫ヲ行フコトヲ得

第八條 第六條第一號ニ掲ケタル獸類ニシテ檢疫所ニ送致セラレタルモノ及同條第二號ニ掲ケタル獸類ハ二十日以内檢疫所ニ繫留スヘシ

繫留シタル獸類ニシテ獸疫ニ罹リ又ハ其ノ疑アリト認メタルトキハ鎖網、隔離其ノ他獸疫豫防法ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ處分シ其ノ同一場所ニ繫留シタル獸類ハ其ノ後二十日以内之ヲ檢疫所ニ繫留スヘシ

第九條 檢疫官ハ場所ヲ指定シテ皮骨類其ノ他獸疫傳播ノ虞アリト認ムル物品ヲ送致セシメ消毒ヲ行フヘシ 但シ乾燥シタルモノニシテ獸疫傳播ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十條 第六條及第九條ノ獸類、其ノ屍體及皮骨類其ノ他病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ハ檢疫官ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外之ヲ他ニ移轉スルコトヲ得ス

第十一條 獸疫ニ罹リ若ハ其ノ感染ノ疑アル獸類、其ノ屍體及皮骨類、病毒ニ

汚染シ若ハ其ノ疑アル物品又ハ其ノ搭載船舶ハ本則ノ規定ニ依ルノ外獸疫豫防法及同法施行規則ノ規定ニ依リ之ヲ處分ス

第十二條 檢疫官檢疫ヲ終リタルトキハ第二號様式ノ證明書ヲ交付スヘシ

第十三條 第一條ノ船舶内ニ獸疫ニ罹リ若ハ其ノ感染ノ疑アリ又ハ斃死シタル獸類アリタルトキハ檢疫及消毒ヲ終ル迄檢疫信號ヲ掲グヘシ

檢疫信號ハ晝間ハ船舶ノ前檣頭ニ第三號様式ノ旗ヲ掲ケ夜間ハ同シク前檣頭ニ紅色球燈一箇白色球燈二箇ヲ上下ニ連掲スヘシ

第十四條 檢疫港所在地ノ地方長官ハ所屬官吏ニ檢疫官ヲ命スルコトヲ得

第十五條 檢疫港所在地ノ地方長官ハ第四號様式ニ依リ前月中ノ獸疫檢疫成績表ヲ作り第五號様式ニ依リ前月中輸入、移入 獸類免疫血清及豫防液注射成績表ヲ作り毎月十日迄ニ農商務大臣ニ之ヲ報告スヘシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ニ依ル檢疫官ノ尋問ニ對シテ答辯ヲ爲サス又ハ虚偽ノ事實ヲ答辯シタル者

一 第五條ノ檢閱ヲ拒ミタル者

一 第六條ノ命令ニ從ハサル者

一 第九條ニ依リ送致ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ命令ニ從ハサル者

- 一 第十條ニ違反シタル者
- 一 第十三條ニ違反シタル者
- 第十七條 本則ハ明治三十九年五月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 明治三十三年農商務省令第五號牛疫檢疫規則ハ之ヲ廢止ス
- 様式(略ス)

●獸疫及畜牛結核病豫防ニ關スル費用負擔區分

ノ件 明治三十四年六月 勅令第一三九號

- 第一條 獸疫豫防法第十六條及畜牛結核病豫防法第十六條ニ依リ獸疫及畜牛結核病豫防ニ關スル費用負擔ノ區分ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 第一 左ノ費用ハ國庫ノ負擔トス
 - 一 專ラ獸疫豫防ノ爲臨時備入タル獸醫ノ給料及旅費
 - 二 專ラ畜牛結核病ノ檢査ニ從事スル檢査員ノ俸給及給料
 - 三 獸疫檢査委員及畜牛結核病檢査員ノ旅費
 - 四 評價人ノ手當及旅費
 - 五 獸類撲殺及物品棄却手當
 - 六 「ツベルクリン」ノ製造費及配送費

- 七 獸疫豫防ニ要スル藥品費
- 八 結核病ニ罹リタル畜牛ノ屍體及其ノ部分ヲ置キタル場所並檢査確定ニ至ル迄ノ間ニ於テ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル場所及物品ノ消毒ニ要スル藥品費
- 第二 左ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
 - 一 第一ノ一及二ニ屬スルモノヲ除クノ外獸疫檢査委員及畜牛結核病檢査員ノ手當並市町村吏員タル獸疫檢査委員ノ旅費
 - 二 獸疫ノ發生又ハ流行ナキ地方ニ在リテ獸類獸疫ニ罹リタル事ノ疑アル場合ニ於テ檢診ノ結果獸疫ニ非サリシ時ノ獸醫ノ手當、旅費及消毒ニ要スル藥品費
 - 三 撲殺場、燒棄場、埋却場及畜牛結核病檢査場ノ設備費
 - 四 畜牛結核病豫防ニ要スル備入料
 - 五 器具機械費
 - 六 通信運搬及雜給雜費
 - 七 他ノ負擔ニ屬セサル雜費用
- 第三 左ノ費用ハ市町村ノ負擔トス
 - 一 獸疫豫防ノ爲要スル備入料

二 獸疫豫防ノ爲要スル標示費

第四 左ノ費用ハ獸類ノ所有者又ハ管理者ノ負擔トス

一 獸類ノ牽付、鎖鋼、隔離、撲殺或屍體及物品ノ棄却ニ要スル費用

二 檢疫、検査、緊留、鎖鋼、隔離中ニ要スル飼料及管理ノ費用

三 第一ノ八ニ屬スルモノヲ除クノ外畜牛結核病ノ豫防上消毒ニ必要ナル藥品其ノ他ノ費用

第五 左ノ費用ハ揚屋又ハ所有者又ハ管理者ノ負擔トス

一 屠殺場、汽車、船舶等及之ニ附屬スル物件、病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ノ消毒ニ要スル藥品及其ノ他ノ費用

第二條 獸疫豫防法第十五條ニ依ル檢疫費及畜牛結核病豫防法第七條ニ依ル検査費ハ前條第四ニ掲ケルモノヲ除クノ外國庫ノ負擔トス

第三條 沖繩縣ニ於テハ當分ノ内府縣及市町村ノ負擔ニ屬スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第四條 (削除)

附則

明治三十九年勅令第三百七十七號ハ之ヲ廢止ス

第二章 畜牛結核豫防

●畜牛結核病豫防法

明治三十四年四月十二日
法律第三十五號

第一條 乳用牛、外國種牛及雜種牛ハ結核病ノ有無又ハ輕重ヲ定ムル爲行政官廳ニ於テ之ヲ検査ス結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ニ付テモ亦同シ

第二條 乳用牛、種牡牛及結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ検査ハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第三條 検査ノ期日及場所ハ行政官廳之ヲ指定ス

第一條ニ掲ケタル畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ前項ノ指定ニ從ヒ其ノ検査ヲ受クヘシ

第四條 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ヲ發見シタルトキハ所有者管理者又ハ獸醫ニ於テ直ニ之ヲ届出ツヘシ

第五條 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ隔離スヘシ

第六條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ撲殺スヘシ

輕症結核病ニ罹リタル畜牛ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ鎖飼スヘシ

第七條 外國ヨリ輸入スル畜牛ハ輸入申告後特ニ定メタル場所ニ於テ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依リ之ヲ検査ス但シ韓國牛ニ對シテハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ検査ニ關シテハ稅關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第一項ノ畜牛ニシテ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アルトキハ稅關長又ハ検査員ニ於テ其ノ輸入ノ禁止、緊留其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第八條 前條ニ依リ輸入ヲ禁止セラレタル者畜牛ヲ撲殺セムトスルトキハ稅關長及検査員ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁、屍體及其ノ部分、畜牛ヲ置キタル場所竝病毒ニ汚染シ及其ノ疑アル物品ハ検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ消毒スヘシ

第十條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁竝屍體其ノ部分ハ皮角蹄ヲ除クノ外検査員ノ指揮ニ從ヒ所有者又ハ管理者ニ於テ之ヲ燒棄又ハ埋却スヘシ但シ認可ヲ得タル装置ヲ以テ化製スルモノハ此ノ限ニ在ラス

輕症結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁竝ニ屍體及其ノ部分ノ處分方法ハ主務大臣

之ヲ定ム

第十一條 結核病ニ罹リタル畜牛ヲ置キタル場所竝病毒ニ汚染シ其ノ疑アル物品ハ検査員ニ於テ其ノ燒棄又ハ埋却ヲ命スルコトヲ得

第十二條 結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁、屍體若ハ其ノ部分又ハ病毒ニ汚染シ若ハ其ノ疑アル物品ヲ埋却シタル場所ハ三箇年間之ヲ發掘スルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 第六條又ハ第十一條ニ依リ畜牛ヲ撲殺シ又ハ物品ヲ燒棄若ハ埋却シタル場合ニ於テハ其ノ評價額ノ二分ノ一ニ當ル手當金ヲ下付ス

畜牛ノ手當金ハ一頭ニ付外國種牛ニ在リテハ七十五圓、雜種牛及內國種牛ニ在リテハ、五十圓、六箇月未滿ノ幼牛ニ在リテハ十五圓ヲ超ユルコトヲ得ス物品ノ手當金ハ總テ十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

畜牛及物品ノ評價ハ三人以上ノ評價人ヲ選定シテ之ヲ爲サシム但シ其ノ評價ヲ不當ト認メタルトキハ更ニ三人以上ノ評價人ヲ選定シテ之ヲ爲サシム

第十四條 左ノ場合ニ於テハ畜牛ノ手當金ヲ下付セス

- 一 検査ヲ受ケス、之ヲ拒ミ又ハ妨ケタルトキ
- 二 第四條、第五條又ハ第六條ニ違背シタルトキ
- 三 検査ヲ受ケスシテ畜牛ヲ輸入シタルトキ

左ノ場合ニ於テハ物品ノ手當金ヲ下付セス

一 前項各號ノ一ニ該當スルトキ

二 第九條、第十條第一項又ハ同條第二項ニ基ツキテ發シタル命令ニ違背シタルトキ

三 第七條第二項、第三項又ハ第八條若ハ第十條ノ命令ニ從ハサルトキ

第十五條 手當金ヲ受クヘキ者其ノ全部又ハ一部ヲ拒否スル處分ニ不服ナルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十六條 畜牛結核病豫防ニ關スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ國庫、北海道地方費府縣及一個人ニ於テ之ヲ負擔ス

第十七條 検査ヲ受ケス、之ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケタル者検査ヲ受ケスシテ畜牛ヲ輸入シタル者、第五條若ハ第六條ニ違背シタル者又ハ第七條第三項ノ命令ニ從ハサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 第四條、第九條、第十條第一項若ハ第十二條ニ違背シタル者又ハ第七條第二項、第八條若ハ第十一條ノ命令ニ從ハサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法及本法ニ基ツキテ發スル命令ノ處罰ニ關シテ之ヲ準用ス

附則
本法ハ明治三十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ外國ヨリ輸入スル畜牛ニ關シテハ明治三十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

●畜牛結核病豫防法施行規則

明治三十六年五月三十日
農商務省令第四號

第一條 乳用牛トハ營利ノ目的ヲ以テ搾乳用ニ供スル畜牛ヲ謂フ

外國種牛トハ歐羅巴及亞米利加種牛ヲ謂フ

雜種牛トハ外國種牛ト其他ノ畜牛トノ血統ヲ有スル畜牛ヲ謂フ

種牡牛トハ種付用ニ供スル外國種牛及雜種牛ヲ謂フ

第二條 乳用牛、外國種牛及雜種牛ノ所有者又ハ管理者ハ地方長官カ告示シタル検査期日三十日前迄ニ其ノ住所、氏名、畜牛ノ頭數、種類、牝牡、年齡、

毛色、用途及所在地ヲ畜牛ノ所在地ヲ管轄スル警察官署ニ届出ツヘシ

前項届出期間後新ニ検査未済ノ畜牛ヲ所有シ又ハ管理スルニ至リタル者ハ前

項ニ準シ三日以内ニ届出ツヘシ

検査未済ノ畜牛ニ關シ前二項ノ届出事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ之

ヲ届出ツヘシ但シ畜牛所在地ノ變更ニシテ他ノ警察官署ノ管轄區域ニ亘ルト

キハ新舊兩地ノ警察官署ニ届出ツヘシ

第三條 地方長官ハ一箇年毎ニ乳用牛、外國種牛及雜種牛ノ検査ヲ行フ但シ必要ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ニ對シ二回以上之ヲ行フコトヲ得

地方長官ハ隨時結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ検査ヲ行フ

結核病ノ疑アル畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ前項ノ検査ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ畜牛ニシテ「ツベルクリン」ヲ注射シタルモノニ付テハ注射後四十五日

ヲ經ルニ非サレハ検査ヲ請求スルコトヲ得ス

第四條 前條第一項ノ検査ノ期日及場所ハ地方長官之ヲ定メ検査ノ期日ヨリ少クトモ四十五日以前ニ之ヲ告示ス

警察官署必要ト認ムルトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ前項告示以外ノ期日又ハ場所ヲ指定スルコトヲ得

前條第二項ノ検査ノ期日及場所ハ警察官署隨時之ヲ指定スヘシ

第五條 警察官署ハ前條第一項ノ期日及場所ノ範圍内ニ於テ日時及場所ヲ指定ス

第六條 地方長官検査ノ爲必要ト認ムルトキハ期間及區域ヲ定メ乳用牛、外國種牛及雜種牛ノ移轉ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得但シ期間ハ三十日、區域ハ一郡又ハ一市ヲ超ユルコトヲ得ス

前項ノ命令ハ移轉ノ禁止又ハ制限ノ期間ノ初日ヨリ少クトモ十五日以前ニ於

テ之ヲ發スヘシ

第七條 正當ノ事由ニ依リ検査ノ日時又ハ場所ニ於テ検査ヲ受クルコト能ハサル者ハ豫メ其ノ旨ヲ警察官署ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ警察官署ハ其ノ者ニ付キ別ニ検査ノ日時又ハ場所ヲ指定スルコトヲ得

第八條 検査ヲ行フ場合ニ於テハ「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ルモノト否トナ同ハス臨床的診察ヲ爲スヘシ

第九條 「ツベルクリン」ノ注射ニ因リ攝氏一度五分以上ノ増温ヲ呈シ左ノ各號

ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ重症結核病ニ罹リタル畜牛トス増温攝氏一度五分ニ達セサルモ臨床上結核病ノ症狀重大ナルモノ亦同シ

一 乳房結核

一 重症肺結核

一 汎發結核

一 前各號ノ外著シク營養ヲ損害セル結核諸症

「ツベルクリン」ノ注射ニ因リ攝氏一度以上ノ増温ヲ呈シ臨床上ノ症狀輕微ナルモノハ之ヲ輕症結核病ニ罹リタル畜牛トス

「ツベルクリン」ノ注射ニ因リ攝氏一度以上ノ増温ヲ呈スルモ臨床上ノ症狀ナ

ク又ハ臨床上疑ハシキ症狀アルモ増温攝氏一度ニ達セサルモノハ結核病ノ疑アル畜牛トス

第十條 検査員検査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一 健全ナル畜牛ニ付テハ臨床的診察ノ方法ニ依ルモノニハ第三號様式ニ據ル健康證ヲ、臨床的診察及「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ルモノニハ第三號様式ニ據ル健康證ヲ交付ス

一 重症結核病ニ罹リタル畜牛ニハ右耳ニ直徑五分ノ圓形孔ヲ穿ツ

一 輕症結核病ニ罹リタル畜牛ニハ右耳ニ第四號様式ノ耳標ヲ付ス

一 結核病ノ疑アル畜牛ニハ右耳ニ第五號様式ノ耳標ヲ付ス

前項第一號ノ健康證ハ次回検査ノトキ之ヲ返付セシメ第三號及第四號ノ耳標ハ之ヲ付スヘキ事由消滅シタルトキハ之ヲ除去スヘシ

第一項第一號ノ健康證ヲ交付シタル畜牛ニシテ「ツベルクリン」注射後第三條第三項但書又ハ第二十四條第一項ニ規定シタル期間ヲ經過セサルモノナルコトヲ發見シタルトキハ直ニ其ノ健康證ヲ返付セシメ耳標ヲ除去シタルモノナルトキハ更ニ同一ノ耳標ヲ付スヘシ

第十一條 前條ノ耳標ニ毀損又ハ喪失アリタルトキハ所有者又ハ管理者ニ於テ遲滞ナク所轄警察官署ニ届出ツヘシ

前項ノ届出アリタルトキ及検査員又ハ警察官ニ於テ耳標ノ毀損若ハ喪失ヲ發見シ又ハ毀損若ハ喪失ノ虞アリト認ムルトキハ前條ニ準シ更ニ耳標ヲ付スヘシ

第十二條 畜牛ノ所有者又ハ管理者検査員ノ指定シタル隔離又ハ鎖飼ノ方法若ハ場所ヲ變更セントスルトキハ検査員ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 外國ヨリ輸入スル畜牛ノ検査ハ神奈川縣横濱港、兵庫縣神戸港、長崎縣長崎港、同縣嚴原港及山口縣下關港ニ於テ之ヲ行フ

第十四條 検査員ハ税關長ヨリ畜牛ノ輸入申告アリタル旨ノ通知ヲ受ケタルトキハ検査ノ日時、場所其他検査ノ爲必要ナル事項ヲ輸入申告者ニ通知スヘシ

第十五條 検査員外國ヨリ輸入スル畜牛ノ検査ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一 健全ナル畜牛ニ付テハ臨床的診察ノ方法ニ依ルモノニハ第三號様式ノ一ノ健康證ヲ臨床的診察及「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依ルモノニハ第三號様式ノ二ノ健康證ヲ交付ス

一 重症結核病ニ罹リタル畜牛ニ付テハ右臀部ニ第六號様式ノ記號ヲ烙印ス

一 輕症結核病ニ罹リタル畜牛ニ付テハ右臀部ニ第七號様式ノ記號ヲ烙印ス

一 結核病ノ疑アル畜牛ニ付テハ右臀部ニ第八號様式ノ記號ヲ烙印ス

外國ヨリ輸入スル畜牛ニ付前項ノ手續ヲ終リタルトキハ検査員ハ其ノ成績ヲ税關長ニ通知スヘシ

第十六條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ノ撲殺ハ埋却若ハ燒棄スヘキ場所又ハ認可ヲ經タル装置ヲ有スル化製場ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十七條 輕症結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ヲ屠殺セムトスルトキハ検査員又ハ所轄警察官署ノ指揮ヲ受ケ屠場内特ニ區畫シタル場所ニ於テ之ヲ行フヘシ但シ正當ノ事由アルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ得其ノ他ノ場所ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ハ外國ヨリ輸入スル畜牛ヲ撲殺セムトスル場合ニ於テ輕症結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ニ關シ之ヲ準用ス

第十八條 結核病ニ罹リタル畜牛ノ屍體若ハ其ノ部分又ハ病毒ニ汚染シ若ハ其疑アル物品ヲ移動セムトスルトキハ検査員又ハ所轄警察官署ノ指揮ニ從ヒ病毒ノ散布ヲ防クニ足ルヘキ施設ヲ爲スヘシ

第十九條 畜牛ノ死後結核ノ病的變狀又ハ之ニ疑ハシキ症狀ヲ發見シタルトキハ所有者管理者又ハ獸醫ニ於テ直ニ検査員又ハ所轄警察官署ニ届出テ其指揮ヲ受クヘシ

第二十條 結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛斃死シタルトキハ所有者又ハ管理

者ニ於テ直ニ検査員又ハ所轄警察官署ニ届出テ其指揮ヲ受クヘシ

第二十一條 輕症結核病ニ罹リ又ハ結核病ノ疑アル畜牛ヲ屠殺シタル場合、前條ノ場合又ハ畜牛死後ニ於テ結核ノ病的變狀ヲ發見シタル場合ニ於テ結核ノ病的變狀、一臟器及其ノ淋巴線ニ局限セルカ又ハ急性結核ノ結核病的變狀ニ三ノ臟器及其ノ淋巴線ニ發生セルモ各部ノ變狀小部ニ局限シ急性結核ノ變狀ヲ呈セサルトキハ所有者又ハ管理者ニ於テ検査員又ハ所轄警察官署ノ指揮ニ從ヒ患部及之ニ接近セル組織ヲ切除シ之ヲ燒棄又ハ消毒ノ上埋却スヘシ但シ認可ヲ得タル装置ヲ以テ化製スルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ二個以上ノ臟器及其ノ淋巴線ニ於ケル結核ノ病的變狀蔓延セルトキハ急性結核ノ變狀ヲ呈スルトキハ重症結核ニ罹リタル畜牛ニ準シ之ヲ處分スヘシ

第二十二條 地方長官ハ所屬ノ官吏、吏員及獸醫ノ中ヨリ検査員ヲ命シ所屬ノ官吏、吏員又ハ郡市町村吏員及畜産業ニ經驗アル者ノ中ヨリ評價人ヲ命スヘシ

第二十三條 検査員タルヘキ獸醫ハ助手ノ職務ノミヲ行フ者ヲ除クノ外畜牛結核病検査講習生規則第六條ノ修業證書ヲ有シ又ハ官立學校ニ於テ獸醫學ヲ修メ其ノ卒業證書ヲ有スル者ノ中ヨリ選定スヘシ

第二十四條 地方長官又ハ警察官署ノ告示又ハ指定シタル検査期日四十五日以前ヨリ検査確定ニ至ル迄乳用牛、外國種牛及雜種牛ニ「ツベルクリン」ノ注射ヲ爲スコトヲ得ス

地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノ又ハ獸醫ニ非サレハ乳用牛、外國種牛及雜種牛ニ「ツベルクリン」ノ注射ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ正當ノ事由ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ニハ之ヲ適用セス

第二十五條 前條第二項及第三項ニ依リ乳用牛、外國種牛及雜種牛ニ「ツベルクリン」ノ注射ヲ行ヒタル者ハ遲滞ナク検査員又ハ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第二十六條 地方長官ハ毎年少クトモ一回畜牛結核病豫防ノ狀況ヲ農商務大臣ニ報告スヘシ

第二十七條 地方長官ハ第三條ニ依リ行ヒタル検査ノ成績及其ノ狀況ヲ翌年四月三十日限り第九號様式ニ依リ農商務大臣ニ報告スヘシ

地方長官ハ第十三條ノ検査終了後其ノ検査ノ成績ヲ其ノ月末日限り第十號様式ニ依リ農商務大臣ニ報告スヘシ

第二十八條 畜牛結核病豫防法第四條ノ届出ハ検査員又ハ畜牛ノ現在地ヲ管轄スル警察官署ニ之ヲ爲スヘシ

第二十九條 畜牛結核豫防法第十條ニ規定スル化粧装置ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ所轄警察官署ヲ經由シテ地方長官ニ出願スヘシ

第三十條 畜牛結核病豫防法第十二條ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ埋却ノ年月日及發掘ノ事由ヲ具シ所轄警察官署ニ出願スヘシ

第三十一條 検査員、評價人、其ノ他行政廳ノ命ヲ承ケテ公務ヲ行フ者畜牛結核病豫防法又ハ本則ノ執行ニ關シ不正ノ所爲アリタルトキハ二十五日以下ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第十條ノ記號ヲ滅失セシメ又ハ耳標ヲ毀損又ハ喪失セシメタル者ハ二十五日以内ノ重禁錮又ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 第三條第三項但書ニ違背シテ検査ヲ受ケタル者又ハ第六條第一項ノ命令ニ違背シ若ハ第二十四條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ重禁錮又ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 第二條、第七條第一項、第十七條、第十八條、第二十一條、第二十五條、第三十七條ニ違背シタル者及第十九條、第二十條ノ届出ヲ爲サス又ハ指揮命令ニ從ハサル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第三十五條 本則中地方長官ノ職務ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ

第三十六條 本則ハ明治三十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十四年農商務省令第六號輸入畜牛結核病検査規則ハ之ヲ廢止ス

第三十七條 本則施行ノ際ニ限リ第二條第一項ノ届出ハ七月三十一日迄ニ之ヲ爲スヘシ

第二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

●畜牛結核病豫防心得

明治三十六年八月 農商務省告示第一六九號

畜牛結核病ハ他ノ獸畜傳染病ト自ラ其ノ性質ヲ異ニシ病性頑固ニシテ汎ク牛群ニ蔓延シ人畜衛生及農業經濟ニ及ホス危害極メテ大ナリ抑本病ハ歐羅巴種牛ノ一部ニ原發シ漸次各國ニ傳播セシモノニシテ從來本邦土產ノ畜牛ハ殆ント之ニ罹ルモノナカリシモ外國種雜種ノ畜牛増殖スルニ隨テ結核病ハ年々逐フテ蔓延シ其ノ勢ノ熾ナル底止スル所ヲ知ラサルモノ、如シ今ニ迄シテ之ヲ力制遏ノ法ヲ講セズンハ他日防禦ノ策ナキニ至ラン畜牛飼養者ハ單ニ法令ノミニ一任セス能ク本病ノ性質ヲ知悉シ各自警戒ヲ加ヘ日常自衛ノ法ヲ怠ラサルヲ要ス仍テ本病ノ性質、原因、傳染ノ状態及自衛法ノ要點ヲ掲ク

第一項 結核病ハ結核菌ト稱スル一種ノ細菌ニ原由スル慢性難治ノ傳染病ニシテ家畜ノ中牛、豕最モ罹リ易ク罕ニハ馬、犬、羊、山羊、家禽ニ傳染ス牛ニ

於テハ主トシテ肺臟、胸膜、腹膜及淋巴腺ニ發シ又關節、乳房、生殖器、腸及腦ヲ侵スコトアルモ他ノ臟器ニ發スルハ罕ナリ馬、豕、鶏、犬ニ於テハ主トシテ腸及其ノ他ノ腹腔臟器ノ結核ヲ見ル

結核菌ハ病原菌ノ中比較的抵抗力ニ富ミ乾燥スルモ容易ニ毒力ヲ失ハス能ク温熱、腐敗作用ニ耐フ乳汁ノ如キ液體中ニ在リテハ熱ニ對スル抵抗力薄弱ニシテ攝氏七八十度ノ熱ヲ加フレハ概ネ五分時乃至十分時ニシテ毒力ヲ失フ腐敗物中ニ在リテハ百餘日間ノ毒力ヲ存スルコトアリ消毒藥ニ對スル抵抗力モ亦他ノ病毒ト異ニシテ克ク鼻采ニ抵抗シ其ノ千倍溶液ノ如キハ十數時ノ後始メテ僅ニ結核菌ヲ殺シ得ルノミ獨リ日光ノ消毒力ハ較ク強ク數分間乃至數時間ニシテ其ノ毒力ヲ失ハシム

第二項 從來結核病傳播ノ原因ニ付テハ重キヲ遺傳ニ置キタリト雖實驗ニ徴スレハ疾病其ノモノノ遺傳ハ稀有ニシテ僅ニ素因ヲ傳フルニ過キス牡牛ノ生殖器結核ハ交尾ノ際牝牛ニ傳染スルコトナキニアラサルモ牡系ヨリ胎兒ニ傳染セシ適例ハ未タ證明スルヲ得ス又母牛ノ結核病ハ胎盤ニ發生スルカ或ハ其ノ血液中ニ多數ノ結核菌ヲ含有スルニアラサレハ胎兒ニ傳ハルコトナシ故ニ胎内傳染ノ例モ亦極メテ少數ニ止ルモノトス

第三項 結核病ハ他ノ傳染病ノ如ク概ネ出産後ノ傳染ニ由ル傳染ノ本源ハ結核

病牛其ノモノニシテ病毒ハ專ラ呼吸、咯痰、唾液、乳汁、創液、糞尿等ニ含有セラレ直接又ハ間接ニ他ノ健獸ニ傳染ス但シ間接傳染ノ媒介トナルモノハ畜舎、舎内器具、藁草、取扱人等ナリ

第四項 結核病毒侵入ノ徑路ハ呼吸器及消化器ニシテ罕ニハ皮膚及粘膜ノ創傷ヨリ侵入ス其ノ最普通ノ傳染狀態ハ左ノ如シ

一 呼吸器ハ結核病毒ノ侵入スル普通ノ徑路ニシテ畜舎内ノ傳染ハ概ネ之ニ基ク是レ呼吸器結核ノ多キ所以ナリ結核病毒ハ咳嗽ノ如キ深強ノ呼吸ヲナス際咯痰霧狀ヲナシテ呼吸中ニ飛散シ又ハ塵埃ニ含有セラレ健牛ノ吸入スル所トナル換氣不良ニシテ殊ニ多數ノ牛ノ密棲セル畜舎ニ於テ此ノ危險最モ甚シトス

二 消化器傳染ハ呼吸器傳染ニ比スレハ較ク妙ナクシテ結核病毒ヲ含有セル飼料、藁草、飲料水、乳汁、結核臟器等ヲ攝取スルニ由ル馬、豚、鶏、犬等ノ結核病ハ概ネ此ノ原因ニ出ツ

三 犢ハ呼吸器傳染ノ外屢結核菌ヲ含有セル乳汁又ハ渣乳ヲ飲用スルニ由テ本病ニ感染ス

第五項 結核傳染病ノ難易及其ノ病勢ハ病毒ノ多少、性質ニ由ルト雖又大ニ動物體質ノ強弱ニ關ス體質強健ナレハ假令病毒ニ觸ルモ容易ニ之ニ感染セス之

ニ反シ體質虛弱ナレハ傳染シ易ク且重症ニ陥ル、傾多シ之ヲ素因ト謂フ
主要ナル素因ハ胸廓ノ發育不全、營養不給、呼吸器及消化器ノ加答兒ニシテ其ノ他不合理ノ搾乳、不良ノ飼料、換氣ノ失宜、小舎内畜牛ノ密集運動ノ不足、早齡ノ交尾等ハ何レモ素因タラサルナシ故ニ畜牛ノ飼養者ハ努メテ這般不攝生ノ事項ヲ避ケサルヘカラス

第六項

- 一 畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ平素畜牛ノ健康狀態ニ注意シ咳嗽、淋巴腺ノ腫脹、毛毳ノ粗硬其他結核病ノ疑ヲ生セシムル徵候ヲ認ムルトキハ直ニ獸醫ヲ招キ臨床的診察竝「ツベルクリン」ノ注射ヲ請ヒ本病ニ罹リタルモノ又ハ其ノ疑アルモノハ自家ノ牛群ヨリ排斥シ健牛ノミヲ以テ蕃殖ヲ圖ルヘシ
- 二 健牛ト病牛トノ隔離ヲ履行シ相互ノ交通ヲ絶チ病牛ニハ特別ノ器具ヲ用ヒ成ルヘク異リタル管理人ヲシテ之ヲ取扱ハシムヘシ已ムヲ得ス同一人ヲシテ健牛病牛ヲ取扱ハシムルトキハ每次健牛ヲ先ニシテ病牛ノ管理ヲナシ後石鹼水、石炭酸水等ヲ以テ其ノ手指ヲ洗滌スヘシ
- 三 輕症結核病ニ罹リタル畜牛又ハ結核病ノ疑アルモノノ產出セシ犢ハ出產後直ニ母牛ヨリ之ヲ隔離シ攝氏八十度以上ノ熱ヲ加ヘタル健牛ノ乳汁ヲ以テ人工的哺乳ヲナスヘシ哺乳器及哺乳者ノ手指ハ微溫石鹼水ヲ以テ之ヲ

洗滌スヘシ

四 購入シタル畜牛ハ先ツ別舎ニ繋キ臨床的診察及「ツベルクリン」注射ヲ行ヒ健全ト認メタル後ニアラサレハ自家ノ牛群中ニ混入スヘカラス

第七項 結核病牛ノ附近ニハ豚、鶏、犬等ヲ接近セシメサル様注意スヘシ

第八項 排水設備ノ良否ハ畜舎内外ノ空氣ノ淨否ニ大ニ關係アルモノニシテ排水法不完全ナルトキハ排泄物及其ノ他ノ汚物ハ停滞シテ大氣ハ其ノ發散セル不淨ノ分子ヲ含有スヘク動物ハ此ノ如キ不潔ノ大氣ヲ呼吸スルニ因テ終ニ其健康ヲ傷フニ至ルヘシ故ニ畜舎内外ノ排水設備ハ完全ナラシムルコトヲ期スヘシ

第九項 病牛ノ糞尿、其ノ他排泄物、草葉等ハ充分ニ消毒ヲ行ヒ病毒ノ浸潤シタル床土、運動場ノ表土等ハ新鮮ナル土砂ト取換フヘシ

本項ニ依リ消毒シタル排泄物等ハ充分日光ニ曝シタル後肥料トシテ使用スルハ妨ナシ

第十項 重症結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁ハ法律ノ規定ニ從ヒ廢棄處分ヲ行フコト言テ俟タスト雖輕症結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ乳汁モ危險ノ虞アルカ故ニ攝氏八十度以上ノ熱ヲ加ヘタル後ニ非サレハ人畜ノ飲用ニ供セサルヲ安全ナリトス

●畜牛結核病豫防法ニ依ル検査員執務規程

明治三十六年八月
農商務省訓令第九號

第一條 検査員ハ其ノ職務ノ執行ニ關シ上司ノ指揮命令ヲ遵奉シ公平誠實ヲ旨トスヘシ

第二條 検査員ハ結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ所有者又ハ管理者ニ結核病ノ豫防制遏ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スヘシ

第三條 畜牛ノ所有者又ハ管理者中其ノ畜牛ノ種類ヲ誤リ又ハ知ラサルカ爲法令ノ規定ニ違反セル者アルコトヲ發見シタルトキハ懇篤ニ之ヲ説諭シ法令ノ規定ニ依ラシムヘシ故意ニ法令ニ違反セル者ニ關シテハ直ニ告發ノ手續ヲ爲スヘシ

第四條 検査ノ爲奉付タル畜牛ハ成ルヘク其ノ外貌ニ依リ健康ナルモノト異狀アルモノトヲ區別シ各別ニ之ヲ繋留セシムヘシ

「ツベルクリン」注射ノ方法ニ依リ検査ヲ行フ場所ニハ成ルヘク寒暑ヲ防キ消毒ニ便ナル施設ヲ爲スヘシ

第五條 「ツベルクリン」ハ稀釋シタルモノト否トナ間ハス光線ヲ遮リタル清涼

ナル場所ニ置クコトヲ注意スヘシ

第六條 注射ニ用ユル「ツベルクリン」ハ濃厚「ツベルクリン」一分ニ二百倍ノ石炭酸水九分ヲ加ヘテ之ヲ稀釋スヘシ

稀釋ノ爲ニ用ユル石炭酸ヲ溶解スルニハ煮沸水ヲ用フヘシ

第七條 檢溫器ハ感度鋭敏ニシテ標準トスヘキ正確ナル檢溫器ニ對照シテ度数ノ加減ヲ明確ニシタル堅牢ナルモノヲ用ユヘシ

第八條 注射器ハ注射ニ用ユル前又ハ注射ニ用ヒタル毎ニ二十倍ノ石炭酸水又ハ酒精ヲ以テ消毒ヲ行ヒタル後煮沸水ニテ洗滌スヘシ

第九條 左ノ畜牛ハ検査猶豫ノ取扱ヲナスコトヲ得

一 結核病以外ノ疾病又ハ傷疾ノ爲検査ヲ受クルコト能ハサルモノ

一 分娩前一箇月以内若ハ分娩後十日以内ノモノ

一 六箇月未満ノ幼牛

第十條 「ツベルクリン」ノ注射ヲ行ハントスルトキハ其ノ日ノ朝、夕及正午ニ於テ體溫ヲ檢スヘシ

第十一條 「ツベルクリン」ヲ注射スヘキ部位ハ頸部ノ側面トシ豫メ二十倍ノ石炭酸水又ハ酒精ヲ以テ消毒スヘシ

第十二條 「ツベルクリン」ハ左ノ分量ニ依リ注射スヘシ

一成牛

〇・五乃至〇・六立方仙迷

一 一歳以上二歳未満ノ畜牛

〇・三乃至〇・四立方仙迷

一 一歳未満ノ幼牛

〇・一乃至〇・二立方仙迷

第十三條 「ツベルクリン」ヲ注射シタル後第八時ヨリ第二十時ニ至ル迄二時間毎ニ體溫ヲ檢スヘシ但シ最高溫度ニ達シタル後二回以上ノ檢溫ニ於テ其ノ溫度漸次下降スルコトヲ認メタルトキ又ハ二十時間以内ニ於テ常溫ニ復スルトキハ其ノ後體溫ヲ檢スルヲ要セス

前項ノ場合ニ於テ第二十時ニ至リ畜牛ノ發熱稽留シテ下降セサルトキハ第三十二時ニ至リ更ニ體溫ヲ檢スヘシ

第十四條 畜牛ノ診斷ハ検査員中主任獸醫ニ於テ之ヲ爲シ助手獸醫ハ單ニ補助ノ職務ヲ行フヘシ但シ一年以上助手ノ職務ヲ行ヒタル獸醫ハ地方長官ノ命ヲ承ケ主任獸醫ノ職務ヲ代理スルコトヲ得

結核病ニ罹リ又ハ其ノ疑アル畜牛ノ臨床上ノ症狀及「ツベルクリン」ノ注射ニ因ル増溫ハ精密ニ之ヲ記録シ検査終了ノ後地方長官ニ報告スヘシ

第十五條 結核病ニ罹リタル畜牛ハ之ヲ撲殺若ハ鎖錮スル迄ノ間健牛及結核病ニ罹リタル疑アル畜牛ト隔離セシムヘシ

結核病ニ罹リタル疑アル畜牛ハ検査後直ニ隔離ヲ命スヘシ

第十六條 畜牛ノ鎖飼ヲ命スルトキハ左ノ事項ヲ指示スヘシ

- 一 別棟ノ畜舎ニ輕症結核病ニ罹リタル畜牛ノミヲ繋留スル場合ニ於テハ他ノ畜牛ト接近セシメサルコト
- 一 同一畜舎内ニ輕症結核病ニ罹リタル畜牛ト其ノ他ノ畜牛トヲ繋留スル場合ニ於テハ地盤ヨリ天井又ハ地盤ヨリ九尺ノ高サニ至ル迄土壁、木壁其ノ他堅牢ナル隔壁ヲ以テ畜舎内ヲ分割シ出入口及排泄溝ヲ異ニシ輕症結核病ニ罹リタル畜牛ト他ノ畜牛トヲ各別ニ繋留セシムルコト
- 一 輕症結核病ニ罹リタル畜牛ハ他ノ畜牛ト交通ヲ絶タシムルコト但シ交尾ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 本條第一號及第二號ノ場合ニ於テ畜舎ニ附屬スル運動場アルトキハ輕症結核病ニ罹リタル畜牛及其ノ他ノ畜牛ニ付各別ニ運動場ノ區域ヲ指示スルコト
- 一 輕症結核病ニ罹リタル畜牛ハ指定シタル畜舎若ハ運動場以外ニ出サシメサルコト 但検査員ニ於テ場所及方法ヲ指示シテ放牧若ハ使役ヲ認許シ又ハ相當ノ間隔ヲ置キ結核病ノ疑アル畜牛ヲ同一畜舎ニ繋留セシムルコトヲ得

第十七條 前條ノ規定ハ第十五條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條第二項ノ畜牛ハ検査員ニ於テ場所及方法ヲ指示シテ放牧又ハ使役ヲ認許スルコトヲ得

第十八條 隔離又ハ鎖飼ヲ命シタル畜牛ノ所有者又ハ管理者ニ於テ讓渡其ノ他正當ノ事由ニ依リ隔離又ハ鎖飼ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ願出ツルトキハ前二條ノ規定ニ依リ更ニ之ヲ指示シ變更ノ場所他ノ警察官署ノ管轄區域ニ亘ルトキハ其ノ所轄警察官署ニ通知スヘシ

隔離又ハ鎖飼ヲ命シタル畜牛ヲ屠殺ノ爲隔離又ハ鎖飼ノ場所ヨリ牽出スコトヲ願出ツルトキハ病毒ノ散布ヲ防クニ足ルヘキ施設及屠殺スヘキ場所並期間ヲ指示シ之ヲ許可スヘシ

第十九條 検査員ハ隔離又ハ鎖飼ヲ命シタル畜牛ヲ隨時監視スヘシ

第二十條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ヨリ搾取シタル乳汁ハ搾取後直ニ石炭酸水又ハ石灰乳ヲ混シ其ノ漏出ヲ防キ廢棄處分ヲ行フヘシ

第二十一條 重症結核病ニ罹リタル畜牛ノ撲殺ハ検査確定後十五日以内ニ之ヲ行ハシムヘシ

前項ノ畜牛ノ撲殺ヲ行フヘキ場所ニ牽行ク場合ニハ病毒ノ散布ヲ防クニ足ルヘキ施設ヲ指示スヘシ

第二十二條 消毒ノ方法、埋却スヘキ屍體ノ措置、屍體又ハ畜牛ヲ移動スル場

合ニ於ケル病毒ノ散布ヲ防クヘキ施設及結核病ニ罹リタル畜牛ノ乳汁、屍體其ノ部分並病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物品ヲ埋却スヘキ土坑、場所ニ付テハ獸疫豫防法施行細則及獸疫豫防必得ノ規定ヲ準用ス

●獸疫及畜牛結核病豫防ニ關スル費用負擔區別ノ件 (第一章獸疫豫防ノ部參照)

○「ツベルクリン」交付手續

明治三十六年六月 農商務省訓令第六號

第一條 畜牛結核病豫防法ニ依リ畜牛ノ結核病検査ニ要スル「ツベルクリン」ハ地方長官(東京府ハ警視總監以下倣之)ノ請求ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 地方長官ハ次年度ニ要スル「ツベルクリン」ノ數量ヲ概算シ第一號様式ニ依リ毎年二月末日迄ニ請求書ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第三條 地方長官ハ前年度ニ於ケル「ツベルクリン」ノ受拂ヲ第二號様式ニ依リ毎年四月三十日迄ニ農商務大臣ニ報告スヘシ

第四條 明治三十六年度ニ要スル「ツベルクリン」ノ請求書ハ明治三十六年七月末日迄ニ差出スヘシ(様式略ス)

第三章 獸醫及蹄鐵工

●獸醫免許規則

明治二十三年八月 法律第七十六號

第一條 獸醫ノ開業ハ農商務大臣ヨリ獸醫免狀ヲ受ケタル者ニ限ル

第二條 獸醫免狀ヲ受ケタルコトヲ得ル者左ノ如シ

- 一 獸醫免許試験ニ合格シ其ノ證書ヲ有スル者
- 一 官立府縣立ノ獸醫學校若ハ農學校ニ於テ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者
- 一 公立又ハ私立學校ニ於テ農商務大臣ノ認可シタル學則ニ依リ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者
- 一 外國ニ於テ官立府縣立ノ獸醫學校若ハ農學校ト同等以上ノ學則ニ依リ獸醫學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者

第三條 第二條ノ資格ヲ有スル者ニシテ獸醫免狀ヲ受ケント欲スルトキハ試験及第證書又ハ卒業證書ノ寫ヲ添ヘ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ出願スヘシ

第四條 獸醫免狀ヲ受ケタル者ノ氏名本籍ハ農商務省ノ獸醫籍ニ登録シ之ヲ公告スヘシ

第五條 獸醫廢業シタルトキハ本人ヨリ死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ親戚ヨリ三十日以内ニ地方廳ヲ經由シテ其ノ免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第六條 削減

第七條 獸醫免狀ヲ毀損亡失シ若ハ氏名本籍ヲ變換シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ地方廳ヲ經由シテ免狀ノ書換ヲ農商務大臣ニ出願スヘシ

書換ノ免狀ヲ受クル者ハ免狀下付ノトキ手数料トシテ金五十錢ヲ納ムヘシ

第八條 獸醫業ニ關シ犯罪者ハ不正ノ行爲アリタルトキハ農商務大臣ハ情狀ヲ參酌シ五日以上五十日以下ノ範圍内ニ於テ其ノ業ヲ停止シ情狀ノ最モ重キモノハ之ヲ禁止スルコトアルヘシ

禁止ノ處分ヲ受ケタル者ハ十日以内ニ地方廳ヲ經由シテ獸醫免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第九條 第八條ノ禁止ノ處分ヲ爲シタル者ト雖モ三年ヲ經過シタル後情狀ニ依リ其ノ禁止ヲ解クコトアルヘシ

禁止ヲ解カレタル者ニシテ再ヒ獸醫ノ免狀ヲ受ケント欲スル者ハ第三條及第六條ニ依ルヘシ

第十條 免狀ヲ受ケスシテ獸醫ノ業ヲ爲シタル者ハ金五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 獸醫業停止中其ノ業ヲ爲シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 獸醫正當ノ事由ナクシテ其ノ業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ミタルトキハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十三條 獸醫免許試驗規則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附 制

第十四條 獸醫ニ乏シキ地ニ於テハ當分ノ内北海道廳長官府縣知事ノ具狀ニ依リ農商務大臣ハ第二條ノ資格ナキ者ト雖トモ出願者ノ履歷ニ依リ營業區域及年限ヲ定メ獸醫假免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第十五條 第十四條ニ依リ獸醫假免狀ヲ受ケタル者ニモ亦此ノ規則ヲ適用ス

第十六條 明治十八年十七號布達獸醫開業試驗規則其ノ他此ノ法律ニ抵觸スル規定ハ總テ廢止ス

●蹄鐵工免許規則

明治二十三年四月
法律第三十一號

第一條 蹄鐵工ハ農商務大臣ヨリ蹄鐵工免狀ヲ受ケタル者ニ限ル

蹄鐵工トハ他人ノ依頼ニ應ジ蹄鐵ヲ裝シ又ハ蹄ヲ剪ルヲ以テ其ノ業トナス者ヲ謂フ

第二條 蹄鐵工免狀ヲ受ケルコトヲ得ル者左ノ如シ

- 一 蹄鐵工免許試験ニ合格シ其及第證書ヲ有スル者
- 一 官立府縣立ノ農學校若クハ獸醫學校又ハ陸軍部内ニ於テ獸醫學校又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者
- 一 公立又ハ私立學校ニ於テ農商務大臣ノ認可シタル學則ニ依リ獸醫學又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者
- 一 外國ニ於テ官立府縣立ノ農學校若クハ獸醫學校ト同等以上ノ學則ニ依リ獸醫學又ハ蹄鐵學ヲ專修シ其ノ卒業證書ヲ有スル者
- 一 獸醫開業免狀ヲ有スル者但獸醫假開業免狀ヲ有スル者ヲ除ク

第三條 第二條ノ資格ヲ有スル者ニシテ蹄鐵工免狀ヲ受ケント欲スルトキハ試驗及第證書又ハ卒業證書若クハ獸醫開業免狀ノ寫ヲ添ヘ地方廳ヲ經由シテ農商務大臣ニ出願スヘシ

第四條 蹄鐵工免狀ヲ受ケタル者ノ氏名本籍ハ農商務省ノ蹄鐵工籍ニ登錄シ之ヲ公告スヘシ

第五條 蹄鐵工廢業シタルトキハ本人ヨリ死亡シタルトキハ其ノ遺族又ハ親戚ヨリ三十日以内ニ地方廳ヲ經由シテ其ノ免狀ヲ農商務省ニ返納スヘシ

第六條 蹄鐵工免狀ヲ受ケル者ハ其免狀下付ノトキ手数料トシテ金壹圓ヲ納ム

ヘシ

第七條 蹄鐵工免狀ヲ毀損亡失シ若クハ氏名本籍ヲ變換シタルトキハ其事由ヲ記シ地方廳ヲ經由シテ免狀ノ書換ヲ農商務大臣ニ出願スヘシ

書換ノ免狀ヲ受ケル者ハ免狀下付ノトキ手数料トシテ金五拾錢ヲ納ムヘシ

第八條 蹄鐵工ハ正當ノ事由ナクシテ其業ニ關シ他人ノ依頼ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 免狀ヲ受ケズシテ蹄鐵工ノ業ヲナシタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 第八條ヲ犯シタル者ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十一條 蹄鐵工免許試験規則ハ農商務大臣之ヲ定ム

附則

第十二條 蹄鐵工ニ乏シキ地ニ於テハ當分ノ内北海道廳長官府縣知事ノ具狀ニ依リ農商務大臣ハ第二條ノ資格ナキ者ト雖トモ出願者ノ履歷ニ依リ營業區域及年限ヲ定メ蹄鐵工假免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

第十三條 第十二條ニ依リ蹄鐵工假免狀ヲ受ケタル者ニモ亦此ノ規則ヲ適用ス

第十四條 此ノ規則施行以前免許ヲ受ケタル獸醫ニシテ蹄鐵工ヲ兼ネント欲スル者ハ第三條ニヨリ蹄鐵工免狀ノ下付ヲ農商務大臣ニ出願スヘシ

其ノ免狀ヲ受ケル者ハ第六條手数料ヲ要セス

第十五條 此ノ規則ハ明治二十三年十月一日ヨリ施行ス

●獸醫、蹄鐵工免許試験規則 明治三十七年十二月 農商務省令第十四號

第一條 獸醫、蹄鐵工免許試験ハ本則ニ依リ之ヲ行フ

第二條 獸醫免許試験ノ科目左ノ如シ

- 一 家畜解剖學
 - 二 家畜生理學
 - 三 家畜藥物學
 - 四 家畜內科學 (家畜傳染病論ヲ含ム)
 - 五 家畜外科學 (眼科學及產科學ヲ含ム)
 - 六 獸醫警察學 (家畜衛生學ヲ含ム)
 - 七 畜產學
 - 八 臨床診斷及外科手術
 - 九 蹄鐵學及其實地應用
- 蹄鐵工免許試験ノ科目左ノ如シ
- 一 蹄鐵學

二 裝蹄判斷
三 造鐵、裝鐵及削蹄

第三條 獸醫免許試験ハ前條第一項第一號乃至第七號ニ付テハ筆記試験、第八號ニ付テハ實地試験第九號ニ付テハ筆記試験及實地試験ヲ行フ蹄鐵工免許試験ハ前條第二項第一號ニ付テハ筆記試験、第二號ニ付テハ口述試験及實地試験、第三號ニ付テハ實地試験ヲ行フ

獸醫免許試験ニ在リテハ筆記試験ニ、蹄鐵工免許試験ニ在リテハ筆記試験及口述試験ニ合格セサル者ハ實地試験ヲ受クルコトヲ得ス

第四條 試験ハ毎年一回之ヲ行ヒ其ノ場所及期日ハ豫メ之ヲ告示ス

第五條 農商務大臣ハ試験主事及委員ヲ撰任シテ試験ヲ行ハシム

第六條 試験ヲ受ケムトスル者ハ左記ノ書式ニ依リ願書ヲ作り履歷書ヲ添ヘ試験期日三十日前迄ニ農商務大臣ニ差出スヘシ

第七條 獸醫免許試験ヲ受ケントスル者ハ手数料トシテ金二圓ヲ、蹄鐵工免許試験ヲ受ケムトスル者ハ手数料トシテ金一圓ヲ納ムヘシ

前項ノ手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ願書ニ貼付シテ納付スヘシ願書ヲ收受シタルトキハ當該官吏ハ其適法ナルコトヲ認メタル後願書ノ紙面ト貼付印紙ノ彩紋トニ掛ケ黒肉ヲ用ヒテ消印ヲ押捺スヘシ但納付者ニ於テ消

印ヲ押捺シタル場合ハ此限ニ在ラス既納ノ手数料及其過剩額ハ之ヲ還付セス
 第八條 受験者ハ受験期日ノ一日前迄受験地ニ到達シ其ノ宿所ヲ東京ニ在リテ
 ハ農商務省ニ他ノ地方ニ在リテハ其ノ地方廳ニ届出ツヘシ
 第九條 試験ニ合格シタルモノニハ試験主事ヨリ合格證書ヲ附與ス
 第十條 不正ノ方法ヲ以テ合格シタルトキハ合格ノ効ナキモノトス

附則

明治二十三年農商務省令第六號蹄鐵工免許試験規則及同年農商務省令第十一號
 獸醫免許試験規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

願書式

獸醫(蹄鐵工)免許試験願

住所(寄留者ハ本籍ヲ併記スヘシ)
 身分、職業

氏 名

年 月 日生

私儀第何回何地獸醫蹄鐵工免許試験相受度別紙履歷書ヲ添ヘ此段相願候也
 年 月 日

右 氏 名印

農 商 務 大 臣 宛

●獸醫假免許手續

明治二十三年九月
 農商務省訓令第四十四號

第一條 醫獸假免狀ノ下付ヲ願出ル者アルトキハ左ノ事項ヲ取調本人ノ願書及
 履歷書ヲ添ヘ見狀スヘシ

- 一 出願區域中他ニ開業者ノ有無若シ之アルトキハ其ノ資格
- 一 現ニ開業者アル隣接營業區域トノ距離及牛馬交通ノ難易
- 一 繼續出願ノモノニ在リテハ從來假免許開業中ノ成績及本人性行ノ概略
- 一 特ニ假免許開業者ヲ置クヲ要スル理由

出願者ノ技能其ノ他假免許ヲ與フルノ當否ニ關スル意見

第二條 (明治二十五年六月訓令第二十號ヲ以テ本條刪除)

第三條 獸醫假免狀下付ノ出願ニ係ル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

●獸醫免狀下付願及開業試驗願書ニ副本ヲ要

セサル件

明治二十二年十一月
 農商務省訓令第三十九號 北海道廳 府 縣

獸醫開業免狀同假開業免狀下付願書及開業試驗願書ハ自今副本差出スニ及ハス

●開業獸醫轉居届出ノ件

明治二十二年十一月 農商務省告示第十五號

開業獸醫(假開業獸醫ヲ除ク)ニシテ明治二十二年十二月一日以後轉居セシ者ハ其都度直ニ當省農務局ニ届出ツヘシ

●蹄鐵工假免許手續

明治二十三年七月 農商務省訓令第三十八號

第一條 蹄鐵工假免狀ノ下付ヲ出願スル者アルトキハ蹄鐵工乏シキ地ニ限り左ノ事項ヲ取調本人ノ願書及履歷書ヲ添ヘ具狀スヘシ

- 一 區域、廣袤、地勢及馬匹頭數
- 一 營業年限

第二 假免狀下付ノ出願ニ係ル細則ハ北海道廳長官府縣知事之ヲ定ムヘシ

●蹄鐵工免狀下付願及免許試驗願書ニ副本ヲ

要セサル件

明治二十三年九月 農商務省訓令第五十二號 北海道廳 府 縣

蹄鐵工免狀同假免狀下付願書及免許試驗願書ハ副本ヲ差出スニ及ハス

第七編 警察

●行政執行法

明治三十三年六月一日 法律第八十四號

第一條 當該行政官廳ハ泥醉者、瘋癲者、自殺ヲ企ツル者其ノ他救護ヲ要スト認ムル者ニ對シ必要ナル檢束ヲ加ヘ戒器、兇器其ノ他危險ノ虞アル物件ノ假領置ヲ爲スコトヲ得暴行、鬭爭其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ之ヲ豫防スル爲必要ナルトキ亦同シ

前項ノ檢束ハ翌日ノ日没後ニ至ルコトヲ得ス又假領置ハ三十日以内ニ於テ其ノ期間ヲ定ムヘシ

第二條 當該行政官廳ハ日出前、日没後ニ於テハ生命身體又ハ財産ニ對シ危害

切迫セリト認ムルトキ又ハ博奕、密賣淫ノ現行アリト認ムルトキニ非サレハ現居住者ノ意ニ反シテ邸宅ニ入ルコトヲ得ス但シ旅店、割烹店其ノ他夜間ト雖衆人ノ出入スル場所ニ於テ其ノ公開時間内ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 當該行政官廳ハ密賣淫犯者若ハ其前科者ニシテ尙密賣淫ノ常習アル者ニ對シ其健康ヲ診斷シ若ハ指定シタル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ傳染性疾患ニ罹

リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ又ハ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケシメ治療ニ至ル迄指定シタル場所ニ居住セシメ其外出ヲ禁止スルコトヲ得
前項療養ノ費用ハ本人又ハ媒合者ノ負擔トス但シ本人又ハ媒合者ニ於テ費用ヲ負擔スルノ資力ナシト認ムルトキハ廳府縣警察費ヲ以テ支辨スヘシ
風俗上ノ取締ヲ要スル業ヲ爲ス者ノ居住其他ノ制限ハ命令ヲ以テ定ム

第四條 當該行政官廳ハ天災、事變ニ際シ又ハ勅令ノ規定アル場合ニ於テ危害豫防若ハ衛生ノ爲必要ト認ムルトキハ土地、物件ヲ使用、處分シ又ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得

第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基ツキテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲又ハ不行爲ヲ強制スル爲左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 自ら義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコト
 - 二 強制スヘキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハサルモノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スヘキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料ニ處スルコト
- 前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラス
- 行政官廳ハ第一項ノ處分ニ依リ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認ム

ルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非サレハ直接強制ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 第三條及第五條ノ費用及第五條ノ過料ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
第一項ノ費用及過料ニ關スル繰替支辨、收入ノ所屬其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 認可又ハ許可ヲ受ケルニ非サレハ所有スルコトヲ得サル物件行政官廳ノ保管ニ歸シタル場合ニ於テ其ノ所有ヲ認許スヘカラサルトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス假領置ヲ爲シタル物件ニシテ一箇年以内ニ交付ヲ請求スル者ナキトキ亦同シ

●行政執行法施行令

明治三十三年六月一日
勅令第二百五十三號

第一條 廳府縣長官ハ行政執行法第三條ノ健康診斷ヲ行フカ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

前項設備ニ要スル費用ハ廳府縣警察費ヲ以テ之ヲ支辨スヘシ
第二條 生命、身體若ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及ボスノ虞アリト認メタルトキハ當該行政官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ

必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

左ノ各號ニ掲クル土地、物件ニ關シテハ法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ亦前項ニ同シ

一 崩壞又ハ陷落セシムルノ虞アル場所

二 家屋其ノ他ノ工作物

三 船車其ノ他ノ交通ノ用ニ供スル器具又ハ装置

四 汽關、汽機及其ノ附屬装置

五 前各號ニ掲ケタルモノノ外主務大臣ノ定メタル土地、物件

第三條 危害豫防ノ爲又ハ衛生上必要ト認ムル物品ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ必要ナル分量ヲ試験ノ用ニ供スルコトヲ得

第四條 行政執行法第五條ノ過料ハ處分ヲ爲ス行政官廳ノ區別ニ從ヒ左ノ金額ヲ超ユルコトヲ得ス

一 各省大臣

二十五圓

二 廳府縣長官

十圓

三 其ノ他ノ行政官

二圓

第五條 行政執行法第五條ノ戒告ハ履行期間ヲ定メ且書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第六條 行政執行法第五條ノ費用ノ徵收ハ現ニ要シタル費用及其ノ納期日ヲ決

定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

過料ノ處分ハ其ノ金額及納期日ヲ決定シ決定書ノ正本ヲ義務者ニ交付シテ之ヲ爲スヘシ

第七條 行政執行法第五條ノ費用ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ヨリ之ヲ支出シ其ノ徵收金及過料ハ事務費ノ所屬ニ從ヒ國庫又ハ府縣經濟ニ收入スヘシ

前項ノ規定ハ行政執行法第三條ノ費用ニ付之ヲ準用ス但シ本人又ハ媒介者ヲシテ病院ニ辨償セシムルトキハ此ノ限ニ在ラス

附則

第八條 他ノ法令ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ行政處分ヲ強制スル爲メ豫メ戒告ヲ爲ストキ、自ラ義務者ノ爲スヘキ行爲ヲ爲シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徵收スルトキ又ハ行政處分ヲ強制スル爲過料ニ處スルトキハ第五條第六條及第七條第一項ノ規定ヲ準用ス

●風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ爲ス者及行政執行法第三條ノ患者ノ治療設備ニ關スル件

明治四十三年七月十三日
勅令第三百十號

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ依リ)ハ風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ爲ス者ノ疾患ヲ治療スル爲病院ヲ設立シ之ヲ管理スヘシ
土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル事由アルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ別段ノ施設ヲ爲スコトヲ得

第二條 地方長官ハ行政執行法第三條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ但シ前條ノ病院ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 前二條ノ病院又ハ施設ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

附則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ特別ノ事情アル地方ニ關シテハ内務大臣ハ地方長官ノ具申ニ依リ期間ヲ定メテ本令ノ全部又ハ一部ノ施行ヲ猶豫スルコトヲ得

●警察犯處罰令 明治四十一年九月二十九日
内務省令第十六號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

- 一 故ナク人ノ居住若ハ看守セサル邸宅、建造物及船舶内ニ潜伏シタル者
- 二 密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者

三 一定ノ居住又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者
四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス

- 一 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
- 二 乞丐ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 三 濫ニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配付シタル者
- 四 入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若ハ金品ヲ強請シタル者
- 五 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六 新聞紙、雜誌其他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者
- 七 新聞紙、雜誌其他ノ出版物ノ購買又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

- 九 祭事祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十 自己占有ノ場所内ニ老幼、不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若ハ人ノ死屍、死胎アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサル者
- 前項ノ死屍、死胎ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者
- 十一 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十二 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 十三 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他豫防ノ裝置ヲ爲スノ義務ヲ怠リタル者
- 十四、劇場、寄席其ノ他公衆會同ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者
- 十五 雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタル者
- 十六 人ヲ誑惑セシムヘキ流言浮説又ハ虛報ヲ爲シタル者
- 十七 妄ニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱、符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シテ人ヲ惑ハシタル者
- 十八 病者ニ對シ禁厭、祈禱、符呪等ヲ爲シ又ハ神符、神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケタル者

- 十九 濫ニ催眠術ヲ施シタル者
- 二十 官職、位記、勳爵學位ヲ詐リ又ハ法令ノ定ムル服飾、徽章ヲ僭用シ若ハ之ニ類似ノモノヲ使用シタルモノ
- 二十一 官公署ニ對シ不實ノ申述ヲ爲シ又ハ其ノ義務アル者ニシテ故ナク申述ヲ肯セサル者
- 二十二 人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハ其ノ使用ヲ妨ケ若ハ其ノ水路ニ障礙ヲ爲シタル者
- 二十三 河川、溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨ケヘキ行爲ヲ爲シタル者
- 二十四 自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者
- 二十五 出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者
- 二十六 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者
- 二十七 水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現場ニ立入若ハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ拘ラス傍觀シテ之ニ應セサル者
- 二十八 濫ニ他人ノ標燈又ハ社寺、道路、公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者

- 二十九 他人ノ田野、園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者
 - 三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其ノ自由ヲ妨ク又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者
 - 三十一 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者
 - 三十二 他ノ身體、物件又ハ之ニ害ヲ及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ抛擲シ又ハ放射シタル者
 - 三十三 神祠、佛堂、禮拜所、墓所、碑表、形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚濁シタル者
 - 三十四 人ノ死屍又ハ死胎ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者
 - 三十五 一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者
 - 三十六 不熟ノ果物、腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者
 - 三十七 濫ニ他人ノ繫キタル舟筏、牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス
- 一 許可ナクシテ人ノ死屍又ハ死胎ヲ解剖シ又ハ之レカ保存ヲ爲シタル者
 - 二 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒裼、裸體シ又ハ臀部、股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

- 三 街路ニ於テ屎尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者
- 四 濫ニ銃砲ノ發射ヲ爲シ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者
- 五 家屋其ノ他ノ建造物若ハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫ニ火ヲ焚ク者
- 六 石灰其ノ他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者
- 七 開業ノ醫師、產婆故ナク病者又ハ妊婦、產婦ノ招キニ應セサル者
- 八 故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者
- 九 炮煮、洗滌、剝皮等ヲ要セス其ノ儘食用ニ供スヘキ飲食物ニ覆蓋ヲ設ケス店頭ニ陳列シタル者
- 十 濫ニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者
- 十一 監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者
- 十二 濫ニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嘯シ又ハ驚逸セシメタル者
- 十三 狂犬、猛獸等ノ繫鎖ヲ忘リ逸走セシメタル者
- 十四 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者
- 十五 濫ニ他人ノ家屋其ノ他ノ工作物ヲ汚濁シ若ハ之レニ貼紙ヲ爲シ又ハ他人ノ標札、招牌、寶貨家札其ノ他標標ノ類ヲ汚濁シ若ハ撤去シタル者
- 十六 橋梁又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十七 通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽入レタル者
第四條 本令ニ規定シタル違反行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ
之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●未成年者喫煙禁止法

明治三十三年三月
法律第三三號

第一條 未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二條 前條ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ處分ヲ以テ喫煙ノ爲ニ所持スル
煙草及器具ヲ沒收ス

第三條 未成年者ニ對シテ親權ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキ
ハ一圓以下ノ科料ニ處ス

親權ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ處斷ス

第四條 未成年者ニ其自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販賣
シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ關スル件

明治三十三年五月
內務省令第二十五號

客ノ來集ヲ目的トスル浴場ニ於テハ十二歳以上ノ男女ヲシテ混浴セシムルコト
ヲ得ス

前項ニ違背シタル營業者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

本令ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ廳府縣長官(東京府ニ於テ)ハ
營業者ノ出願ニ對シ本令施行ノ日ヨリ起算シ一年以内ノ範圍ニ於テ浴場ノ設備
ヲ爲スニ必要ナル期間本令ノ適用ヲ猶豫スルコトヲ得

第八編 雜件

訓令及通牒

●病類細目要領

明治十六年六月
衛生局通報

- (第一類)傳染性病 (一)腸壁扶私 (二)發疹室扶私 (三)赤痢 (四)亞細亞
虎列刺 (五)實布的里亞、格魯布(義膜炎) (六)痘瘡 (變痘水痘) (七)麻
疹 (八)猩紅熱 (九)脚氣 (十)間歇熱 (十一)羅斯 (十二)膿毒症 敗血
症 (十三)病院脫疽 (十四)百日咳 (十五)產熱熱 (十六)流行性耳下腺炎
(惡性唾腺炎) (十七)流行性腦脊髓膜炎 (十八)急性關節癱瘓私質、急性
淋病、梅毒、性病、恐怖性
レウマチス、レウマチス熱 (十九)花柳病 淋病、梅毒、性病、恐怖性
炭疽熱、馬鼻疽 其他傳染性疾患
- (第二類)發育及營養病(發育的疾患 體質的疾患) (二十一)初生兒ノ生活薄
弱 產兒窒息 (二十二)遺構異常 畸形產 (二十三)齒牙病 生齒ニ因スル
諸病 (二十四)腺病 (二十五)佝僂病 (二十六)小兒營養消耗症 (二十七)

- 癩病 (二十八)全身水腫 (二十九)糖尿病(密尿) 尿崩(無味尿) (三十)脫
疽 (三十一)癩及養癩 (三十二)營養消耗 (三十三)矢荷兒倍僂 (三十四)
貧血 (三十五)白血病 (三十六)甲狀腺腫 (三十七)紫斑病 (ウエルホフ
キ氏發斑病) (三十八)アツソン氏病 (銅色病) 其他營養及發育ノ障害
- (第三類)皮膚及筋肉病 (三十九)血癆 (四十)皮下結締織嫩衝 筋肉炎 水
脈炎 (四十一)初生兒ノ結締織硬化症 (四十二)臍諸患 (四十三)漸進性筋
肉萎縮 其他ノ皮膚及皮下結締織ノ疾患
- (第四類)骨及關節病 (四十四)骨及關節炎 骨炎 骨膜炎 骨髓炎 骨癆
カリ 骨疽 ノシロ 關節膿瘍骨折 (四十五)骨軟化 其他骨及關節ノ疾患
エス
- (第五類)血行器病 (四十六)心囊炎 心囊水腫ヲ含ム (四十七)心臟肥大
心臟膨大 (四十八)瓣膜病 (四十九)心臟破裂 (五十)心臟麻痺 心臟脂化
(五十一)動脈疾患 (五十二)靜脈疾患 其他血行器ノ疾患
- (第六類)神經系統及五官器病 (五十三)腦膜炎 (五十四)腦水腫 (五十五)
腦炎 (五十六)卒中 (五十七)腦麻痺 腦充血 腦充血 (五十八)精神病
癲狂 (五十九)脊髓炎 脊髓膜炎 (六十)脊髓癆 (六十一)脊髓麻痺 脊髓
軟化ヲ含ム (六十二)子癇 (六十三)癲癇 舞蹈病 (六十四)破傷風 牙關
緊急 (六十五)其他ノ癲癇搖擲 癲癇 其他神經病ヲ含ム (六十六)耳病

- (六十七)眼病
- (第七類)呼吸器病 (六十八)喉頭炎 (六十九)喉頭氣管支勞 (七十)急性氣管支炎 氏樣氣管支炎 (七十一)慢性氣管支炎 (七十二)肺炎 (七十三)肺勞 肺結核 (七十四)咯血 (七十五)肺氣腫 喘息 (七十六)肺壞疽 (七十七)肺麻痺 肺水腫 (七十八)胸膜炎 胸水ヲ含ム 其他呼吸器ノ疾患
- (第八類)消化器病 (七十九)口舌疾患 (八十)耳下腺疾患 (八十一)胃管疾患 (八十二)下腹炎 腹膜炎 下腹膜腫骨盤膿腫 (八十三)腹水 (八十四)脫腸 (八十五)腸管癒塞 (八十六)胃加答兒 (八十七)胃潰瘍 (八十八)胃狹窄 (八十九)吐血 (九十)腸出血 (九十一)腸破裂 (九十二)下痢、腸加答兒 (九十三)吐瀉病即霍亂 (九十四)胃腸炎 (九十五)疝痛 (九十六)腸勞 (九十七)腸間膜勞 (九十八)脾臟疾患 (九十九)膽石病 (百)黃疸 (百一)肝臟炎 (百二)急性肝臟消耗症 (百三)慢性肝臟消耗症 其他消化器ノ疾患
- (第九類)泌尿生殖器病 (百四)尿道及膀胱炎 其他ノ膀胱疾患及男子生殖器ノ諸患ヲ含ム (百五)尿毒 (百六)石淋 (百七)腎臟諸病 (百八)女子生殖器病 (百九)子宮外妊娠 (百十)流產 (百十一)子宮破裂 (百十二)妊娠及分娩 乳房膿腫ヲ含ム (百十三)子宮ノ疾患 分娩產毒ニ非サルモノ (百十四)卵巢諸患
- (第十類)外變性變死 (百十五)火傷 凍傷 日射病 電擊 爆發 壓死及誤死 怪我 相擊 銃創 切創 刺創 咬創 手術出血 窒息 縊死 絞殺 溺死 自殺
- (第十一類)中毒病 (百十六)動物性及植物性毒 (百十七)礦物性毒 (百十八)毒性瓦斯 (百十九)亞爾簡保兒中毒

- (第十四)卵巢諸患
- (第十類)外變性變死 (百十五)火傷 凍傷 日射病 電擊 爆發 壓死及誤死 怪我 相擊 銃創 切創 刺創 咬創 手術出血 窒息 縊死 絞殺 溺死 自殺
- (第十一類)中毒病 (百十六)動物性及植物性毒 (百十七)礦物性毒 (百十八)毒性瓦斯 (百十九)亞爾簡保兒中毒

●汚物掃除法ヲ町村内ノ一部ニ準用スルトキ費用
 用負擔ニ關スル件 明治三十三年六月 衛甲第六一號

汚物掃除法第十一條ニ依リ同法ノ全部又ハ一部ヲ町村内ノ一部ニ準用スルトキハ其施行上必要ナル汚水溜溝渠便所等ノ費用ハ町村制第九十九條第二項ニ依リ其施行地一部ノ負擔タラシムルヲ得ヘク又汚物蒐集費監視吏員ノ俸給其他施行ニ要スル一切ノ費用ニ關シテハ町村制第二百二十七條第七項ニ依リ掃除法準用區域下其他トノ間ニ附加税ニ相當ノ等差ヲ設ケ不均一ノ賦課ヲ爲ス力如キ方法ヲ取ラハ略ホ負擔ノ權衡ヲ保チ得ヘシト存候間合ノ向モ有之候ニ付爲念此段及通牒候也

●鼠驅除用ノ爲メ燐及亞砒酸使用方ノ件

明治三十三年六月
內務省訓令第六百十二號

「ベスト」病豫防ノ爲メ當分ノ内必要アルトキハ當該吏員ヲシテ燐及亞砒酸ヲ鼠
除驅ノ目的ニ使用セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ危險豫防ノ爲メ藥品ノ取扱ニ關シ必要ナル手續ヲ定ムヘシ

●牛乳營業取締規則第十四條ノ一定ノ

疾病ニ關スル件

牛乳營業取締規則第十四條第一項一定ノ疾病ニ罹レル牛トハ同規則第五條第一
項列記ノ各疾病ヲ指シタル義ニ候哉又右疾病中結核病ノモヲ指シタル義ナルカ
聊疑義ヲ生候ニ付此段及照會候也 明治三十三年十月 衛第三〇三號ヲ以テ牛乳取
締規則第十四條第一項一定ノ疾病ニ罹レル牛ニ關シテ御照會ノ趣了承右ハ必覺快
癒ノ見込ナキ病牛ヲ稱シタル儀ニ候得共直ニ第五條ノ疾病ニ該當スル者ニモ無
之候就テハ專ラ結核諸症ニ適用相成可然ト存候此段及御回答候也 (同三十三年
十一月回答)

●賣藥ノ方名及劇藥等ヲ配伍シタル賣藥取

締ニ關スル件

明治三十五年五月
衛甲第二七號

近來賣藥ノ方名ニ日本藥局方又ハ外國藥局方ニ登載セララル藥品名ヲ其儘服用ス
ル者尠カラス右ハ醫藥ト混同スルノ虞アルニ付斯ノ如キ方名ハ最初出願ノ際許
可相成ラサル様致度又劇藥其他有力藥品ヲ配伍シタル賣藥ニシテ之カ多量ヲ一
時ニ服用スルトキハ危害ノ虞アル製劑ニ何等ノ分割裝置ヲ施スコトナク長日ノ
用量ヲ一器ニ格納シ發賣スル者有之右ハ明治十九年訓令第三十二號第九項ニ概
觸スル儀ト被存候ニ付是亦御注意相成度依命此段及通牒候也

●白髮染粉及娼妓トラホームニ罹リタル

者取締ノ件

明治三十六年四月
衛甲第二七號

有害性著色料並ニ娼妓健康診斷上取締之儀ニ付廣島縣ト照覆之要領爲御參考此
段及御通牒候也

(一)有害性著色料取締規則第四條ニ掲ケタル化粧品ノ内ニハ坊間ニ販賣セラレ
ツ、アル「白髮染粉」ヲ包含セルヤ否果シテ之ヲ包含セサルモノトセハ例ハ炭酸
鉛ヲ含有スルモノト雖モ取締ノ範圍外ト見做シ可然哉(二)娼妓ニシテ「トラホ

「ム」ニ罹リタルモノハ娼妓取締規則第十條ニヨリ治療ノ上健康診斷ヲ受クルニ非レハ稼業ニ就クコトヲ得サルヤ(廣島縣)有害性着色料取締規則第四條ニ掲クル化粧品中ニハ「白髮染粉」ヲ包含ヌ(二)娼妓ニシテ「トラホーム」ニ罹リタルモノハ娼妓取締規則第十條ニヨリ治療ノ上健康診斷ヲ受クルニ非レハ稼業ニ就クコトヲ得ス(內務省)
(回答)

●牛乳營業取締規則第五條ノ結核ニ付

適用方

明治三十六年六月
訓第三八三號

明治三十三年四月內務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條ノ適用方左ノ通り心得ラルヘシ

結核ニ付テ第五條ヲ適用スルハ檢診上左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

- 一 乳房結核
 - 一 重症結核
 - 一 汎發結核
 - 一 前各號ノ外著シク營養ヲ損害セサル結核症
- 明治三十三年五月訓令第四百七十一號ハ之ヲ廢止ス

●病牛取締ニ關シ適用方ノ件

明治三十六年六月
衛甲第三五號

今般訓令第三八三號ヲ以テ明治三十三年五月訓令四百七十一號ヲ改正セラレタルハ畜牛結核病豫防法施行規則第九條ニ規定セル重症結核ハ勿論乳房結核ニ關シテハ假令輕症ノモノト雖モ改正訓令列記ノ病症中ニ包含セシムルノ趣旨ニシテ此等病牛ニ對シテハ凡テ牛乳營業取締規則第五條ヲ適用セントスルニ有之又病牛ニ附スヘキ記號ニ關シテハ畜牛結核病豫防法施行規則第十條ノ適用ヲ受クルコト、ナリタルニ基ク儀ト御承知相成度依命此段及通牒候也

●產婆試驗規則第四條學說試驗省略ニ關ス

ル件 明治三十八年四月
東甲第二一七號

產婆試驗規則中疑義ノ件ニ關シ別紙之通東京府知事伺ニ對シ指令相成候條爲念此段及通牒候也
(別紙) 本年三月十七日埼玉縣ニ於テ產婆試驗ヲ受ケ學說試驗ニ合格シ實地試驗ニ落第シタル者來ル四月六日ヨリ當府ニ於テ施行スル產婆實地試驗ヲ受クルガ爲出願シタル者有之右ハ明治三十二年九月內務省令第四十七號產婆試驗規則第四條ニ該當スル者トシテ受験ノ許可ヲ與フヘキモノニ候哉至急何分ノ御指示

相成度此段相伺候也(明治三十八年三月)本年三月二十三日付一發第一六〇號伺
產婆試驗規則第四條ハ受驗地方廳ヲ異ニシタル場合ニ於テハ適用セサル儀ト心
得ラルヘシ(明治三十八年四月)
指令東甲第二一七號

●消毒藥品中加里石鹼綠石鹼使用方ニ

關スル件 明治三十八年九月
衛發第四六〇號通牒

茲ニ明治三十年省令第十三號消毒方法清潔方法中改正セラレ其ノ消毒藥中「
レゾール」水、加里石鹼又ハ綠石鹼及「フオルムアルデヒド」追加相成候處右
ハ規定ノ方法ニ據リ使用ノ制限注意ヲ遵守セシムルニアラサレハ消毒ノ目的ヲ
達シ難ク殊ニ加里石鹼又ハ綠石鹼ニ在リテハ沸騰中ノ熱湯ニ溶解後直ニ使用モ
シメ又既ニ冷却セル該溶液ニ對シテハ更ニ之ヲ加熱沸騰ニ至ラシメ使用中其ノ
溫度ヲシテ攝氏六十度以上ニ保タシムルヲ要シ候右等追加藥品使用ニ關シテハ
夫々相當注意セシメラレ候義ト存候得共爲念此段及通牒候也

●公園設置等取扱方

明治三十九年十月
衛甲第五五號衛生局長通牒

公園ノ儀ニ關シ別紙ノ通訓令相成候處公園設置又ハ擴張ノ爲社寺境内其他官有

地ヲ使用シ若ハ讓受ケントスル場合若ハ土地收用法ニ依リ民有地ヲ收用セント
スル場合等ニ於テハ公園設置又ハ擴張ノ處分ヲ爲スニ先チ土地ノ使用讓受收用
等ニ關スル相當ノ手續ヲ履行セラレ候様致度依命爲念此段申進候也參照一四四

●醫籍登錄事項訂正ニ關スル異動種別

明治四十年一月
衛甲第七四號通牒

醫師法並齒科醫師法施行規則第三條第一項ノ醫籍登錄事項訂正ノ申請ヲ爲ス場
合ニ於テ族籍、氏名、生年月日及性ノ異動ヲ各一件トシ相當印紙ヲ貼用セシム
ルコトニ決定候條依命此段及通牒候也

●赤痢ニ對スル交通遮斷又ハ隔離處分廢

止方ノ件

明治四十年二月
衛甲第九號通牒

赤痢豫防ニ關シテハ傳染病豫防法發布以來交通遮斷ヲ嚴行スルノ方針ヲ執リ來
リ候處爾來各地方ノ病況ニ鑑ミ又豫防方策ノ進歩ニ就テ考察スルニ特別ノ場合
ヲ除ク外最早之ヲ施行スルノ必要無之ト被認候間傳染病豫防法施行規則第六條
第一號乃至第三號ノ處分ハ之ヲ廢止セラレ候方寧ロ大局ノ防疫上利益可有之ト
被存候本件ニ關シテハ去ル明治三十八年七月衛甲第二九號ヲ以テ通牒ノ次第モ

有之候得共右ハ取消候間爾後右ノ方針ニ依リ可然御措置相成度依命此段及通牒候也

●清酒ノ除酸目的ニ「アンモニア」混和ニ關

スル件

明治四十年四月
衛井第三九號通牒

清酒ニ酸味ヲ帶フル場合ニ於テ除酸ノ目的ヲ以テ「アンモニア」ヲ混和スルノ許
否ニ關シ福井縣ト照覆ノ結果左記ノ通り決定候條念爲此段及通牒候也
左記清酒ニ酸味ヲ帶フル場合ニ於テ除酸ノ目的ヲ以テ「アンモニア」ヲ混和致シ
度出願スル者有之右ハ衛生上差支ナキモノト被存候モ之レカ許否ニ關シ貴省ノ
御意見承知致度候條至急御回答相成候條致度此段及御問合候也（明治四十年四
月福井縣知事
會）清酒ニ酸味ヲ帶フル場合ニ於テ除酸ノ目的ヲ以テ「アンモニア」ヲ混和スル
許否ノ義ニ付本月十一日付四衛第一六三號ヲ以テ御問合ノ處右ハ衛生上穩當ナ
ラサルモノト被存候條許可不相成候條致度此段及回答候也

●産婆名簿登録願進達方ニ關スル件

明治四十年五月十六日
内務省衛甲第二八號通牒

明治三十二年勅令第三百四十五號産婆規則第四條所定産婆名簿ニ登録願出ノ際
添附スル産婆試験合格證書ハ申請者ヲシテ所轄市長又ハ町村長ニ本證書竝其寫
書ヲ提出セシメ市町村長ニ於テ該書對照ノ上相違ナキコトヲ認メタルトキハ其
寫書ニ本書點檢濟ノ旨ヲ記載シ且ツ捺印ノ上進達セシメ可然ト存候條依命此段
及通牒候也

●藥劑師免狀書換願書ニ貼用スヘキ收入印

紙ニ關シ異動種別ノ件

明治四十年五月二十三日
衛發第二六二號通牒

藥劑師免狀書換ヲ出願スル場合ニ於テハ明治四十年一月七日内務省衛甲第七四
號通牒ニ準シ相當印紙ヲ貼付セシムル様御取扱相成度此段及通牒候也（衛甲第
七四號通牒四八一頁ヲ參看スヘシ）

●癩療養所收容ノ患者救護費辨償費目ノ件

四十年十月十六日
衛甲第八九號

癩療防ニ關スル本年法律第十一號ニ依リ被救護者又ハ其扶養義務者ニ對シ辨償
ヲ求ムヘキ救護費ハ左ノ通御心得相成度尙一時救護ノ費用ハ行旅病人取扱ニ關

スル規定ニ準シ豫メ其ノ範圍並ニ限度ヲ定メ御報告相成候様致度依命此段及通牒候也

- 一 療養所ニ於ケル食費、藥價其他治療用品費
- 二 送附費
- 三 一時救護ニ要シタル費用

● 飲食物防腐劑トシテ「ベタナフトール」使

用許否ノ件 四十年十二月二十四日 衛秋第九七號ノ内

飲食物防腐劑トシテ「ベタナフトール」使用許否ノ義ニ付秋田縣伺ニ對シ左記ノ通決定候條爲念此段及通牒候也

秋田縣知事照會 四十年十二月十六日 醬油ノ防腐劑トシテ一石ニ對シ「ベタナフトール」二十五苛性曹達八瓦ノ配合物ヲ混和シ又醬油ノ基下劑トシテ一石ニ對シ「ベタナフトール」二十五沈降炭酸石炭四十五ノ合劑ヲ使用致度旨出願スルモノ有之候處右ハ飲食物防腐劑取締規則第一條ニ掲グル防腐劑品目以外ノモノニ有之候得共之カ許否ニ關シテハ聊疑議相生候ニ付一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也

四十年十二月二十四日 醬油防腐劑等トシテ「ベタナフトール」使 衛生局長回答 衛秋第九七號ノ内

用許否ノ義ニ付本月十二日付秋發衛第三〇三五號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ健康上有害ナルモノト被存候條許可相成ラサル様致度此段及回答候也

● 清涼飲料水ニ酒精ヲ含有スルモノ取

扱方ノ件 四十年十二月二十五日 愛發第一九七號ノ内

清涼飲料水ニ酒精ヲ含有スルモノ取扱方ノ義ニ付愛知縣伺ニ對シ左記ノ通決定候條爲念此段及通牒候也

愛知縣知事照會 四十年十一月二十日

清涼飲料水トシテ白葡萄ナルモノ左記ノ如キ配合ニ依リ製造販賣ノ義認可申請有之候處製造原料中ニ酒精ヲ加味スル場合ハ明治三十四年三月法律第八號酒精及酒精含有飲料稅法及同年八月勅令第百六十五號酒精及酒精含有飲料稅法施行規則ニ據ルヘキモノト思料セラレ候得共桂皮油及酒精ノ二藥品ヲ等分ニ配伍シタル飲料ノ販賣取締ニ關シ明治三十五年五月和歌山縣ノ照會ニ對シ同年六月五日付御回答ノ次第モ有之物義相生シ候ニ付テハ至急何分ノ御意見承知致度此段及照會候也

左記 製造原料

- 一、酒石酸七匁 一、葡萄密四匁 一、煮洲水一斗 一、ザラメ砂糖七百匁
- 一、酒精四分 以上

道テ和歌山縣ニ對シテノ御回答ハ桂皮油ニ酒精ヲ配伍スルモノニアラスシテ桂皮油ヲ溶解ス可キ目的ニ使用シタルモノト御承認相成タル義ニ無之哉併テ相伺候

衛生局長回答 四十年十二月二十五日 清涼飲料水原料中ニ酒精ヲ加味スルモノノ取扱方ノ義ニ付客月二十日衛發第九三五號ヲ以テ御照會之處右ハ清涼飲料水營業取締規則ニ據ルノ外油類ヲ溶解スル目的ヲ以テ酒精ヲ使用スルト否トニ關セス苟モ酒精ヲ含有スル清涼飲料水ハ酒精及酒精含有飲料稅法ニモ據ルヘキモノト被存候條右様御了知相成度此段及回答候也

道テ桂皮油及酒精配伍ノ飲料取締ニ關シ明治三十五年六月和歌山縣回答ハ酒精及酒精含有飲料稅法ヨリ見テ回答シタル義ニ無之候ニ付爲念申添候

●人工カル、ス泉鹽取締方ノ件 四十一年一月九日 神第四九五號ノ内

日本藥局方ニ適合セサル藥品取締方之義ニ關シ神奈川縣伺ニ對シ左記ノ通り決定候條爲念此段及通牒候也
神奈川縣知事照會 四十年十二月廿五日 人工カル、ス泉鹽ハ日本藥局方記載ノ藥品ナレハ其所定ニ適合スルモノニ非サレハ製造又ハ販賣等ヲ爲スヲ得サルハ勿論ニ候處今回藥品監視員ニ於テ藥品巡視之際結晶人工カルルス泉鹽ナルモ

ノ貳種ヲ發見シ一ハ東京府下ニ於テ製造ノモノ一ハ外國ヨリ輸入ノモノニシテ之ヲ試驗スルニ別紙報告ノ通り共ニ硫酸ナトリウム結晶ニシテ人工カルルス泉鹽ノ成分ヲ缺如シ名實相違ハサルノミナラス右ハ藥品營業並藥品取扱規則第二十六條ノ違犯ト認メラレ候得共本品ノ輸入ハ既ニ久シク且ツ獨リ横濱ノミナラサレハ各地方ニ現存スル品モ少カラサル可ク今俄ニ之カ販賣ヲ停止シ又ハ營業者ヲ訴追スルハ稍々穩當ナラス存候ニ付現在品ハ當分之内不問ニ付シ爾來製造又ハ輸入ヲ爲サシメサル様致度考ニ有之候得共一應貴局ノ御意見承知致度此段及照會候也(成績報告書略ス)

●賣藥藥品クレゾール石鹼液配伍許可差支

ナキ件 四十一年一月十五日 衛北第一二號ノ内

賣藥ニ配伍許否ス可キ藥品クレゾール石鹼液ノ義ニ付北海道廳伺出ニ對シ左記

ノ通り決定候條爲念此段及通牒候也
北海道廳第四部長照會 四十二年一月八日
クレゾール石鹼液左記ノ分量ヲ
以テ外用賣藥願出ノモノ有之候ニ付免許不差支候哉貴局ノ御意見相伺度此段及
御照會候也

一、クレゾール石鹼 一、五 蒸溜水二〇、五 外用トシテ
衛生局長回答 四十二年一月十五日 賣藥ニ配伍ス可キ藥品クレゾール石鹼液
ノ儀ニ付本月八日付四衛第一二九七號ヲ以テ御照會ノ處右ハ御見込ノ通り許
可相成可然ト被存候此段及回答候也

●藥種商指定藥品販賣資格ニ關スル件

四十二年四月二十九日
衛柄第三四號

藥種商指定藥品販賣ニ關スル衛柄本縣知事ノ照會ニ對シ別紙ノ通り回答候條爲參
考此段及通知候也
枋木縣知事照會 四十二年三月十日 藥品營業並藥品取扱規則中明治四十年法
律第三十五號ヲ以テ改正セラレタル附則第二項ニ據レハ藥種商ニシテ免許後五
個年ヲ經過シ現ニ其ノ業ヲ營ムモノハ本法施行後指定藥品ヲ販賣シ得ル規定ニ
有之候處本規定ニ該當スル營業者ノ家族若クハ雇人ニシテ五個年前ヨリ藥種商

ノ免許鑑札ヲ受ケ現ニ右營業者ノ從業者トナリ居ルモノアリ又ハ該營業主死亡
ノ爲其ノ營業ヲ相繼シテ未タ五個年ニ達セサル者タルモ何レモ營業免許ヲ受ケ
タル後五個年間餘ハ營業主ニ在ラスト雖藥品ノ取扱ニ從事シタル者ナルヲ以テ
之ヲ取扱上ノ經驗其ノ他ニ於テモ營業主ト差等ナキモノト思量ス因テ此等ノ者
ヨリ届出アリタル場合ハ之ヲ藥種商ト認メ指定藥品販賣ノ資格アルモノト認量
スルモ聊疑義相生候條何分ノ御回報煩度此段及照會候也
衛生局長回答 四十二年四月二十九日 客月十日衛收第四一號ヲ以テ藥種商
指定藥品販賣ニ關スル件御照會ノ趣了承右ハ免許鑑札ヲ有スルモ獨立シテ五個
年以上營業ヲ爲ササルコト明瞭ナル者ハ指定藥品販賣ノ資格無キモノニ有之候
條右ニ御了知相成度依命此段及回答候也

●清涼飲料水ニ「サボニン」及之ニ類スル物質

使用取締方ノ件

四十二年六月二十六日
衛廣第一一三號ノ内

清涼飲料水ニ「サボニン」及之ニ類スル物質使用許否之義伺出ニ付左記之通回答
候條爲念此段及通牒候也
廣島縣知事照會 四十二年六月十九日 近來「ラムネ」ニ持續的ニ泡起性ヲ與フ
ル爲メ「サボニン」及之ニ類スル物質ヲ使用スルモノアリ右ハ清涼飲料水取締規

則以外ノ品ニ有之候得共之カ許否ニ關シテハ聊カ疑義相生候條何分ノ御回答相成度候

衛生局長回答 四十一年六月二十六日 清涼飲料水ヲムネニ「サボニン」及之ニ

類スル物質使用許否之義ニ付本月十九日付衛第五三三九號ヲ以テ照會ノ趣了承右ハ亞硫酸ヲ含有スルモノニ付規則第五條ニヨリ御取締相成度此段及回答候也

●藥種商ノ支店又ハ出張所開設ニ關スル件

四十一年六月二十七日 衛甲第三七號

藥種商(藥劑師ニシテ藥種商ヲ爲ス者ヲ含ム)ノ支店又ハ出張所開設シ得ルヤ否ニ付往々問合ノ向有之候處右ハ法律上差支無之候得共廳府縣令ヲ以テ開設ニ關スル届出等ノ手續ヲ定メラレ可然存候最モ藥劑師ヲ置クニ非サレハ該支店又ハ出張所ニ於テ毒劇藥ノ零賣ハ勿論指定藥品ノ販賣授與ヲ爲スコトヲ得サル義ト御承知相成度依命此段及通牒候也

●衛生組合ニ於テ消毒等ノ爲メ石炭酸昇汞

等ヲ購入シ得ルノ件 四十一年七月一日 衛甲第二九號

衛生組合ハ藥品營業並藥品取扱規則第三十條ニ依リ傳染病豫防消毒等ノ爲ニ使

用スル石炭酸昇汞等ノ毒劇藥購入スルコトヲ得ルヤ否ニ關シ問合來ル府縣往々有之右ハ該條ニ依ルコトヲ得ルコトニ決定相成候條此段及通牒候也

追テ從前ノ通達ニシテ本文ト抵觸ノモノハ自然消滅シタルモノト御承知相成度候

●賣藥外用齒痛劑中ニ「クレオソート」配伍

差支ナキ件 四十一年七月八日 衛福第七九號ノ内

賣藥外用齒痛劑中ニ配伍スヘキ「クレオソート」其他許否ノ義伺出ニ付左記ノ通回答候條爲念此段及通牒候也

福島縣知事照會 四十一年六月三十日 クレオソート(四プロセント)チモール

(十プロセント)配伍ノ溶液ハ外用齒痛藥トシテ免許差支無之哉御意見承知致度此段及照會候也

衛生局長回答 四十一年七月八日 賣藥外用(齒痛用)ニ配伍スヘキ藥品許否

ノ義ニ付客月三十日付收衛第三八八九號ヲ以テ御照會ノ趣了承右ハ御見込ノ通許可相成可然ト被存候此段及回答候也

●醫師其治療中ノ患者死亡シタルトキ死體ヲ實檢セスシテ死亡診斷書交付差支ナキ件

四十一年八月十日
衛甲第五二號

醫師其治療中ノ患者死亡シタル場合ニ於テ其ノ死體ヲ實檢セスシテ死亡診斷書ヲ交付スルモ當省ニ於テハ醫師法第五條ニ違背セサルモノト解釋シ來リ居候條右ニ御承知相成度爲御參考此段及通牒候

●公立傳染病院又ハ隔離病舎ニ於テ注射若ハ

外科施術方ニ關スル件
四十一年八月十八日
衛甲第五四號

公立傳染病院又ハ隔離病舎ニ於テ注射療法ヲ施シ若ハ外科的施術ヲ行フ場合ニハ救急ノ場合ヲ除ク外患者又ハ之ニ代ハルヘキ者ノ同意ヲ經ヘキハ勿論ト存候處殊ニ學術社會ニ於テ尙ホ一般ニ公認セラル、ニ至ラサル血清ノ類ヲ注射セントスルカ如キ場合ニハ篤ト其性狀ヲ指示シタル上希望ニ依リ使用セシムル様御取計相成度念爲此段及通牒候也

●鍼灸術營業免許ニ付盲啞學校卒業生取扱

四十一年十月十二日
方 衛甲第六九號

鍼灸術營業免許出願者中相當程度ノ學校卒業生者ニ對シテモ尙試驗ヲ行ヒ又ハ教師若ハ該府縣内開業生ノ證明ヲ要スルノ規定ニ對シ何等便宜ノ途ヲ設ケサル向有之候處東京盲啞學校、京都市立盲啞院及大阪市立盲啞學校ハ何レモ比較的完全ナル教育ヲ施セルモノト被認候ニ就テハ該校ニ於テ鍼術科ヲ修メタル卒業生者ニ對シテハ技術上更ニ試驗又ハ他ノ證明等ヲ要セス卒業證書ニ依リテ營業ヲ免許セラレ可然ト存候條將來右ニ御取計相成候様致度依命此段及通牒候也

追テ按摩營業免許ニ付鍼灸術同様ノ規則御制定相成居候ハ、是亦本文ニ準シ御取計相成候様致度此段申添候也

●傳染病豫防法第三條ノ届出方ニ關スル件

四十一年十一月一日
衛發第七一六號

防疫上ノ處置ハ可成迅速ヲ要スルハ勿論ノ儀ト存候處傳染病豫防法第三條ノ届出ノ如キ一定ノ書式ニ依ルニ非サレハ之ヲ處理セス又ハ之ヲ同條ノ届出ト認メス之ニ制裁ヲ加フル向往々有之哉ニ相聞ヘ候處右ハ迅速ヲ尊フ法ノ精神ニ背戾

シ且難キヲ醫師ニ責ムルモノニ有之其結果徒ニ機ヲ失スルノ嫌アリト被認候條便宜口頭ヲ以テ届出ルモ差支ナキ様時機ヲ以テ御改正相成度此段及通牒候也

●藥品巡視成績報告衛生試驗所封緘ニ係ル

モノ取調方 四十一年十二月十五日 警衛第三七六號ノ内

爾今藥品巡視施行成績ハ報告ノ際衛生試驗所封緘ニ經ル藥品ニ限リ（製造者封緘者ノ欄へ）封緘年月日及番號併記御報告相成度此段及通牒候也

追テ衛生試驗所封緘ニ係ル藥品ニシテ不良ノモノ有之候ハ、同様ナル封緘付ノモノ又ハ試驗殘品可成御送付相成度此段申添候也

●醫師藥劑師等免許申請書取扱方

四十二年一月十三日 衛發第一九號

醫師藥劑師等免許申請書取扱方ニ關シテハ明治三十年九月衛甲第五十五號並同三十八年一月衛發第三十七號及通牒置候處自今左ノ通御取扱相成度此段及通牒候也

一 醫師法施行規則第一條ニ依リ申請書ニ記載シタル醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格ハ事實相違ナキヤ否之ヲ證スヘキ本證書ト對照シ其正當ナルコトヲ認定シタル上申請書ノ餘白ニ資格取得ノ年月日ヲ記入シ且

ツ資格證書檢閱簿ノ旨ヲ記入スルコト

二 申請者ハ醫師法第二條ニ該當スルモノナルトキハ其調査書ヲ添ヘ意見ヲ付スルコト

三 申請者カ醫籍ノ訂正ナルトキハ醫師法施行規則第三條第一項規定事項ノ變更ニ對シテハ戶籍抄本ヲ添付セシメ同條第二項規定事項ノ變更ニ對シテハ新資格證書ト申請書トヲ對照シ第一號ニ準シ取扱フコト

四 齒科醫師藥劑師ノ申請書ハ前各號ニ準シ取扱フコト

●「ペスト」豫防上鼠族驅除ノ爲メ猫畜飼養獎

勵ノ件 四十二年一月十五日 四一衛甲第九七號

「ペスト」豫防上鼠族驅除ノ極メテ緊要ナルハ今更緊設ヲ要セス就テハ從來御施行相成居候各般ノ除鼠方法ハ將來益厲行セラル、ハ勿論ニ候へ共尙猫畜ノ飼養ヲ獎勵シ以テ鼠族ヲ驅除スルノ必要可有之ト存候而シテ有病地ニ於テハ猫畜ニ依リテ病毒ヲ介達スルノ危險ハ絶對ニ之ヲシト斷シ難ク候條此ノ如キハ稀有ノ場合ニ屬シ之ヲ豫防上猫畜飼養ノ利益ニ比較致候へハ深ク願慮スルニ足ラスト認メ候然レトモ其既ニ「ペスト」ノ發生ニ及ンテ急遽飼猫ヲ獎勵致候トモ其目的ヲ充分達シ難キ義ニ候へハ海港地及内外ノ「ペスト」有病地ト交通アル地方ニ於

テハ勿論尙其他ノ地方ニ於テモ平時ヨリ可成猫種ヲ撰擇シテ遍ク之ヲ飼養セシ
メシトナリ期シ時宜ニ依リテハ市町村等ヲシテ相當ノ方法ヲ講セシメ又有病地
方ニ交通スル船舶ニ對シテモ其噸數及石數ニ應シ相當數ノ猫畜ヲ飼養セシムル
等飼猫普及ノ方法ヲ講セラレ諸他ノ豫防方法ト相俟テベスト豫防ノ効果ヲ收メ
候様御配慮相成度依命此段及通牒候也

●食醋中サリチール酸含有取締方

四十二年一月二十日
四一衛坂第五九七號ノ内

防腐劑サリチール酸ヲ含有スル食醋取締方ノ義ニ付伺出ノ向モ有之候處清酒ニ
サリチール酸ノ使用ヲ認容セル以上ハ別紙東京衛生試驗所試驗成績書ノ通、食
醋中多少ノサリチール酸ヲ含有スルハ止ヲ得サル者ト被認候ニ付テハ食醋中含
有スルサリチール酸ノ量其ノ一石中三匁以下ナルトキハ清酒ヨリ移行シタル者
ト見做御取扱相成可然之ニ反シ三匁以上ニ及フ者ハ故意ニ防腐劑ヲ加ヘタル疑
有之候ニ付事實御調査ノ上相當御措置相成様致度此段及通牒候也(別紙略ス)

●癩ニ關スル病毒其他豫防方法

明治四十二年二月二日
内務省訓第四五號

癩ハ古來本邦各地ニ蔓延シ久シク其ノ病性ヲ誤認セラレタルモ癩菌ノ發見ニ依
リテ其傳染性ナルコトヲ確定セラレタルモノニシテ主トシテ接觸ニ依リ又ハ患
者ノ鼻汁、唾液、潰瘍部ノ膿汁等ニ汚染シタル物件ヲ介シテ病毒ヲ他ニ傳播ス
ルノ危険アルモノトス是ヲ以テ政府ハ明治四十年三月本病ノ豫防ニ關シ法律第
十一號ヲ發布シ癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セズ且ツ救護者ナキモノハ之ヲ府縣
ノ療養所ニ隔離シ其他ハ各自ニ於テ消毒其ノ他豫防方法ヲ行ハシメ以テ本病ノ
蔓延ヲ防止シ漸次其ノ根絶ヲ圖ラントス然ルニ本病ハ從來非傳染性ト思惟レ來
レルト其經過緩慢ニシテ長年月ニ渉ルヲ以テ縱令外部ヨリ督勵ヲ嚴ニスル強モ
一般人民ヲシテ自衛ノ途ヲ講セシメ又患者並家人ヲシテ公德ヲ重ンセシムルニ
非ラサレバ隱微ノ間ニ於テ病毒ノ散漫ヲ來タシ所期ノ目的ヲ達センコト容易ナ
ラズ依テ一般人民ニ對シテ常ニ本病ノ性質豫防ノ方法等ヲ訓諭シ之ヲ指導シ忘ラ
サルハ勿論現ニ患者アル家ニ對シテハ特ニ左記ノ各項ノ事項ヲ指示シ學校、病
院、製造所、旅店、船舶等ニ於テ患者ヲ發見シ若クハ患者ヲ入ラシメタルトキ
亦之ニ準シテ相當處置セシムル等本病豫防ノ効果ヲ收ムルニ努ムヘシ
右訓今ス

癩ニ關スル消毒其他豫防方法

一、患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ他ノ家人等ト雜居セサルコト

- 二、患者ノ衣類、寢具其他日用器具等ハ特ニ專用ノモノヲ備ヘ他ト混同セサル様注意スルコト
- 三、患者ノ常用衣類、敷布、寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- 四、患者ノ居室ハ常に清潔ヲ保持スルコト
- 五、患者ノ居室ニハ消毒藥ヲ容レタル唾壺ヲ備フルコト
- 六、病毒ニ汚染シタル繻帶、手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑、襪類ハ燒却スルコト
- 七、患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出セントスルトキハ清潔ナル衣服ヲ着用シ又潰瘍アルモノハ其ノ繻帶ヲ更ムルコト
- 八、患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆ノ出入スル場所ニ立入ラザルコト
- 九、患者ハ牛乳搾取、飲食物、飲食物具(金屬陶器類ヲ除ク)玩具ノ調製又ハ其販賣其ノ他病毒傳播ノ虞レアル業ニ從事セサルコト
- 十、患者ノ住居シタル家屋ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレバ他ニ使用貸與又ハ授與セサルコト
- 十一、患者ノ使用シタル衣類、寢具、器具ハ勿論家人ノ常用衣類等病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレバ他ニ使用授與

- 移轉又ハ遺棄セサルコト
- 十二、患者ノ一時滞留シタル場合ニ於ケルモ其占居シタル室並其ノ使用シタル衣類、寢具、器具等ニ對シテ亦前二號ヲ適用スルコト
- 十三、看護等ノ爲メ常に患者ニ近接シ又ハ病毒汚染物件ヲ取扱フ者等ハ常に手指ノ消毒ヲモ注意シ又可成上被ヲ着用シ時々之ヲ消毒スルコト
- 十四、癩患者ノ死體ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト
- 十五、消毒方法ハ明治三十年内務省令第十三號ノ規定ニ準シ施行スルコト

●癩療養所ニ患者ヲ送致スルニ當リ鐵道輸送

上ニ關スル件

四十二年二月十八日 衛甲第二號

本年四月以降癩療養所ニ患者ヲ送致スルニ當リ鐵道輸送上ノ便宜ヲ圖ル爲相當車輛ノ供給及運賃後拂並運賃低減等ニ關シ、當省次官ヨリ鐵道院副總裁ヘ照會相成候處、今般運賃低減ノ外ハ當省次官ノ希望ニ應スル旨同總裁ヨリ回答有之即チ豫メ當該官憲ヨリ申出アルトキハ其人員ニ依リ出來得ル限り客車内ノ一部又ハ相當車輛ヲ專用トシテ供給セラレ又運賃モ當官憲ノ請求ニ依リ後拂ヒトスルコトヲ得ル儀ニ有之又私設鐵道ニ對シテモ官線同様便宜ヲ與ヘ吳レ候様鐵道院ヨリ各會社ヘ通牒シタル趣ニ候條右御承知相成度此段及通牒候也

●賣藥ノ許否ニ付効能調査方ノ件

四十二年四月五日
衛甲第二九號

近來賣藥ノ許否往々粗漏ニ流レ候哉ノ聞有之候處抑賣藥ナルモノハ多クハ患者
又ハ其家人等自ラ其病症ヲ推測シ功能書ニ依リ之ヲ使用スルモノニシテ而モ其
推測ハ多クノ疾病ニ就テハ容易ニ適中ヲ期ヘスカラサルノミナラス適當ノ時期
ニ於テ之ヲ使用スルコト能ハサル等ニ依リ完全ニ治病ノ効ヲ奏センコトハ至難
ナルヘシト雖幸ニ其推測適中シ且適當ノ時期ニ使用シタリトセンカ功能書ニ記
載セル病症ニ對シ相當ノ効能アルヘキモノタラサルヘカラス單ニ無害ヲ目的ト
シテ配伍ノ主藥カ功能書ニ記載シタル病症ニ對シ殆ト何等ノ功能アルヘシトモ
認メ難キ賣藥ヲ免許スルカ如キハ法ノ精神ニ背反スルモノト存候就テハ自今賣
藥ノ免許ニ關シテハ一層周密ナル調査ヲ遂クシメラレ候様致度依命此段及通牒
候也

●飲食物用器具取締方等ニ關スル件

四十二年五月六日
四一東已第三八號

飲食物用器具取締規則施行ニ關シテハ夫々方針ヲ定メテ御實行相成居候事ト存
候得共左記事項ニ關シテハ將來一層御配意相煩度尙他ノ物品例ヘハ有害性著色

料取締規則ノ範圍ニ屬スル玩具、防腐劑取締規則ノ範圍ニ屬スル清酒等ニ關シ
テハ各其ノ物質ニ應シ事情ノ許ス限リ同様ノ方針ニ依リ御取扱相成度依命此段
及通牒候也

- 一 小賣業者ノ外ニ製造者卸賣商輸入商アル場合ニハ可成其ノ製造者卸賣商
輸入商ニ就キ物品ヲ收去検査スルコト
- 二 販賣者ノ陳列貯藏スル物品ニ關シ試験ノ結果不良ト認メタルトキハ其旨
製造者所在府縣ヘ通知スルコト
- 三 前項若シ長否ノ判定カ程度問題ニ屬シ少シニテモ手心ニ依リ差異ヲ生ス
ル如キ疑アルトキハ製造者所在府縣ニ打合セノ上處分スルコト
- 四 製造元所在府縣ハ右通知又ハ打合アルトキハ速ニ處置回答スルコト

●癩患者救護費中ニ護送官吏旅費包含セサル件

明治四十二年六月九日

四十年法律第十一號第五條ニ依リ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ徴收スヘキ
救護費中ニハ患者ヲ療養所ニ送致スルニ要シタル費用ヲモ包含スヘキハ四十年
勅令第二百六十二號第四條ノ示ストコロニ有之候處護送官吏ノ旅費ハ右送致費
中ニ包含セサル義ト御承知相成度依命此段通牒候也

●平野水シトロン等ノ如キ口金ヲ施シタルモノ
ハ封緘票紙使用ニ及ハサル件 四十二年七月二十八日
衛發第四六二號

炭酸含有ノ平野水、シトロン、シヤンペンサイダ等ノ如キ「クロンコルク」又ハ
王冠打ト稱スル口金ヲ施シタルモノニハ其販賣スル容器ニ封緘票紙ヲ使用セシ
ムルノ必要無之ト存候條可然御處理相成度此段及通牒候也

●癩患者護送員ノ旅費所屬區分方ノ件

明治四十二年八月十八日
衛甲第五一號

本年六月衛甲第四二號ヲ以テ及通牒置候癩患者護送官吏及市町村吏員旅費支出
方ニ關シ御問合ノ向有之候處該旅費ハ各其ノ身分所屬ノ經費ヨリ支出相成ルヘ
キ義ト存候條御承知相成度依命此段及通牒候也

●種痘法第四條ノ新ニ保護者ト爲リタル者

等ニ關スル件 明治四十三年一月十二日
衛發第八號

種痘法第四條ハ種痘定期ヲ經過シタル未成年者ニ對シ同法施行後ニ於テ新ニ其

ノ保護者トナリ又ハ新ニ同法第三條ノ關係ヲ生シタル場合ノ責任ヲ規定シタル
モノニ止リ同法施行ノ際現ニ未成年者ノ保護者タリ又ハ現ニ同法第三條ノ關係
ヲ有スル者ニ付テハ適用無之從テ同法附則第四項ニ關シテモ同様ト存候條御承
知相成度往々疑義有之候趣ニ付爲念此段及通牒候也

●種痘ヲ要スル者實地調査方ニ關スル件

明治四十三年二月十四日
衛發第四九號

市町村ノ種痘事務整理ニ關シ今回及通牒候種痘ノ施行ニ就テハ豫メ種痘ヲ行
フ必要アル者ヲ調査シ遺漏ナキナ期スルハ最肝要ノ義ニ有之候處人口多數ナル
市街地ニ於テハ豫テ寄留等ノ届出ヲ怠レルモノ尠カラサルヤニ聞及ヒ候ニ付テ
ハ是等ニ對シテハ各戸ニ就キ調査スルノ外無之ト被存候條警察官吏ニ於テ戸口
調査施行ノ際此ノ點ニ注意セシメラレ則チ種痘定期ニ在ル右等無届者ヲ發見シ
タルトキハ其ノ都度市町村長ニ通牒セシメ又市町村長ニ於テ種痘期日ヲ指定シ
タル場合ハ同様警察官吏ヲシテ特ニ種痘法第十四條ノ調査ヲ履行セシムル等適
當ノ補助ヲ爲サシメ相待テ之カ實効ヲ舉グル様御配意相煩度此段及通牒候也

●船舶乘組員タル住所地ナキ未成年者種痘

施行方ノ件

明治四十三年五月五日
衛發第一九七號

船舶乘組員タル未成年者ニシテ住所地ナキ者ノ種痘期日ハ其ノ當時ノ繫船地ニ於ケル市區町村長ノ指定ニ依ルヘキ義ト存候右ハ先般地方衛生吏員會同ノ節實疑ノ次第モ有之候ニ付此段及通牒候也

●醫師藥劑師等ノ免許證直接交付官報公

告ノ件

明治四十三年五月十日
衛第三七一一五號

從來醫師、齒科醫師、藥劑師ノ免許申請及免許證ノ再下附、書換申請ニ依リ申請者ニ交付セラル、免許證ハ貴廳ニ送付致來候處向後ハ書留小包ヲ以テ直接申請者ニ送付シ特ニ交付ノ確實時期スル爲配達證明書ヲ收受スルコトニ相改メ候條御承知ノ上毎週一回行フ處ノ官報公告ニ依リ貴廳備附ノ醫籍類等整理相成様致度依命此段及通牒候也

●癩療養所ニ收容スル患者精密調査方ノ件

明治四十三年五月十二日
衛第三七三三號

癩療養所收容患者中稀ニハ症候顯著ナラス又癩菌ヲ檢出セス臨床ノ梅毒脊髓癆、牛身不隨酒渣鼻等ニアラサルヤト疑ハル、者ヲ發見シ現ニ精査中ニ屬スルモノ及扶養義務者ニ於テ既ニ引取リタルモノアリ又相當ノ職業ヲ有シ療養ノ途ナキニアラサルヘシト認メラル、カ如キモノヲ療養所ニ送致セラレタル向アリ其ノ實例トシテ收容後家事ヲ念トシテ遂ニ自宅ニ逃歸リタルモノモ有之候趣ニ聞及候處癩ノ診斷ニ關シテハ昨年地方官會議ニ於ケル協議ノ次第モ有之候間臨床的症候顯著ナル場合ノ外、細菌檢査ノ成績ニ依リテ慎重ニ之ヲ確定セシメラレ度又療養所ニ入ラシムヘキ者ハ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ浮浪者ニシテ適當ノ扶養義務者ヲ有セサル癩患者ニ限ラレ候様此ノ點ニ付テモ充分ニ御注意相煩度此段及通牒候也

●傳染病研究所ニ於テ賣捌キタル血清引換

方ノ件

明治四十三年五月三十一日
衛發第三五八號

傳染病研究所ニ於テ賣捌キタル血清引換ニシテ使用前効力持續期間（試驗月日後一ケ年）ヲ經過シタルモノアルトキハ同所ニ於テ無料ヲ以テ其ノ引換ノ請求ニ應スルコトニ相成候間御承知相成度此段及通牒候也

追テ効力持續期間經過後二ヶ月ヲ過ギ若ハ封緘其他ノ異狀アルモノハ本文

ノ例ニ依ルノ限ニ無之尙ホ交換ニ要スル運送貨等ハ請求者ノ負擔ニ有之候
此段申添候

記

- 一 液體チフテリア血清
- 一 液體破傷風血清
- 一 腸窒扶私血清
- 一 赤痢血清
- 一 虎列刺血清
- 一 ペスト血清
- 一 飯匙蛇血清
- 一 連鎖球血清
- 以上

傳染病豫防法通義

● 總 論

私しは無識無能むしきむのうですから秩序的講釋ちつじよてきかうしやくをするは至難しなんですが見
 聞きしたる處を概略述あらましべやうと思ひます
 傳染病でんせんびやうと申しますと傳染病豫防法でんせんびやうよぼうほふと云ふ法律の第一條にコ
 レラ、腸チブス、發疹チブス、赤痢、ペスト、猩紅熱、實扶
 的里、痘瘡の八種であると明らかに書いてあります之れが
 法律で定めた八種傳染病であります

傳染病とは特種の病原即ち吾人の眼に視る事の出来ない小さな微菌が吾人の身體内に這入りまして其の動作により病氣を起すのであります

傳染の種類に觸接傳染と瘴氣傳染と觸接瘴氣傳染の三つあります

病原即ち微菌は微細なる生活體で最も下等なる植物に屬します

其の形は球狀、桿狀、螺旋狀とありて運動する爲め菌毛と稱する毛狀を有します又た植物の種子に比すべき體を産出

するのを芽胞と云ひますそして患者の組織血液、體液、分泌、排泄物の中に居るのであります

傳染病毒が人の身體に竄入する部位は天然の孔竅即ち消化器の門口たる口鼻或は細微にして視る事の出来ない創傷又は皮膚の氣孔でありますこうして體内に這入りました病原菌は其の初め到達したる器臟に於て繁殖し或は水脉腺（淋巴腺）に増殖し又は血管内に入りて血流に伴はれて遠隔の部位に達して生殖を遂ぐるのであります

斯くの如く病氣に罹るには總て潜伏期と申しまして毒物を

發生するには一定の時間を費します其の數量人體に病狀を呈はすに至る間を申す又た疾病を呈はす前兆として疲勞、倦怠、食慾なく一般の疼痛の感覺あり頭痛と云ふように徴候を發するを前驅症と申します又一種特別の健康障害として熱と云ふものが出ます熱に稽留熱（昇りも降りも）弛張熱（だらと）間歇熱（時間を置ける熱）の三種あります熱が出れば呼吸心悸、脈搏が亢進しまして口が渴き汗が出て、深褐色の尿が出て頭痛、眩暈耳鳴り譫語を發し精神恍惚として心思散亂します又た先天性の免疫と申しまして身體の健康状態に

よりて感染しないものがあります之れで通論を述べ終りましたから各論に移ります

●各論

第一 コレラ

コレラと云ふ病原は今より二十七年前にローベルコツポと事ふ人が埃及に流行したる「コレラ」の患者の大便中より「コレラ」菌を發見し次で印度に大流行したとき確證したのであります之をコンマ菌と云ひます

潜伏期は數時より數日間です「コレラ」は始め何等の前徴もありませんが併し多少の倦怠を覺へ又は下痢します普通は俄かに夜間に薄い米泔汁の大便をし下腹に痛みあり多くの下痢をなし吐瀉あり、四肢、倦怠、稀に四肢及上腿の筋肉は痙攣を起します

顔面は土色となり眼は深く凹み眉は灰色となり鼻は尖り筋肉は寒冷弾力なく雜髪をなします音聲は溷濁して嘶啞す之をコレラ聲と云ひます呼吸困苦となり腹部は凹没し濛濛します患者の多數は厥冷期に於て死にます然れども二十四時

間もちこせば下痢止み心臓の力を増し發汗して全治します豫防としては寒胃及食傷を戒め暴飲暴食をなさず腸胃を健全にし身體を清潔に飲食物は煮沸して用ゆる様にするのであります

患者は必ず傳染病院に入れなければならぬのであります

第二 赤痢

赤痢の病原菌は近來或醫家は「アメバ」と云ひ他の醫家は「バチルス」であると云ひ未だ一定しませんのであります。うですが傳播をなすは間接直接に糞便でありまして排泄せ

られたる圍廁土地に於て毒性を養成し或る機會を得て人を
腦ますものです

潜伏期は三日乃至四日です此の病氣は腸に變化を起すので
ありまして専ら結腸殊に直腸にあります其の部に炎症を發
し且つ潰腸に變するのです患者は發熱し頻りに疼痛を訴
へて便に行きたくなるので之を反覆するのです醫者が之を
稱へて裏急後重と云ひます排出する糞便は血液粘液を混同
し肛門は焼けるやうであるのです肛門變赤し上皮剝脱し
ます

豫防は流行時には病人に近寄らず汚染したるものは焼却し
食物は一切煮沸して用ゐる飲料水は生水を呑まぬ様にするこ
と且つ衆人の集會所に近寄らず夜間は腹帶をする事です

第三 腸チブス

本症を單に窒扶斯と稱しますものがあります窒扶斯とは希
臘語の煙若くは霞と云ふ義です本病患者の精神恍惚として
朦朧たるが故に此の文字を借用したのです而して我國
には各地に流行又は散在性に發する事殆んど一日の閑ある
事ないのです

潜伏期は四週せんぷくきの永わたきに渉わたることがあるのです然れども長短あるのであります

前驅症まへこりはじめとしましては身體が疲勞つかれし倦怠だるく、脱力ちからぬけしうこと、動作どうさを厭いとひ食事が進すすまず輕かろき頭痛手足の輕かろき痛みありて何んとなく病に罹かかりたるを知るのです初めは少すくしく熱を發し日を遂たふて階段狀だんげいじょうに昇騰のぼりし凡およそ一週間を経れば最高度に達し約一週間暫留とこまりし第三週より漸次下降くだりします第四週の終に至れば全く普通の體温ねつがなになります高熱は無慾よくがなくなること狀態となり時々譫語うわごとを發はします甚ししきは腸出血ちやかくたをなし且つ種々合併症よびようを起し死を

招まねき或は永く健康を障害そごはするのです患者は恢復なほする時は食慾よくが非常に増加し盜食ぬすみくいしたき感あるのですから能く注意して可成流動體みづけのものを食し決して固形體かたまりのものは食してならないのです猥みだりに飲食のみくいする時は癥痕はんこんを結むすばんとする腸潰瘍ちやうのくは菲薄うすべらなる事恰かみも紙片かみきれの如きを以て容易に破裂はれつして死滅を招くのです豫防に付ては赤痢と大體たいが同じです

第四 痘瘡 (天然痘)

病原菌は不明にして男女老若を問はず起るのです殊に妊婦、産婦は感染かんせんし易やすき者です然れども一度感染する時は免

疫たちとなり五ヶ年位は大丈夫です其毒は痘瘡疹ぼうそうのふきでから出た汗の中にあるのです其の疹ふきでが化濃うみになるしたる時は強いので亦た乾いた結痂かさぶたのなか中や或は空氣の中にもあるものです

潜伏期は十日乃至十四日間です發疹期は約十三日です（即ち雷疹期二日水胞期三日化膿期三日乾固期五日）落痂期は七日乃至十日間です發病したる時は高さ熱を發し身體違和頭痛嘔下困難及び薦骨部に疼痛があります數日の後ち熱度大に減少し同時に顔面に赤色の疹ふきでを生じ漸次に身體の他部に及ぼし遂に全身に涉り口腔、鼻腔等の粘膜にも出來ます

此の疹ふきでは初め微わずかに隆起する斑點まだらなるも漸く増大にして結節かたまりとなりまして固有なる疹ふきでと變ります水胞、化膿、乾固期を経れば漸次痂かさぶたを結び落痂すれば其の部に星狀の痘痕ほしのようなるあはたを貽すのです

豫防の方法としては種痘うへんぼうそうをなすにありて他に良法はありません今を距る百十四年前英國のジエンナーと云ふ人が種痘の法を發見せられ何れも其の恩澤ありがたみに浴してより痘瘡に罹るものが稀であります

第五 發疹室扶斯

發疹室扶斯は饑饉或は戰爭室扶斯の異名があります此の病症は凶年に乘じて貧民を襲ひ又は給養不足なる遠征軍隊を侵すこと屢々なるがためであります傳播は觸接傳で患者の使用したる物品より媒介せられます潜伏期は九日以上です常に高熱を發し且つ發疹するを以て特異です特異の發疹は發病後第三日乃至第七日で驅幹手足に發し發病後兩三日を經れば出血して鮮紅或は暗紅の血斑に變るのです患者の精神は常に昏憤し熱の持續は輕症では約二週間を經ないて緩和します

豫防は腸チブスと同じです

第六 猩 紅 熱

此の病は觸接傳染の性を有し抵抗力強く能く久しく傳染性を失はないのです小兒に最も多く然れども一才未滿の嬰兒には稀れです大人に於ては殊に産褥婦に見るのであります散在性に來る事もあり又た流行性に來ることもあります潜伏期は四日乃至七日です前驅症として卒然數回の惡寒若しくは戰慄を起し體温忽ち四十度乃至其以上に達することあります嘔下の困難、惡心、嘔吐、頭痛、不安、譫語、播

搦はりがあります而して皮膚ひふに發疹ふきです先づ頸部くび、乳嘴突起部くびのまわり及項部くただきに見點あらわれし次て胸部むね、顔面かほに及ぼし忽ちに渾身からだぢうに發疹ふきでします無數交互たぐさんいりみだれくつゝまあいに相密接して彌蔓性ひろがるたちの潮紅あかみを呈あらはします頰部ほ及前額部ひたいは著明いちじるしきなる紅色あかみを顯あらはすを見ます落屑期ぼろくるとれるときと稱へまして皮膚ひふが剝離はけるします落屑はくせつは頸部くびに初まり一週乃至二週にて了ります

豫防法としては衛生法かたくまもりを嚴守かたくまもりして不攝生ふようじようをなさざることに努めらるゝを宜しとす

第七 ベスト

ペスト病原菌は兩端鈍圓の桿狀菌です線ペストは侵害せられたる處の腫張、淋巴線中に居ります肺ペストは咯痰中に存在します本病は元來鼠族の疾病にて一地方に流行するや先づ必ず鼠族間に流行し而して人間に傳播し來るを常とします前驅症としては倦怠を覺ゆ嘔吐の氣味あるも多くは缺如して居りました俄然戰慄高熱を發します時々惡寒あり身體疲勞淋巴腺腫張し疼痛ありて鼠蹠腺を侵し時としては液下或は肘腺を侵します腺腫は最初別々に觸るゝも周圍組織及皮膚に災症を波及し暗赤色を呈はします

輕症で良好なる経過をなす時は全治しますも重症は死します

肺ペストは殆んど助かつたものは一人もありません死亡率は一〇〇%であります

豫防としては鼠族の疾病なるを以て之を驅除するを最も可
とします其他蠅、蚊、蟻、虱、蚤、等も媒介をなすので
から注意して驅除し又皮膚にも注意して疵を受けないよう
にするのが肝要であります

第八 實扶的里亞

此の菌は今より二十七年前「クレーブス」と云ふ人が發見みだししました實扶的里亞の義膜中きまくにつゝまりに生存します血液及内臓に侵入するのが兆です

形状は桿狀菌で變り易き性を持つて居ります屢々楔狀となり或は少しく彎曲します義膜中にての毒素が血液中すいこみに汲收せられまして重症となります

潜伏期は二日乃至一週間位です急性に發熱し頭痛あり飲食する時は咽喉のどに少しく疼痛いたみあり咽喉内に白色の膜まくが出來ます之れが義膜です五日乃至十日の後ちは剝離はげとれします時とし

ては鼻腔に蔓延します稀には目、鼻、耳に及ぼします危険なるは喉咽より咽頭に及ぼすものがあるのです然る時は音聲嘶嘎し吠鳴様に咳嗽します呼吸切迫し笛聲の呼吸をなす喉頭より氣管枝に波及します豫防としては流行時に於ては豫防注射をなし第一接吻其他咳嗽及び實扶的里菌に侵されある飲食物の斷片、器具、衣服、寢具「ハシカチーフ」とは最も危険ですから能く注意をしないではいけません之れから一般の豫防法と云ふ事を述へようと思ひます

●一般の豫防法

傳染病の豫防には消極的ふせぎよけると積極的すすんでたしむるとの二種ありますたとへば例令

(一)は外敵の侵入を防禦ふせぎするので(二)は敵陣を襲撃おそひうちするのであつて清潔方法は消極的豫防手段で病毒の未だ浸入せざるに先ちて彼等の襲撃防備です

消毒方法は積極手段で病毒土地あるところにありとせば薬品を注ぎ家屋、衣服、糞便等病毒の所在あるところに向つて消毒法を行ひ病毒を滅殺ころすするのであります

傳染病撲滅策たいじきやくとして衛生思想を喚起よびよこしし公共心を富ましむるにありますが何にを公共心と申しますかと云ひますと他の同

胞の迷惑めいわくとなり又た損害となるものは堅く之を避け又た避
けんとする一片の衷情まごころあるものゝ謂ひてあります

此の一片の公共心ありて衛生の途を講ずべく病毒の撲滅ねだやしを
謀るべく多數の災危わざはひを除くを得べく健全たる國民を造るを
得るのであります

個人衛生わたくしのえいせいの發達すれば従て公衆衛生おほやけのえいせいの發達するは必然まづとで
す豈に忽諸ゆるがせに付してはなりませんや、そこで常に注意べき
は第一住居の不潔、第二井戸、第三便所、肥料溜こえだめ、第四臺所征
伐、第五不攝生、第六隱蔽かくすの陋習わるいならはし、第七無意味むくつなしに尙傳染病

を恐る事の七つです

●一般の消毒方法

消毒方法と云ては

第一、炊事場、總ての飲食器具は煮沸する事、其他石炭酸、石灰乳を撒布するのです、

第二、浴場は石炭酸石灰乳にて消毒する事

第三、病室及び室内器具は薬物蒸氣消毒を施し疊の表裏を消毒し更に日光に曝露し床下、壁、柱、其他を消毒し衣類寝具は蒸氣消毒に附し塵埃は悉く焼却すること

- 第四、廊下、側壁、柱其他は盡く石炭酸水にて消毒する事
 - 第五、便所特に注意して便壺及び其周圍をば石炭乳にて消毒し戸扉、把手、壁、踏段、簾込、渡廊下、手洗鉢等は石炭酸水にて消毒すること
 - 第六、下水、塵芥溜、汚水溜、は石炭乳にて消毒すること
 - 第七、溝渠は石灰乳を投じ浚渫をなす事
 - 第八、井戸は悉く生石灰乳にて消毒し浚ひをなすこと
- 斯く病毒を未發に防禦の爲め清潔方法をなし且つ病毒發生しましたときは病毒所在に對し適當の措置を以て消毒方法

をしましたときは之れが撲滅たいぢするは明かです消毒方法は焼却、蒸氣、煮沸、藥物消毒と云ふ事に法律が明示しめしして居ります終りに望みて尙ほ一言致します

一、井水使用を全廢やめたし水道淨水を用ゆること(水道のなき所は生水を飲まぬ事)
但し水道栓に布片を纏附まとひつけすることは却て宜しくない若し止むを得ず之を用ゆる場合は日々取替へ、布片を洗濯あらひ乾燥かわかしたるものを用ゐるのです

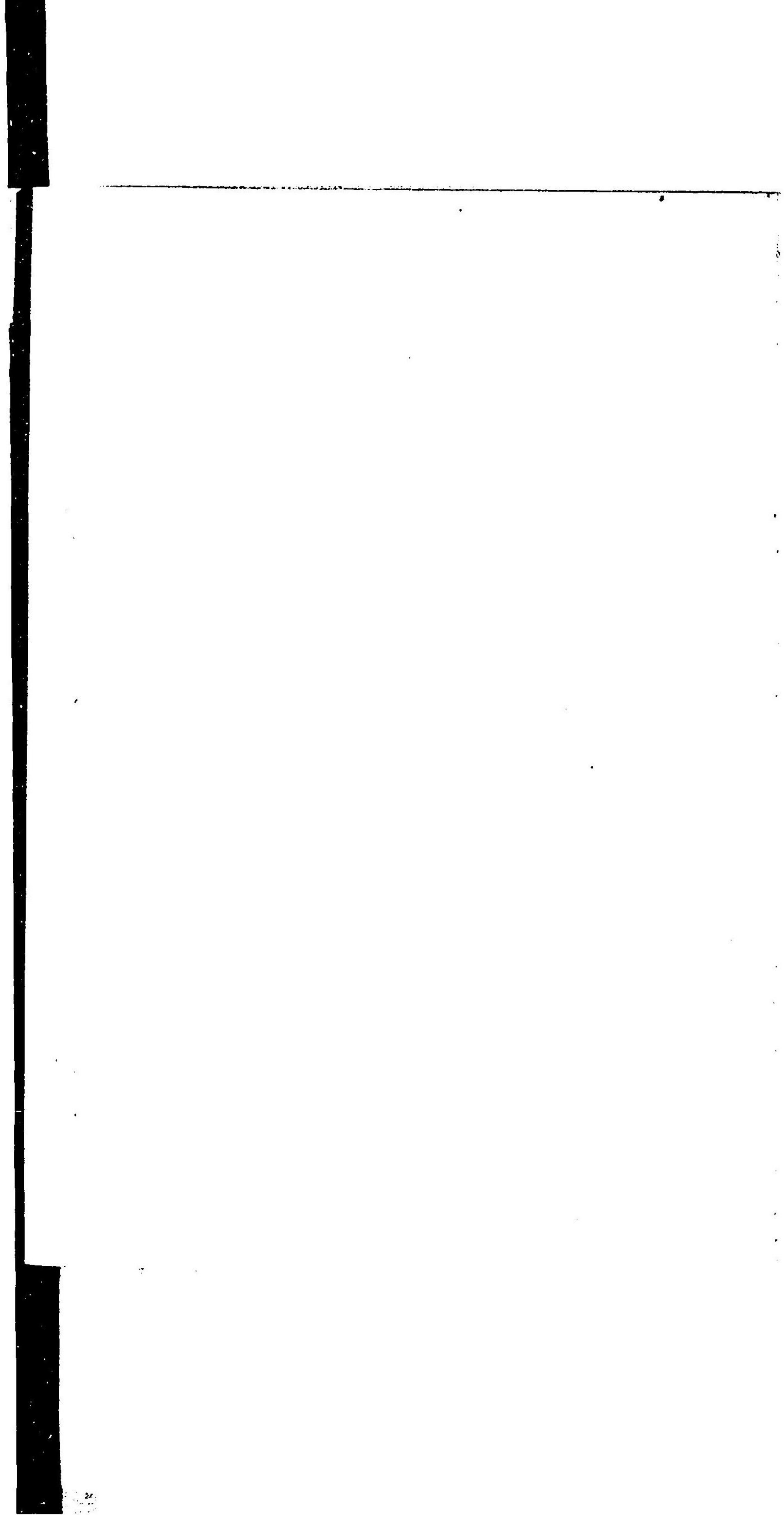
二、飲食物は凡て充分に煮るか又は充分に焼きて食なまらし生物は一切食せざること

三、食器は成る可く多量の淨水みづ又は熱湯にえゆを以て洗ふ事布巾ふきんは清潔なるものを用ひなければならぬ、故に不足なき様幾枚かを備へ置き常に日光に乾かし置くこと

四、各自の手指の消毒、凡そ手指程様々の物體に觸接ふれあはせするものはなく、隨て黴菌等どくなどの附着する機會かひも亦た多いのです、故に屢々手指を消毒する事は豫防上頗る有力きくめあるなる方法と信じます幸に我々日本人の習慣として便所より出てたる際には必ず手を洗ふを常とするを以て、今此の良習慣よきならはせを利用して便所の手洗鉢に昇汞水の如き消毒液くすりを入れ置かば其の

都度、手指は清淨無菌きれいにどくがなくなるとなる譯です、之れ甚だ實行まことまよするに
易く且つ消毒液の如きも安値に購かひ得るの便あります、故
に此の方法は少くとも傳染病患者ある家族は勿論附近に發
病者ある際は是非共實行したきものです、尙外出者は歸宅
に際し其都度衣服の塵埃ほこりを拂ふとか、含嗽藥うがいぐすりを備へ置きて
時々含嗽するが如きも皆之れ豫防の有効きゝめあるなる手段てだてでありま
す

傳染病豫防法通義終



願屆書式

④醫師免許證下附申請書書式

醫師免許證下附申請書

二十圓
印紙

本籍地
住所地

族籍

氏

名
年 月 日 生

右者醫籍登錄ノ上醫師免許證御下附相成度別紙醫科大學醫學部 卒業證 (試驗
何醫學專門學校及第證)寫並戶籍謄本相添へ此段及申請候也

年 月 日

內務大臣宛

願屆書式

右
氏

名印

五三五

●醫師(又ハ齒科醫師)開業届書式

醫師(又ハ齒科醫師)開業届

- 一、氏名 外國人ナレハ片假名ニテ記スヘシ
- 二、男女別 男又ハ女ト記スヘシ
- 三、住所 道府縣郡市區町村大字番地(寄留又ハ同居者ナレハ其ノ氏名トモ)ノ
- 四、本籍 道府縣郡市區町村大字番地(同居者ナレハ其ノ)ノ(戸主ノ氏名トモ)ヲ記スヘシ
- 五、年齢 但本籍地住所地ニ同シケレハ「住所地ニ同シ」ト記スヘシ
生年月日ヲ記スヘシ
- 六、族稱 何廳府縣華士族又ハ平民ト記スヘシ外國人ナレハ「ナシ」ト記スヘシ
- 七、業務ノ種別 醫師、齒科醫師、等免狀面記載ノ業務名ヲ記スヘシ
試験及第、舊試験及第、府縣立醫學校卒業、大學卒業、高等
- 八、免狀ヲ得タル事由 學校卒業、官立醫學專門學校卒業、外國醫學校卒業、奉職履歷、從來開業、從來開業醫子弟限地許可等ヲ記スヘシ

- 九、免狀番號及免狀下付年月日 免狀面ニ記載シタル番號及年月日ヲ記スヘシ
- 十、開業ノ場所 何郡市區町村大字番地(同居ナレハ何某)診察所治療所又ハ診察出張所治療所等但シニケ以上ナル時ハ之ヲ併記ス可シ
- 十一、奉職ノ官公署 官公署ノ名稱ヲ記ス可シ但シ奉職セサルモノハ「ナシ」ト記ス可シ
- 十二、轉住ノ年月日 何年月道府縣郡市區町村大字番地ヨリ轉住ト記スヘシ但シ新ニ免狀ヲ受ケタルモノハ本項記載ヲ要セス

右及御届候也

年月日

地方長官宛

醫師(又ハ齒科醫師)異動届書式

醫師(又ハ齒科醫師)異動届

住所 氏

名

右 氏

名印

願届書式

五三七

願届書式

五三八

一 異動ノ事項
 二 異動ノ生シタル日
 右及御届候也
 年月日

何年月日

右氏 名印

地方長官宛
 (記載方) 住所氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ前記ノ住所氏名ハ異動前ノモ

● 傳染病患者診斷届書式

傳染病患者診斷届

本籍 住所

族稱 氏

名 年 月 日生

一病名

一、發病年月日
一、診定年月日

(患者ノ希望
送院又ハ自宅療養)

右及御届候也
年 月 日

住 所

醫師 氏

名 印

◎傳染病患者轉歸届書式

傳染病患者轉歸届

住 所

氏

名

一、全治年月日

一、死亡年月日

一、轉院又ハ轉醫年月日

右及御届候也

年 月 日

住 所

醫師 氏

名 印

届届書式

五三九